

社 会 正 義

紀 要

22

目 次

<巻頭言>

巻頭言	青木 清	1
-----	------	---

<講演会>

日本の難民認定制度をどう見直すべきか (1)	本間 浩	3
------------------------	------	---

日本の難民認定制度をどう見直すべきか (2)	大貫憲介	21
------------------------	------	----

<第 22 回国際シンポジウム>

瀋陽総領事館事件における法と外交	江藤淳一	47
------------------	------	----

<研究ノート>

難民に関する調査 全学共通科目「難民」(2000 年度)・「難民と人権」

(2002 年度) 受講生の場合	保岡孝顕	59
------------------	------	----

The Social Dimension of Jesuit Core Curriculum in a Global World

	PUTHENKALAM John Joseph	77
--	-------------------------	----

The Expectation for Life Science in the 21st Century

	AOKI Kiyoshi	83
--	--------------	----

<論文>

心神喪失者等医療観察法案と触法精神障害者の治療を受ける権利

	町野 朔	85
--	------	----

宗教界における女性の位置

	ホアン・マシア	97
--	---------	----

グローバリゼーションの光と影

「真のグローバリズム」を構築するための必要な理解を	保岡孝顕	107
---------------------------	------	-----

<資料>

War is a Defeat for Humanity		115
------------------------------	--	-----

<活動報告>

上智大学社会正義研究所活動報告(2002 年 - 2003 年)		117
----------------------------------	--	-----

Institute for the Study of Social Justice, Sophia University (2002 - 2003)

		127
--	--	-----

<巻頭言>

巻頭言

青木 清

（上智大学社会正義研究所長）

地球の人口は開発途上国を中心にものすごい勢いで増加しており、2050年には85億人の人口が予測されている。今や有限の世界である地球上に100億近い人間が衣食足りて生活することは不可能であって、世界の平和の中で人類の生存を考えるなら、今のうちに先進諸国は責任を持ってこの人口と食糧の問題に対応しておく必要がある。これまでも地球環境の悪化が生じているのに、さらなる人口の増加や技術の乱用は、地球環境のさらなる悪化をまねき、人類の生存を守ることができなくなることは自明である。したがって先進諸国は地球上における人類の生存を守るために何をすべきか、またどのような社会を構築するかを明示していくことが大事である。日本は先進諸国の一つであり、またアジアにおける数少ない先進国といわれる国である。それ故に日本のはたすべき役割は国際的にみても大きいといえる。

このような国際状況にあって、日本は地球環境の改善と食糧生産や医療技術や医薬品などの生産をどのようにあげていくか、また対外的に難民救済のための支援や受入れをどうするかなど多くの課題と取り組まなければならない。そのためにはこれまでの20世紀に培われてきた資本主義経済社会からもたらされた価値観を変え、こともしなければならぬであろう。このことは容易なことではないが、人類が生存していくためにはどうしても通らねばならない道であると思っている。このようなことは21世紀の今日の国際社会の混乱のなかでは難しいことではあるが、上記のこの実現化をめざすなら日本こそ平和な国際社会の構築に貢献できるのではないだろうか。

本紀要を刊行するにあたり明記しておきたいことは、2003年2月24日から3日間にわたりバチカンで開かれた教皇庁生命アカデミーの総会において、医学医療・生物科学・倫理神学・法学などの研究者に示した教皇ヨハネ・パウロ二世の言葉である。

それは「生物・医学的研究と医療ケアの面で先進国と開発途上国の間で広がる『極端に深刻で容認し難い溝』ができていく。大事なことはこれら貧しい国々の人々に対して先進国が科学的、文化的資源を提供しないで無視しておくことは、彼らを貧困や経済搾取、保健衛生上の基盤の欠如にさらすだけでなく、不正義であり、グローバル化した世界に長期的な脅威をもたらすことになる」と述べたことである。

筆者は今年3月で社会正義研究所の職を退くとともに、上智大学を退職する。

武市英雄前所長の所長職のあと、一年間させていただいたが、学ぶことは非常に多かった。各所員の努力と協力によって無事、所長職をすますことができたが、それもひとえに保岡孝顕氏の献身的支援と協力があったことで深く感謝する次第である。ここに所員および事務局の方に心から謝辞を表したい。

<講演会>

日本の難民認定制度をどう見直すべきか（1）

本間 浩

（駿河台大学教授）

司会（保岡孝顕） 今日では駿河台大学で国際法の本間浩先生をお招きすることができました。「日本の難民認定制度をどう見直すべきか（1）」というテーマでお話をいただきます。まず講演会開催にあたって、研究所の青木所長から御挨拶をお願いいたします。

青木 みなさん、こんばんは。お忙しいところお越しいただきありがとうございます。今回、社会正義研究所では、保岡孝顕先生が担当いたしました。まず最初にシリーズとしてこの難民問題をやってみようということでございまして、駿河台大学の本間先生にご依頼したのであります。これを最初としまして、今後も、このような難民問題を学術的な面から検討していこうと考えています。当研究所としても、難民問題はメインテーマの一つでありますので、これを機会にいらっしやってください。難民問題については、本間先生の専門の分野から分かりやすくお話しただけだと思いますけれど、どうぞ遠慮なく質問して、難民問題をご自分の身近な問題として受け取ってください。キャッチボールするようなつもりで、ご質問・ご意見いただければと思います。本当に今日は本間先生にはお忙しいところおいでくださってありがとうございます。ということで、これから司会を保岡先生にお任せいたします、この会を始めたいと思います。それではお願いいたします。

司会 本間先生をご紹介します。皆さんのお手元にもレジュメで配られていると思いますが、国会図書館調査委員を経て、現在は駿河台大学で国際法の授業を行っておられます。国際難民法が先生の研究テーマであります。主な著書には『難民問題とは何か』や『在日米軍地位協定概論』など非常に重要な、法律的な制度の枠組みを展開されております。それでは、約一時間ばかりご講演いただいた後、質疑応答にうつります。

本間 みなさん、こんばんは。研究所長から、キャッチボールするよというお話がありましたが、キャッチボールするためには、私が受け取りやすい球を投げなければいけません。果たしてそういう球を投げることができるだろうか、私が投げる球が、ナチュラルシュートしたり、真っ直ぐいかないかもしれないです。

この上智大学とはとても縁が深くて、この大学で憲法を担当されておられた佐藤

功という憲法の大御所の先生がいらっしゃいました頃、また国際法では高野雄一という方が駿河台大学で教鞭をとっておられまして、その頃にこのキャンパスに何度も来たことがあります。というのも、さっき保岡さんのお話にありましたように、私は国会図書館で調査を担当する仕事をしていたのですが、現実にかかる様々な政治問題、社会問題、経済などの分野で国会議員が質問します。国会議員の方々は専門家ではありませんから、何をどのように取り組んでいいのか分からないのです。しかし、国会議員の方々が私どもにぶつけてくるのはすべて教科書に書いてない問題ばかりです。そうすると私どもは一応、理論的な枠組みを考へるのですが、それで果たしていいのかどうかということに自信がないものですから、上智大学にお伺いして佐藤先生や高野先生にご意見を伺うということで、この大学にはよく来ておりました。さらにこの上智大学では、皆さんご存知の緒方貞子国連難民高等弁務官はこの大学で教鞭をとっておられました。皆さんにとっても憧れの星だろうと思います。実は私にとっても憧れの星であります。難民問題に関しての、特に日本の法律的な問題については、私が緒方先生をサポートしていましたので、緒方高等弁務官にも何度もお目にかかりました。では、いよいよ本題に入りたいと思います。

難民認定において根本的に考へるべきことは何か

日本で最近になって特に、難民認定制度ということが社会的に大きな関心を生ずようになりました。皆さんもご存知のように、中国瀋陽の駐在日本総領事館に逃げこもうとした北朝鮮からの家族に対する総領事館の対応が非常にまずかったということで批判的に言われています。それをきっかけに日本が難民と認定した事例が、「異常」に少ない現状に目が向けられることになりました。朝日新聞の社説でも、その背後に日本の難民認定制度のあり方に問題があるからではないかという指摘がなされたのであります。しかし、この経緯は実は多様な問題を含んでいたと思います。例えば、瀋陽で逃げ込んだ北朝鮮の家族について、果たして難民条約上の難民と言える人たちであったかということです。もし難民条約上の難民と言えないのであれば、あの人たちについて日本はどのように対処したらよかったのかという問題が出てきたのです。この根本にある問題はもっと奥深い問題だと思っております。それはその次にお話するとして、日本で難民認定される人が「異常」に少ない、私どもはこれまでの政府の難民認定制度のあり方を批判しました。けれども、これに対して日本政府の反論は、「もともと日本に難民として認定して欲しいという事例そのものが少ないのであって、掛け算をするときの母数が少ないようなもので、認定率そのものは欧米と変わらないのだ」という言い分であります。しかし、単なる数の上での比率が欧米と変わらないという背後には多くの問題が含まれているの

です。まず、難民と認定して欲しいという申請がなぜ日本に少ないのかということです。それは日本に認定申請しても、なかなか難民と認定してもらえないと思われるからではないか。このような反論もできるわけです。それから、日本では、難民として認定して欲しいという意志を文書などに明示しないと、難民認定申請者として扱ってくれないことがあります。そのこと自体は、本人の意志を明確に確認するという点では確実な方法であると言えます。しかし、難民認定を申請する人がしばしば日本にたどり着く途中で、公権力による迫害を受けてきているので、お役人と見ると心を閉ざしてしまいがちになってしまいます。そうしますと、難民認定して欲しいという心理を本当に確かめられるかどうかということになります。そういう配慮が足りないのです。ちなみにドイツの例を申し上げますと、文書によって申請をすることはもちろんですが、正式な文書ではなくてもいいし、口頭の場合もあります。というのも、申請を受け付ける側が当人の態度を見て意志を確かめるからです。申し上げましたように、難民となる方はしばしば心理的に非常なストレスを持っていますので、態度や行動から心理状態をつかみとって、意志を汲み取ることが大切です。そういう手続きをやって、ドイツではだいたい 1 年間の認定申請数が最近でも 10 万人とか 15 万人という数字になります。そして 1 万人とか 2 万人くらいの方が難民として認定されます。

日本では難民条約が国内的に適應されるようになったのは 1982 年 1 月 1 日からです。ですから、今年でちょうど 20 年目になるのですが、その間に難民と認定された人が 291 人です。しかも 291 という数字の中のかなり多くがインドシナ難民で、日本にたどり着いた後に、難民認定を申請して認定された人たちが恐らく 130 人くらいいると思われます。インドシナ難民を除きますと、本当に日本にたどり着いて難民として認定された人はたかだか 150～160 人という数字なのです。20 年間にたかだか 150 人～160 人しか難民として認定されていない。これはもう異常としか言いようがないですね。私たちはどうしても政府に批判的な目を向けざるを得ないわけです。ただ、いきなりこの認定制度の問題を行政技術的な側面から批判的に捉える前に、なぜそのような取り扱いになってしまうのかという根本から考える必要があると思うのです。その根本にある問題を考えることによって、行政技術的なレベルの問題も見直しを考えることができるのではないかと思います。難民とは何かということではみなさん既にご存知だと思いますので、私はわざわざレジュメには書き込んでおきませんでしたが、「人種・宗教・国籍・特定の社会的集団に帰属していること」、または「政治的意見の理由で迫害を受ける恐れがある人たちである」という定義が難民条約に定められています。この定義自体が今、問題になっています。これはまた後で申し上げたいと思います。この難民条約上難民の定義

の中で特にエッセンスと考えられているのが、「迫害」という概念です。この迫害という概念は本国における極端な人権侵害と言えるでしょうか。もしそうだとすると、逆に「人権侵害はすべて迫害になるか」というと必ずしもそうとは言えません。この日本においても人権侵害が行なわれます。それをもって迫害と言えるかどうかという決してそうとは言えない。そうすると同じ人権侵害ありながら、迫害というレベルになるというのは、どういうことをもって言えるのか。つまり、人権侵害を受ける人の生命・身体・自由が極度な危険に晒されるレベルの危険状態におかれた場合にこれを迫害と言います。この「人権侵害を受けた」という捉え方、実はそこに複雑な構造があります。みなさんの中にも日本国憲法を勉強している方がいらっしゃるかと思います。国家権力が人権を侵害して、同じ国における別の機関（具体的には裁判所）が人権救済にあたる、これをもって人権保障と言っているわけです。ところが、難民の場合は、人権侵害を行なったのは他の国で、人権侵害を受けた人は、その逃れてきた国で保護されるわけですから、難民を保護する国からすれば、人権侵害を行なっていませんので、責任はそもそもないのです。しかしながら、基本的人権というものの普遍性からすれば、人権侵害を受けた人を救済することは当然の責務であると主張することができます。他国で人権侵害を受けた人々の人権保障は他の国が行なうという仕組みに、つながらない部分があるわけです。私はこれを「断層」と言っていますが、難民を保護することが法的義務ではないと、言い逃れされても、認めざるを得ないような余地が出てくるのです。

別の見方をすれば、難民保護は人権保障の一貫であると考えられることもできます。難民保護というのが人権保障につながると考えますと、日本国憲法のように、「いかなる公務員も基本的人権を保障しなければいけない、人権擁護について責任を負う」と憲法に定められていますから、他の国で人権侵害が行なわれたのだから、「日本国としては難民認定をする必要がないのだ」というだけでは済まないでしょう。このように法律論的に考えても問題が残っています。その点、難民保護の法的義務に関する研究が十分になされていないと思います。今までの研究というのは、現在の限界をそのまま承認した上で、それを理論化していくというレベルに留まっているのではないのでしょうか。難民保護ということが人権保障の一環だ、という考え方も歴史的に振り返りますと、決してかつてからあったわけではあったわけではありません。例えば難民の国際的保護制度というのは、1917年にロシア革命が起こってから反革命が行なわれて、非常に混乱しました。ロシアに対する干渉に関わった大国、その一つに日本もありますが、そうした干渉した国の軍隊の後を追うようにたくさんのロシア難民が流出しました。このロシア難民を保護するという考えがどうのようにして出たかと言いますと、ロシア難民の人権保護というよりもヨーロッ

パの国際政治秩序を再構築するという必要から考えられたと言えます。私は『難民問題とは何か』という岩波新書の中でも少し書いていますが、国際連盟難民高等弁務官の初代弁務官にフリチョフ・ナンセン（1929 年）―彼はかつてのノルウェーの探検家でありましたが―この人がこの難民高等弁務官になります。このナンセンにとっては、ロシアの安定なくしてヨーロッパの安定はない。ヨーロッパの安定なくしてノルウェーの安定はない。このような政治的配慮から、ロシア難民の保護について考えざるを得ない状況だったのです。ですから、この段階では人権保障という考え方はあまり見られなかったと言っていると思います。それがナチス・ヒトラー政権の時代になって以降、1933 年頃から（特に広がったのは 1938 年ですけれども）、ユダヤ人たちに対する迫害があって、ユダヤ人たちが流出した。このユダヤ系の難民を救済しなければならないという考えから、人権擁護的な考え方が次第に大きくなっていったと言えます。第 2 次世界大戦後、難民保護が密接に人権擁護と関係があることは、世界人権宣言をはじめ、難民条約にも一貫して流れているのです。

しかし、それでは人権擁護ということに関係あるのであれば、難民保護は法的な義務になるかということ、そうはなっていない。なぜそうなっていないのかという点に関しては後でお話したいと思います。難民保護の問題について各国はどう考えるかということですが、横軸の片方には人権保障という考え方があり、もう片方には国家の出入国管理という考え方があると思います。そして、その一つの線の両端の中で、各国がどういう位置付けをとっているか、見ることができます。しかし、本来、人権保障は何にも増して価値の重いものですから、人権保障の考え方と出入国管理の要請の問題とは拮抗関係にはありえないと考えております。それはともかく片方を人権保障、もう片方を国家の出入国管理という両極端の間の中で各国がそれぞれどういう姿勢をとるかを見るとすれば、一体この日本はどのように見えるでしょうか。この点からすると、もう結論としては極めてお粗末な評価を与えざるを得ないです。

難民認定をめぐる実的な諸問題

そこで、日本国政府はなぜそんなに消極的な姿勢を取るのでしょうか、日本国政府の判断は客観性を欠いていると言うことは簡単なのですが、ではなぜそうなのか、という背後にある実的な問題も考えておく必要があると思います。一つは、難民と認定することは、他国に対する対外的悪影響を危惧するということがあります。要するに、迫害などの状況にある個人を難民とすることは、個人に対する迫害があるとするわけです。そうすると、どこで迫害があるかということと母国なのです。

その国が迫害するのだということを日本が認定したことになるわけです。それに対して、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）規定において、難民に対する庇護とか保護は「本質的に人道的なものであって非政治的なものである」と言っているわけです。国連機関がやると、人道的・非政治的であって、国家がやると、非人道的で政治的になると考える。UNHCR が人道的・非政治的な活動として難民保護活動を捉えているのであれば、その特徴はやはり各国が行なう難民保護にもあてはまるのではないのでしょうか。それから、その難民保護条約が国際的に一般的な性格を持っていますが（現在、難民保護条約に加盟している国は 144 カ国くらいになります）、それでも、いったん難民と認めても、なおも迫害している国に不信感を与えている場合は懸念しなければなりません。ですから難民を保護することはそれだけの責任を負うことでもあります。また、難民の庇護とか保護ということが人権の擁護や人道性という観点にたって客観的なものであるというイメージを与えるものでなければなりません。

二番目に、日本の難民認定制度の内容ですが、難民をなるべく認めたくないという雰囲気が日本政府の態度にあると思います。確かに、難民認定申請が激増しますと、難民認定制度は機能麻痺を起こします。1992～93 年にかけて、ドイツには 40 万人の難民が詰め掛けました。そのために、ドイツの認定機関は、完全に機能麻痺に陥りました。それを見て日本政府は、「それ見たことか」と思ったわけです。ドイツでこうなった背景には、ドイツは外国人労働者の受け入れ制度というのをずっと長くやっていたりして、そのことがドイツの戦後の経済復興に大きく力を持ったのですが、そういうかたちでドイツに入り込んだ人たちは、ドイツに生活の拠点を築くということになりました。そういう人たちを頼りに、次々に外から難民と認定して欲しいという人たちが（本当は難民としての要素がない人たちかも知れないですが）ドイツに大量に入ってきたのです。日本では、こんなに難民として認定して欲しいという人が大量に来たという事例は今まで一度もありません。にもかかわらず、ドイツの例を見て危惧しているわけですが、こういうことを「^{ツツ}墓にこりて^{ツツ}胎を吹く」というのです。では、ちなみにドイツはどうしたかというと、一つは手続きを迅速化し、もう一つは、最近批判が強いものですが、安全な第三国から来た人については最初から受け付けないということによって裁いていたわけです。

三番目には、難民の大量流入ということに対する危惧であります。最近、民族対立とか宗教対立のもとに内戦が起きますと、難民流出が大量化します。そうしますと、集団難民に対する難民保護条約による選抜ということが不可能になってきます。その過程ではそういう人たちに、難民条約を適用することがいいかどうかということが問題になってきます。例えば、ボスニア・ヘルツェゴヴィナあるいはコ

ソヴォの事例などにおいても、しばしば対立する民族の女性が、女性であるがゆえに、あるいは対立する民族の子どもは、子どもであるがゆえに、真っ先に迫害の対象になるという事例が頻繁に起こりました。なぜなら、女性は次の対立する民族勢力を生み出し、子どもは次の対立する民族勢力の中核あるいは基盤を担うからです。そのために彼らが真っ先に狙われるのです。そこで最近、難民についての国際会議では、国際難民条約の定義を変えようという動きがあります。難民とは何か、先ほど言いましたように、「人種・宗教・国籍、特定の社会的集団に帰属していること」あるいは、「政治的意見のために迫害を受けていること」。それに、「女性である、あるいは子どもであることなどの理由で迫害を受けている」という場合も難民の中に入れようという案が出てきています。それに対して、従来の認定の範囲で十分だという反論もあります。

確かに、大量に難民がやってくると、財政的・社会的・政治的に大変な負担を負います。これが難民を法的義務化にすることのできない最大の原因、あるいは根本的な原因と言っていると思いますが、諸外国は常に難民の大量流入に対して警戒し続けているわけであります。それにもかかわらず、実際には大量難民はしばしば発生するわけです。難民の問題というのは、その中心は大量難民の問題と言っていると思います。それに対して各国はどうしているかといいますと、難民条約に基づく難民とは別枠を作って、その受け入れ枠の可能な限りで受け入れるということをやっております。

日本の難民認定制度のどこが、どのように問題なのか

それだけのことを前提にしまして、次に日本の難民認定の諸問題という話に入りたいと思います。出入国法と難民認定法などは、日本の国内法で規定されている制度であります。それに伴って、今度はその右側を見ていただきたいのですが、一時庇護上陸許可を与えた後で、その人たちの法的地位をどのように扱うのか、極めて不安定な状態にあります。これについてはまた後でお話します。また認定申請については、60日以内に提出すること、という時間的制限がついています。しばしば60日過ぎてから申請が出てきます。そうしますと、法務省の側は、申請として受理しないのです。こういう行政技術的な判断によって受け付けないということで果たして許されるのでしょうか。本人にとってみれば、60日過ぎていたとしても、本人が本国に帰った場合に迫害を受ける恐れがあるとするならば、それはやはり保護の対象にしなければならないと思います。そこで、最近各政党が認定制度の改定案を出しております。ある政党は、60日という期限を延長するというもので、いつまでかということは明確にしておりません。それに対して、政権を握っている党

と言ってしまえばもう分かってしまうでしょうが、その党は、180日まで延長するということを言っているわけです。しかし、これは本質的な解決にはならないでしょう。それは、180日まで伸びた場合に、例えば難民になるような人は本国に家族を残してきたというケースが多いのです。自分が今、難民認定申請をして難民に認定されたということが、母国に残した家族に危険が及ぶか及ばないか、非常に不安に思っているわけです。そんな状況で期限ぎりぎりになってもなお提出しないことだってありうるのです。60日が180日になっても同じことだと私は思うのですね。ドイツなどは、その点は非常に柔軟な扱いをしております。「遅滞なく提出しなければいけない」ということが、法律で定められているわけです。では、「遅滞なく」ということですが、例えば常識的な判断を超えて遅れて出された申請についてどうするかというと、どうして遅れたのかということについて当人に証言させます。そして、その証言が納得できるものである場合、「遅滞なく」という抽象的な期限を超えた申請についても受け付けているわけです。そういう柔軟性のある受理の仕方を考案しない限り、いくら受理の日数を延ばしたところで、解決にはならないと私は思います。

それから、日本では法務省の難民調査官が調査を行ないます。この調査が大変重要な意味を持つのですが、難民調査官というのが、非常に数が少ない。また、調査官と認定官とがどういう関係にあるかということも明確でないのです。ともかく法務省の中では、この調査をする人、それから実際に認定をする人のポストというのは、法務省の中のいわゆる職階制の一段階を通過するときに、その職務にあたるというに過ぎません。ですから、時間が経って、例えば、お役人の世界では3年が普通の交代期ということになりますが、3年過ぎるともう一つ上のランクに行くということになるわけですが、そのランクに行くときに、今まで難民問題について調査をしてきた、あるいは今まで認定について経験を積んだその人たちは、全く無関係なところに行ってしまうのです。つまり、難民調査官、あるいは難民認定を行なう係官の経験職が少しも蓄積されない状況にあるということです。それから、弁護人の関与ということについても、もう少しきちんと弁護人を関与させるということにすれば、難民認定の一つ一つの手続きについて法廷で論議されるということになって、制度の客観性あるいは精緻化が期待できるわけです。けれども、そういう点で弁護人の関与のあり方が今ひとつはつきりせず、通常の民事裁判や刑事裁判の弁護人手続きと変わらない手続きしか与えられていません。また、この異議申し立てということについては、皆さんご存知でしょうから、改めて言うことはないでしょう。けれども、法務大臣が認定を行なう、この認定について異議がある場合、日本の制度では法務大臣が異議申し立てについての審査をするということになって

います。これは、観念的制度論と言われるかもしれませんが、法務大臣が自分で認定したものを異議申し立ての手続きがあって、これをひっくり返すというのはありえないことです。そうすると、異議申し立て手続きは最初の法務大臣による認定、これは実際には難民認定室というところでやっているわけですが、それとは別の手続きによって、あるいは別の機関によって審査されなければならないと思います。その点で日本の制度には問題があると思います。

さらにもう一つ、私はこれが一番の問題だと思いますが、日本の裁判所の関わりが非常に希薄であると言えます。例えば日本の裁判所というのは、法律に基づく裁判ということを言うわけです。法律に基づく裁判という場合、一番の問題は、外国の事情というのをどう判断するかということです。それについて裁判所はとかく、外務省から伝えられる情報を根拠にするという傾向が非常に強いのです。そうすると、認定結果というのはどうしても政府サイド、法務省サイドの判断を裁判所が取るということになってしまって、この難民認定の客観化あるいは緻密化ということにはちっともつながらないという欠陥があるのです。

どのような見直しが考えられるのか

次に、「難民認定をめぐる諸制度の見直し」に入りたいと思います。まずこれについても話をすると時間がいくらあっても足りないのですが、私は四つばかり考えました。

一つは、認定機関の問題であります。しばしば、弁護士会などでは、法務省の内部機関とするのか、それとも法務省の外部機関とするのか、どちらがいいのかという案が出されております。こういう問題を考える場合、求められる機能の面から考えていく必要があると思います。その求められる機能というのは、こういうことです。迫害の判断、つまり人権擁護という面についてどれだけ明確な意識を持っているか、あるいは持つことができるだろうか、また先ほども申しましたように、申請者の心理状態をどこまで読むことができるか、あるいは申請者の本国の実情把握はどこまでできるかということです。最近、今日ここにいらっしゃるかどうかわかりませんが、アフガニスタンから来た方で、ハザラ族が日本に難民認定申請をして、それが拒否され、裁判所に訴えるという事例が起っております。今アフガニスタンはカブールの周囲は従来に比べて安心になったのだから、このハザラ族といえども、難民認定を認める必要はないという捉え方が一方でなされていきました。一方でドイツではこういう考え方がなされております。ドイツの裁判所でもありますけれども、ハザラ族が、アフガニスタンでどういう地域に住んでいるかということ、これは、イランとの国境地帯で集団で生活しているということ、つまり、ハザラ族

がそこまでたどり着くためには、まずカブールに長い距離を移動しなければいけないわけですが、その期間がハザラ族にとって安全であるかどうか、まだ安全とさえ言えないだろうということです。そういう状況を見ると、ハザラ族について迫害を受ける状況がある、認定せざるを得ないという判断を、裁判所は下しているのです。

そういう点で、日本の裁判所は、ハザラ族についての情報も外務省の情報を根拠にします。外務省の情報というと、これはカブールの周辺の、権力の上層部にいる人たちからの情報を便りにしているわけです。そこに問題がある。そうすると、判断の客観性あるいは独立性を確保するためには、準司法的な機能というものを考えざるを得ない。すると、法務省が、内部機関として確立することができるか、確立できないのであれば、これは外部機関として設立を考えざるを得ない考えるわけです。審判官の機能と地理ということ、みなさんの質問時間を短くして申し訳ないのだけれども、これだけは言うておかないといけないので言わせてください。日本の審判官は、まず先ほどもちょっと申し上げましたが、難民調査官とどういう関係にあるかということが分かりません。同じ組織上の上下関係にいとすれば、問題が生ずるのではないかと思います。審判官が判断的確性とか客観性を確保するためには、申請者も弁護人とかかわり、申請者の本国の状況を知るにあたっては、単に外務省の情報に頼るだけではなくて、外部の研究機関あるいは大学の、この上智大学にあるようなこういった研究機関、外部の専門家、こういう人たちとのネットワークを持っておいて、必要に応じて、そういった人たちから情報を得る、という組織作りが必要ではないかと思っています。

これは審判官をめぐる制度的な問題であります。審判官その人についてはまずその資質や素質というのが問題です。適性とか能力、専門的業績とか職業的経験が必要になります。その中には、難民として認定して欲しい人たちの心理に対する分析能力も備える必要があると思います。というのも、難民はほとんど証拠を持たずに入国するわけです。そうすると、事情聴取が非常に重要になります。それによって信憑性を獲得するということになります。それだけに、心理を十分に捉えるということが非常に重要になると思います。更に、もちろん、法的な能力、これも十分でなければならないということも言うまでもありません。ドイツは審判をする人は、高級公務員の資格を持っていないといけないということがあります。しかし、認定件数が多くなって、審判官を増やそうということで、中級の公務員も審判官にしようということになりました。ところが、議会で反対が生じました。その反対が強いために、今でも中級の公務員の審判官への任用というのは宣言されておられません。それはどういうことかということ、中級官僚のほうが高級官僚よりも判断能

力が劣っているということではないのです。むしろ逆の場合もあるかもしれない。そうではなくて、人権についての判断というのは憲法上の判断を負わないといけないという責任の重さを考えると、その責任を負うのはやはり高級官僚でなくてはいけない、ということで、責任負担との関係で高級公務員と考えられております。

それから、司法機関との関係ですが、時間がありませんので簡単に言ってしまうと、日本の不認定の結果が出る時に、なぜ不認定になったかという理由の開示が極めてお粗末です。あなたは出入国管理および難民認定法、第何条何項に適合しないから難民と認めません、という非常に形式的な理由しか示されません。これは言うてみれば、当人が裁判に訴える権利を否定しているともできます。そういうことで、私は弁護士に、違憲の疑いがあるから争え、憲法裁判として争えということをたきつけています。そういうこともあって、私は難民の法務省の諮問の会には呼ばれないということになっているのですが。

それはともかくとしまして、二番目に判断基準であります、これは UNHCR の認定基準ハンドブック、1979 年に UNHCR が作ったものでありますが、こういうものとか、UNHCR 執行委員会が、「コンクルージョン」という名前の決定集を出しているわけですが、こういうものを積極的に利用することが必要になっていきます。また、認定申請者の法的基金の問題があります。これは日本では大変な問題です。不法入国者として日本に入ってきて難民申請をする人たちに対して（そういう人たちが圧倒的多数であるわけですが）、そういう人たちに対して出入国法に違反をしたということで、違反者扱いをするわけです。それで収容所に収容して外に出すことを禁止すると、なかには自殺する人も出てきています。ドイツではこの時点では、まだその当人は難民であるか分からないわけです。難民申請をしている人に対して各州に受け入れセンターを作りまして、そこを中心に義務付けるのです。そこに居住する義務は負いますが、出ることは自由です。ただ、出るといっても一定範囲。その州の中とか、大きな都市ならその都市の中、その限りでは自由に移動できるということをやっているわけです。その点、日本のお役人たちは難民認定申請者に対する受け止め方を大きく改めて欲しいと思います。ただ、ドイツでは、就労、職業につくことは禁止されていますし、健康医療に関しては国が責任を負うというようにやっています。

そして、最後に難民支援 NGO ということについてですが、日本はこの NGO ともう少し協力関係を持つ必要があると思います。あるいは NGO の柔軟でダイナミックな活動を取り込むことが必要になってくるのではないかと思います。ちなみにアメリカでは、難民支援の NGO に対して国から資金が提供されている。そうして国から資金援助を受けている NGO は国からの会計監査を受けなくてははいけない。

それを条件にしてこういう援助を受けています。ところが日本の場合は、日本国政府がいったん UNHCR にお金を提供して、UNHCR から各 NGO に資金を提供するということをやっていますけれども、その額も極めて少ない。そういう点でもう少し政府の NGO に対する姿勢を改める必要があるのではないのでしょうか。そして、その NGO の役割の中で非常に注目しているのは、弁護士、今法科大学院ということで法律の専門家を増やそうとしておりますけれども、そういう人たちの中からぜひ、難民問題について専門に扱う弁護士が出て欲しいと思っております。アメリカでは、この NGO が難民問題の専門の弁護人の要請をやっている。これもまた、先ほど申しましたような資金援助があって初めて成り立つので、政府の見直しが必要になってくると思います。まとまらない話になってしまって申し訳ありませんが、これからみなさまとキャッチボールしたいと思います。そのキャッチボールの中で、私にお話できることでありましたら、お話したいと思います。

質疑応答

司会者 どうもありがとうございました。本間先生から、ただいま系統立てて日本の認定制度をどう見直すかについてお話をいただきました。先生は非常に包括的かつ専門的な分野に関わった内容でありました。恐らく参加者の中には弁護士の方とか法律扶助協会や NGO、また授業の「難民と人権」をとっている学生もいるでしょう。幅広い意見があると思います。実際的な問題提起があるかと思うのですが、勇気をもってキャッチボールしていただきたいです。

質問者 僕は外国語のゼミをとっているのですが、その時に外国人労働者について発表がありました。その中で、難民について質問をしたところ、その発表者の人はうまく答えられなかったので、今日の機会を利用していろいろ知れたら、と思って参加しました。日本において難民と認定された人たちに対して、国は生活においてどのような補償をしているのかという点をお聞きしたいのですが。

本間 今日、私がみなさまにお話したのは、難民認定制度のお話でありまして、認定後の問題については触れていません。しかしこれは、問題になっていることはご存知だと思います。といいますのは、インドシナ難民については、日本国政府はかなり分厚い保護政策をとりました。就労ということになりますと、これは民間の企業が採用するかという問題がありますので、強制的に難民の就労を認めなさい、と命令することはできません。しかしインドシナ難民に対して就職先を斡旋するということはやっていたと思います。今は不況なものですから、この状況で考えると非常に難しいのです。かつて日本の経済がバブル期でまだ元気だった頃、単純労働力が不足していて、その部分にインドシナ難民を雇用するということがありました。例えば私が行ったのは、愛知県瀬戸市（瀬戸物で有名な瀬戸市ですが）そこに赤十字の施設がありました。そこに収容されていたインドシナ難民は、瀬戸市の瀬戸物工場で大量に雇用されておりました。というのは、器ってみんな形が違いますね。ですから、みんな機械で包装するということが出来ないのです。そうすると、全くの人力でクッションを入れて包装しないといけません。ですから、そういう所では、インドシナ難民は非常に大切にされます。しかし、そのことが問題を生じさせます。日本の社会というのはいい意味で言えば、人情に厚い社会ですが、そういう人たちの助けようということになりますと、住まいから、衣服から、一切切切面倒をみてしまうのです。そういう中小企業の経営者は、そういう意味で何でも面倒みてしまうのですが、それがインドシナ難民の側からすれば、本国ではお医者さんだったり、大先生だったり、高級エンジニアだったりした人たちがそういう単純労働に従事せざるを得ないのです。生活に慣れてくると、食べ物の供給とか、そういう生活の基

盤を提供してくれる人が一切いなくなってしまう。そういう仕組みが日本社会にはあるのです。ですから、ある意味で冷たいと言われるかもしれませんが、住居の問題なら住居の問題、それだけを扱う。また、衣食住についても、最低限のことについて、支援するところは専門でやるというようにして、むしろ難民の側が自分でそういう仕組みを自分で利用できるということが必要だったのではないかと思います。それはともかく、インドシナ難民は、そのような欠陥を抱えながらも、そこまではいったのです。ところが今、問題になっているのは、それでは難民条約上の難民と認められた人たちには、日本の社会にどういう支援制度、あるいは支援措置が与えられるのか明確ではありません。アメリカ側からすると、東南アジアが次々と大量難民を抱えることになって、そこがまた貧困化する、それが共産主義の伸張、拡大に影響する、だからそういうところから、先進国がどんどん難民を引き取りなさいというわけでインドシナ難民を引き受けることになりました。そうすると、インドシナ難民について、引き受けた以上は、不満を持たないような処遇を与えなければいけないわけです。ところが、難民条約上の難民については、それぞれの国が自分の政策でどう処遇を与えるかという問題になる。そうすると、たちまち日本の外国人の生活に対する冷たい姿勢というのが、馬脚をあらわすのです。そういうことで、一つは、インドシナ難民と条約難民との格差の問題があります。もう一つは、先ほどお話したことにもなりますが、本来難民ではない人がなんとか日本に潜り込もうとして難民認定制度を使って入るということです。最終的には難民と認められなくてもいいから、とにかく申請して、申請期間の間、本国に返されずに日本で働いて、なんとか稼ぐ、そしてそれを政府が非常に恐れているのです。

司会者 今のインドシナ難民受入れの場合は、やはり日本の初めての体験です。難民問題解決方法には、一時庇護・定住、それから第3 国定住促進、本国への帰還という政策があります。そのうちの1 番と2 番が努力目標であって、特に1 番、「国内においてまず施設を確保する」ということで、外務省・法務省・労働省などの役人がアジア福祉教育財団難民事業本部に出向して難民業務に当たっています。東京にカ所、国際救援センター、それから神奈川県の大和定住促進センター、兵庫県の姫路促進センターなどを開設し、ベトナム人難民、カンボジア人難民、ラオス人難民の一時庇護や日本に定住するための生活適応訓練・語学訓練、あるいは雇用促進月間キャンペーンを設けたりして、様々な努力を NGO と一緒に積み重ねた20 年が、確かにあります。ですから、「政府」だけではなくて「政府と NGO」が、補完関係をつくる。という一つの大きな経験を国際的にしたということは事実だと思います。それが十分であったかということについては批判的な考察が必要だと思います。難民の方々から直接モニタリングをしたりすることが必要だと思います。

質問者 上智大学の学生なのですが、一年間カンボジアにいたもので、そこで難民の人と会う機会があったのですが、制度的に基本的なことで分からないことがあります。難民認定をするのはどの機関か、ということです。UNHCR がするのか、国家がするのか、そして 1 回認定された場合にその難民認定は同一国内で有効なのか。というのも、難民の方々の中で、一度否認されたらもうどこの国に行っても受け付けてもらえず、どの国で申請をするかととても悩んでいます。そのために数年かけて放浪するという話を聞いたことがあったので、その点とあわせて認定国と受入国との違いと制度上の手続きについても教えていただきたいと思います。

本間 難民認定について、決定的な権限を持っているのは各国です。UNHCR はそれに対してどういう関わり合いを持つかということ、それは各国それぞれ違うわけですが、全く UNHCR の関与を認めない、あるいは参考までに UNHCR の考え方を聞くということにしても、それを決定の要素には加えないというやり方をやっています。日本などはその典型だと思います。時々は聞いているようですが、そのことは認定・不認定の決定書には、UNHCR の名前は出てきません。それに対して、UNHCR の代表が認定の場に臨席し、そして意見を言うことを認めている国もあります。それにしても、UNHCR が認定についての決定権を持っているというわけではないのです。ですから、難民の認定はそれぞれの国が行ない、その国々によってやり方が違うということです。それでは、どのような制度がいいのかということは、また別途考える必要があると思います。そういう点で、日本国政府は UNHCR の関与をもう少し認めるような見直しが必要になっているのではないかと思います。ただ、関わりということについてはもう少し慎重に詰めて考える必要があるかと思っています。意見を言うだけでなく、最終的な決定ということには権限を認めないとか、そこまで決定票の一票として認めるですとか、そういうやり方があると思います。そして、認定の国際的な効果ということですが、これについては難民条約ではある国で認定されたことで、どのような面を認められているのか。それは難民旅券という、難民認定された人が国外に渡航する場合に、難民に対して与えられた旅券が難民条約に加入している国の中で有効とされます。それ以上の権利というのが認められるかということ、それは必ずそうとはとは言えない。逆に、難民と認定されなかった場合、他の国でも認定されないのかということ、決してそうではありません。これは実際に中国の天安門事件で、日本では難民として認定されなかった人がデンマークで難民と認定されたという事例があります。こういう事例は、残念ながら日本の場合は結構多いと思います。それだけに、余計に欧米の認定基準と日本の認定基準の違いが問題になるのだと思います。他に何かありましたか。

質問者 では、もう一つ。事例として、ヴェトナムとカンボジアの国境あたりの、

ヴェトナム人が警察から迫害されてカンボジアに来て、カンボジアの UNHCR が彼らを保護して、彼らが結局アメリカで受け入れられたというケースがあったのですが、その場合、アメリカがカンボジア内の UNHCR の中に出先を作って受け入れ態勢をした、ということなのでしょう。だから、UNHCR は別に難民認定をする・しない、という立場にはないわけですから、取り持ったということになるのでしょうか。

本間 もう少し、このケースについては、具体的な証言を何らかの形で把握しないと何ともいえないわけですが、ともかく UNHCR としては、迫害国から逃亡してきた人に対しては、全員対処をせざるを得ないです。そして、その人が難民であるかという認定もそこではしないのです。ともかく、どこから逃亡してきたのか、ということだけは聞きます。そういうことで、特にカンボジアとヴェトナムの国境、特にタイとの国境付近ですと、UNHCR としては、とにかく保護ということで、暫定的な保護をします。ですから難民条約上の難民と、UNHCR 規定上の難民とは、あまり関係しないわけです。その中から、アメリカに渡ってアメリカで難民として認定されれば、アメリカが国家として認定されたことなのです。この場合には、アメリカの認定とカンボジアとの国境における UNHCR の保護を受けていたということは、理論的にはつながりが無い、と言ってもいいでしょう。

質問者 外国語学部英語学科 3 年の学生です。今ゼミの方で、アフガン難民についてゼミ論を書いているところです。質問なのですが、先生は、日本とドイツの比較をなされましたが、ドイツ政府が難民についてより積極的に取り組んでいるのは、先生の著書にも書いてあるように、ナチス時代に、ユダヤ人難民や反ナチス難民が発生して、ドイツ政府が難民問題を肌で体験しているからでしょうか。

本間 ドイツの基本法は 1949 年に制定されたのですが、そのドイツの基本法と呼ばれる憲法の制定過程の議事録を読みました。それによりますと、ドイツの多くの人が、第 2 次世界戦中、あるいは第 2 次世界大戦直前に、ナチス政権によって迫害を受けた。今度は自分たちがほかの国で迫害を受ける人たちに対して救済の手を差し伸べるという責任を負っている。憲法規定の中で、政治的に迫害を受ける人は、庇護権を共有する。個人に憲法上の権利として、庇護を求める権利を認める。その裏面としてはドイツという国はそういう難民に対して庇護を与える義務を負うということを法制度の根本においたのです。規定の根本においたところで、その憲法を実施するためにどういった法律制度が必要か、つまり憲法上の権利であるということからは抽象的観念的に人権であるというだけではすまないのです。要するに、個人がいかにその権利を使うための手続きが取られるべきか。その手続きが庇護手続法という法律を制定しまして、非常に個人の人権を大切にするような手続きが定められています。それでは日本のように、憲法にそういう難民に対して庇護を与えると

いうことを大きく人権として掲げていない国は、ドイツのような、そこまでの制度がとれないと考えているわけですが、先ほど、私が申し上げましたように、難民保護というのは人権保障と関わるわけです。そうすると、人権保障というのは日本という国の義務ですから、日本国憲法についても、ドイツと同じレベルではないにしても、かなり難民としての人権を考慮した法律を考えるべきだと思います。今の出入国管理難民認定法では、人権に配慮をしている部分というのがほとんどないと考えていいと思います。ほとんど、出入国管理側の立場にたった法律であるということが言えると思います。

司会者 では、最後に本間先生、感想を。

本間 私としては、みなさんのように若い世代の方がこの難民問題について強い関心を持っているということに非常に嬉しく思います。この中に法学部の方がいらっしゃるかと思いますけれども、法学部では、当然のことながら日本国憲法について勉強します。そこでは基本的人権について勉強します。その基本的人権というものは既に確立されていて、その確立されたものをいかに社会に適応するかという一面は確かにあります。でも、それだけではないのです。基本的人権というのは、私たち自身が守り、そして私たち自身が作っていくものであるということです。それを、私は訴えたいと思います。

ですから、もっと具体的に言いたいのは、基本的人権とは日本国憲法に定めただけではないということ、新しい人権をつくりだしていく必要があるかもしれないという点で、私たちは、時代の動きと共に人権というものに鋭敏な、そして柔軟な捉え方をしていけないといけな。こんな風に思っております。聞いていただいて、大変感謝しております。ありがとうございました。

本稿は 2002 年 10 月 25 日に開催された講演会「日本における難民認定制度をどう見直すべきか」(1)を基に補筆されたものである。

Critical Review on the Japan's Asylum Policy for Refugees

HONMA Hiroshi
(Professor, Surugadai University)

SUMMARY

1. What is a fundamental problem on the refugee asylum?
2. Practical problems on refugee asylum
3. The possible direction for revising the policy

<講演会>

日本の難民認定制度をどう見直すべきか（2）

大貫憲介

（さつき法律事務所・弁護士）

私は82年に上智大学を卒業しまして、89年に弁護士登録をいたしました。その後、外国人を当事者とする民事事件や行政事件、刑事事件を中心に弁護士業務をしてきて、今現在およそ依頼者の9割くらいが外国人です。アジアの各地域、あるいはアフリカ、アメリカ、南米、北米など様々な地域の外国の方のケースを扱っています。本日はお話をさせていただく機会を与えていただき、どうもありがとうございました。

1 難民を受け入れるべきか

(1) 日本の理念

難民の話ということですので、私なりに自分の考えを好き勝手にといいますが、私の考えを持ってまいりました。今日の題である「日本の難民制度をどう見直すべきか」ということなのですが、まず最初に難民を受け入れるべきか否かということをお話したいと思います。これは難民政策を考えるうえで、まずそこが出発点になるわけですね。日本は難民を受け入れるべきかどうかとことですね。それを考える前提として、まずお考えいただきたいのは、平和とは何か、愛とは何か、平和の敵は何か、憎しみとは何かということをまず考えていただきたい。それぞれお考えがあると思います。

平和とは何かということを考えてみても、それぞれの思い、いろいろな定義があるでしょうが、私は、「平和とは、異質なものの、異文化との共存である」と定義いたします。愛とは何か。これは、「違いを許容して受け入れること」といたします。平和の敵は何か。これは、「異質なものを排除すること」とします。異質なものの排除が、平和の一番の敵である、と考えます。憎しみとは何か。これは、「違いを許さず排除することである」と考えます。

以上を基本に、難民を受け入れるべきかどうかということを考えたいと思います。よく国会の議論や政府の国会答弁の中で、「日本は難民を受け入れない」という立場の方々が、「日本国民は難民を受け入れないという国民的合意があるのだ」

というような説明をすることがあります。去年の暮れ、森山法務大臣も、国会で、「まだまだ日本は難民を受け入れるようなところまで来ていない」と言っているわけですが、本当にそうだろうか、日本人というのはそれほど愛に欠けた、平和を憎んでいる国民なのだろうかというのが私の疑問です。

簡単に言いますと難民というのは迫害を逃れてきた人々です。自分の生命や身体が危険さらされているから逃げてくるわけです。例えば、アフガニスタンの中で、ハズラ人がイスラム教シーア派であることを理由として、スンニ派であるタリバンから迫害を受けて殺されそうになって逃げてくる。もし殺されそうになった人が、自分のうちに逃げてきたとしたら、普通に考えれば、家の中に入れて助け、保護するでしょう。これが人の在り方だと思います。

しかし日本が何をしているかということ、ドアを閉めて、その殺人者の方に追い返してしまふ。これが日本のしていることだと思います。これが人道上いいのか、ということですね。結論から言うと、私は、それは人道上どうなのだろうかと思います。生命や身体に対する迫害を逃れてきた人たちは、やはり温かく迎えなければならぬと思います。

では、国としてどうあるべきか。国あるいは社会は理念がないと発展しません。理念なき国家というのは滅びるしかない。あるいは、社会は正常に機能しないと思います。それは、日本が戦争をして負けて学んだはずなのです。学んだはずなのですが、まだ日本は理念を自覚して政策を決めているとはとても思えない。

次に、日本の国家の理念とは何か、ということですね。皆さん何だと思われるでしょうか。あるいはそのようなものは存在するのか。これは存在するんですね。それは、憲法です。憲法というのは国の在り方について書かれたもの、国の在り方について合意されたもので、そこには日本の国家として、とるべき理想というものがかかれています。日本国憲法は押し付けだという議論もありますが、他に日本の理念を示すものというのはいないわけですから、日本国憲法を理念と考える以外にないと思います。日本という国家あるいは社会がよってたつ理念について、もし国民的合意があるとしたら憲法をおいてほかにない、ということになります。日本国憲法はどういうことを言っているかということ、理念は3つあります。ひとつは民主主義、もうひとつは人権尊重主義、もうひとつは平和主義。この平和主義というのは何かというと、日本が戦争をして諸国を侵略したわけですね。その反省に立って、日本は戦わない。戦わないというだけでは実はないのですが。よく8月15日がくると、不戦の誓いを新たにしますが、これは間違っています。日本が誓ったのは不戦だけではないですね。世界平和に貢献すること。日本国憲法前文をもう一回読んでいただくとわかるとおもいます。日本は世界の平和に貢献するんだという姿勢が

そこに流れています。そして、日本は、国連による平和主義によってたちまちました。

今日、配った「ヒューマンライツ&ロー」は、第二東京弁護士会の機関紙ですが、つい最近そこに私が書きましたものでコピーして配って頂きました。そこに98条、憲法前文の第2項をそこに引用しているんですが、最終行にこう書いてあります。「われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民がひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」と書かれています。この平和主義がよってたっているのが、国連による平和主義ということですが、そもそもの国連憲章における考えでは国連によって地域紛争を解決しようということですね。これがまずひとつです。もうひとつは、紛争地域から逃れて来る難民を保護しようという考え方があります。要するに2つの側面ですね。紛争を予防というか解決していくということと、紛争から逃げてきた人たち、これを世界の国々が分担して受け入れて保護していこう、という思想があります。それを成文化したのが1948年12月10日の第三回国連総会採択の世界人権宣言です。その人権宣言の14条1項は、「すべての人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ避難する権利を有する」と言っています。この1948年というのは、ちょうど日本国憲法が成立した時期なのですが、当時このような理想主義的な思想によって国連がなりたち、日本国憲法がつくられた、という背景があります。

そうすると、日本国憲法の理念から考えると、当然に日本は難民を受け入れる国であるはずだと思います。

(2) 条約上の義務

もうひとつ難民を受け入れるべき理由というのを挙げますと、条約上の義務というのがあります。1981年まで日本は難民条約に加入していなかったのですが、アメリカからの圧力を受けて難民条約に加入いたしました。20年前のことですね。難民条約に加入したということは、難民条約の規定する難民を受け入れるということを国家が約束したことになります。そうすると法律的には、日本国憲法からもそうですけれども、難民条約から考えても、難民を受け入れるべきか否かという政策論はもう既にできないということになります。極端なことを言ってしまうと難民条約から脱退するというのはあるかもしれませんね。脱退するべきか否か、これは議論として成り立つかもしれない。でもそれは、民主主義国家として、ありえない選択肢だと思います。日本が、難民条約から脱退するといったら、こんな恥ずかしいことはないわけですね。とても民主主義国家とはいえない、ということになるうか

と思います。だから、それは現実的な選択肢としてない。ということは難民を受け入れるしかないということですね。

2 日本の状況

(1) アフガニスタン難民の収容

次に、日本でどういうことが起こっているかということですね。昨年、アフガニスタンから約 100 名の難民が逃れてきました。去年の夏、ハザラ人に対する迫害が最大のピークになったところです。そこで、日本政府が何をしたかということですね、約 30 名ほどなんですが、アフガニスタンの人たちが空港に着いて、「タリバンから迫害され逮捕され拷問を受け、逃げてきた」といった人たちを端から収容所に送りました。何で送るのか私には分からないのですが、彼らの上陸を許可することをしなかった。しかも、最初は、私どもも知りませんでした。私たちが知ったのは、どの時点で知ったかということ、10 月 3 日です。アフガン難民申請者たち 9 名を去年の 10 月 3 日に強制収容します。パスポートを持っていないなどの理由で、一斉に捕まえたんですね。

(2) 難民とパスポート(不法入国)

ところがですね、難民というのはパスポートを持っていないのが通常なんですね。パスポートは誰から貰うか考えればすぐにわかることで、パスポートというのはその時の政権から貰うことになります。日本人であれば日本政府から発給を受けるわけですね。その政府が迫害主体であるとすれば、これは極めて危険なことですよ。パスポートを取得するというのは、つまり海外に行くことです。私が担当している、あるアフガニスタン人の方はパスポートを申請に行ったんですね。今は日本にいます。アフガンから出る前にパスポートを取ろうと思ってパスポートを申請しに行ったのです。アフガニスタンの警察に申請するんですが、申請しに行った途端そこで拘束され、コンテナに入れられました。そして、このコンテナの中でハザラ人が何千人と死んでいるんですが、そのコンテナに入れて、要するに放っておくのです。餓死したりとか、水も食べ物もないですから、そこで死んでいきます。その人はどうして出てきたかということ、賄賂を払って出してもらったのです。パスポートを申請すること自体が極めて危険なことです。だから難民はパスポートを持たずに逃げてくる。パスポートを持って逃げてくる人もいますが、原則としてパスポートを持たずに逃げてきます。難民条約はそれについてどう規定しているかというと、難民条約は、31 条ですが、不法入国その他入管法違反ですね、国境管理に関する法律違反について、難民の責任を追及してはならない、と書いてあります。それは今私が申し上げたような現実があるから、そのような規定になっているのです。

(3) アフガニスタン難民の収容と退去強制令書の発付

話は戻りますが、10月3日に9名が収容されまして、翌日の新聞を見て私はすごく驚きました。何で収容するのかわからない、ひどいことするなあと思ったんですね。そしたら、その日、1人のアフガニスタン人がうちの事務所に来まして、「アフガニスタン人がいっぱい捕まってしまって、これからも捕まえるらしいので、助けてほしい」と言いました。それで、弁護士のメーリングリストに弁護団を作しましょう、ということでメールを流しまして弁護団をつくりました。それが東京アフガニスタン難民弁護団なんですけど、弁護活動をしていって暫らくして捕まったのは10月3日の9人だけではなくて、空港で捕まって収容所に入れられた人もいるらしい、という話が入ってきました。これは日本政府も発表していませんでしたし、メディアも気がついていませんでした。そもそも空港で捕まってしまうと、外部との接点がないですから、なかなか外に伝わりにくいのです。最初、東日本収容センターなのですが、茨城県牛久市にありまして、そこでたくさん収容されているというのは知りませんでした。暫らく弁護活動をしていたら、そういう話が耳に入ってきたのです。そもそも何で気がついたかという、東日本収容センターに入っている別の人たちに面会に行くボランティアみたいな人たちがいて、そういう人たちからどうも何かアフガニスタン人がいっぱいいるらしいということをまず聞きました。当初は何人かもわからなかったのですが、結局何人も捕まっていた、ということですね。その後、その9名について、日本政府は11月から12月にかけて、突然捕まえた9名について退去強制令書を発付しました。退去強制令書というのは、要するに、政府が難民申請者をアフガニスタンに送還するということです。しかし、送還できない。現在も送還できていません。これは、まず法律的にできないのです。実施方法がないのです。アフガン行きは直接の飛行機はなく、普通だったらパキスタンを経由することになります。日本政府がアフガニスタン人を送還しようとして、パキスタン政府の領域を通過することを求めたら、パキスタン政府は、おそらく同意しないでしょう。ということは、送還する方法がない、ということがひとつですね。二つめはUNHCR、あるいはヨーロッパ閣僚委員会です。閣僚委員会等が自発的な帰還以外は、帰還させてはいけなさと決めていますから、国際政治的にもできない。国内でやっていけばよくわかりませんが、国際的に送還し始めたならわかりますので、国際政治的にもできないです。ということで送還できないのですが、どうして退去強制令書を発付したかという、政府は、退去強制ができるまで収容するといいました。いつ退去強制が実施できるかもわからないし、アフガニスタンが平和になるのかもわかりませんね。今、暫定政権が実行支配しているのはカブ

ールだけではないか、という意見もあります。他の地域は、それぞれの軍閥があって対立しているわけですね。どの勢力も、まだ武装しています、とても平和になったとは言えない。

(4) アフガニстанは平和になったか

ちょっと話はずれますけれども、難民問題を議論する人たちのなかには「アフガニстанは平和になった」と言う人たちがいます。本当にそうなんだろうか。実は私2月3月、カブールに行ってきたのですが、私の上から3番目の子、5歳ですけど、うちの子どもが、保育園で「パパはアフガニстанに行くのだ」と言いふらして、保育園に来ていた他のお母様が、「こんな小さな子がいるのにかわいそうだ。行ったら絶対帰ってこない」。生きて帰ってこないかのごとく言うわけですね。「こんな小さな子を残してどうするのかしら」と。無事に帰ってきましたが、それがたぶん正しい捉え方だと思いますね。日本人で、アフガニстанに移住しようという方はおそらくいないですね。あるいは観光旅行で行こうっていう人もいませんよね。やっぱり、まだまだ危ない国なのです。アフガニстанはもう平和になったという人たちは何を言いたいかというと、日本人や他の外国人にとっては危険な国だけれども、アフガニстан人にとっては平和だ、と言いたいんでしょうね。これはダブルスタンダードですね。しかし、実際は逆で、アフガニстанでは外国人よりもアフガニстан人の方が危ないですね。

(5) 難民の収容と処罰の合理化

先ほどの話に戻りますが、退去強制令書を発付して収容した。その収容は退去強制が実施できるまでです。これは国会答弁でも言っています。それに対して野党の議員たちは、ではそれはいつ実施されるのだと問うわけですが、これは見通しがたちません。世の中で一番恐ろしい刑罰というのは、無期限の自由刑です。いつ出られるかわからない。これは怖いことですね。いつ出られるかわからない状況で収容されると、普通の人でも大体2週間くらいするとおかしくなってきます。僕ら弁護士は拘禁ノイローゼと呼んでいます、一ヶ月もすると、精神に大変な異常をきたしてくる。実はその後ですね、収容されていたアフガニстан難民たちは、解放されたのですが、おかしくなったままの方が2人います。両名とも精神障害の認定を受けていまして、精神科医に通院しています。もうひとつ、そのような身柄拘束の何がいけないかというと、身柄拘束を受けた人がなぜ拘束されなければならないのか合理化できない、ということがあります。処罰の合理化というような言い方をしますが、それはなにかというと、処罰を受けたときに、自分が悪いことをしていると、合理化できるんですね。これは例えば、子どもがよその子どもを殴った

とする。その子と呼んで、「殴っちゃ駄目だ、お前は何てひどいことをするのだ、殴ってはいけないぞ」と怒ったとしますね。これは子どもも納得します。自分が悪いことをしたんだから、怒られて当然なんですね。ところが、ケーキを盗んでいない子どもを捕まえて、例えば5歳でも6歳でもいいんですが、「お前はケーキを盗んだ、何て悪いことをするんだ」と怒ったとします。ケーキを盗んでいないとしたら、これは心の傷になります。合理化できないのです。自分がなぜ怒られているか合理化できない。しかも、怒るだけでなく、その子を物置に閉じ込めたら一生消えないトラウマになります。それは、大人だって一緒なんですね、子どもの例で申し上げましたが、大人でも同じです。日本政府はアフガニスタンの人たちにそういうことをしたのです。何人も自殺未遂がでました。実際に自殺に至ったのは2人だけですが、何人も自殺未遂をして、同じ人が何回も自殺を繰り返しました。ある人は、19歳の男の子ですが、この子は被害者で、ハザラ民族の子どもですが、家中の財産をもってその子どもだけ逃げたのです。実は日本に逃げてくるのにお金がかかります。彼らにしてみたら莫大なお金なんです。大体ベシャワールあたりだと、日本円で80万から120万が相場ですね。このお金はアフガニスタンの人たちにとって大変なことです。全財産を売ってつくれたらいい方、ほんの一握りの人たちがつくれない。それで、その当時19歳の男の子ですね。そこの家庭が全財産を売って、一人だけの旅費をつくって、彼だけが逃げてきました。若い男性を優先したのは、若い男性が最も危ないからですね。敵対勢力からすると、若い男というのは兵隊になりやすいわけですから、これが一番危ない。だから男は真っ先にやられるのです。彼も空港でそのまま収容された人の一人で、この人は3回か4回、自殺未遂をしています。一回はパジャマを上の方にかけて、首を吊ったのですね。3分後に職員に見つかって助けられた。もしもうちょっと遅ければ、おそらく死んでいたでしょう。

(6) 難民の収容とトラウマ

もうひとつ、難民を収容すること自体に問題点があります。難民は、トラウマを持っている、難民心理学に詳しい桑山紀彦先生という精神科医がいるのですが、彼は紛争地域で難民の精神医療を実践している人で、その先生が言うには、迫害された事実、たとえば目の前で父親が殺され兄弟が殺された、そのような事実を見ると心に傷をうける、当たり前ですよ、心に傷が残る。あるいは自分が収容された、拷問を受けた、そのようなトラウマを持っている人たちを収容すると迫害のフラッシュバックが起こります。これは、簡単に言うと、例えば、地下鉄サリン事件の被害者が霞ヶ関に行くと、その昔の被害を思い出して、例えば気持ち悪くな

るだとか、精神的におかしくなってくるということと同じです。収容された人たちも同じようなフラッシュバックに苦しむのだと桑山先生は言います。解放された後に、精神分析をしています、その精神分析においても、迫害のトラウマが見られるといっています。例えば、インクのしみが何に見えるかという、ロールシャッハというテストがあるんです。これは平和な経験を有している人が、例えばあるシーンを見ると、2人の人間が踊っているように見えるんですね。同じインクの染みを、難民の人たちに見せると、人間の肉が引きちぎられている、というんですね。発想するものが全然違う。ロールシャッハだけでなく、5種類か6種類ぐらいの精神テストをしまして、それを分析すると、迫害のトラウマが出てくる、ということです。そういう人たちが収容によって苦しい思いをするわけですね。PTSDというのは、心の傷なわけですが、心の傷に瘡蓋ができて、治っているところを無理やり瘡蓋をひっぺがして、さらに傷つける。血が流れ出る、という状況にあったと、桑山先生は表現しています。

3 日本の難民制度の問題点

(1) 入管が難民認定を担当していることの誤り

では、なぜそういうことが起きるのか、ということですね。日本の制度のどこに問題があるのか、ということをお話したいと思います。ちなみに難民認定というのは各国政府がするわけですが、これは各国政府の裁量ではありません。各国政府が自由に決めていい事ではありません。難民条約にどういう人が難民かが定義されています。その定義に当てはまる人が難民です。条約難民という言い方をします。条約難民であるにもかかわらず、日本が勝手にこの人は難民じゃないと決めることはできません。その難民を認定する機関のことを難民認定機関といいますが、日本では入管が担当しています。ここにそもそもの間違いがあります。入管というのは何かというと、これは私の表現なんですが、外事警察ですね。外国人を取り締まる警察、「外事警察」といっています。難民保護というのは、逃げてきた人たちを助ける、それが難民保護ですよね。難民保護が難民認定官のあるべき姿です。難民条約に加入して、日本に難民制度を導入した当時の国会で政府委員がそのように答弁しています。難民調査官というのは「難民を助ける、いわば補佐的弁護的な役割を受け持つのだ」と政府も説明しています。それを入管に担当させるというのは、恐ろしい話で、要するに簡単にいうと、警察官に弁護人の役割を負わせることですね。これでは機能するはずがありません。無理な話です。警察官というのは、取り締まる側なわけだから、取り締まる側が、弁護人を同時に兼ねることは、到底出来るは

ずがないですよ。実際にも難民法改正ということで様々な議論が出てきていますが、入管を持っている法務省はどんなことを言っているかという、「難民認定手続きが濫用される」とかですね、「これを緩くしたら日本に難民が押し寄せる」と言っています。これは外国人管理の思想なのです。発想が外国人管理で、外国人の排除、「来たら困るじゃないの」というわけです。「いっぱい来たらどうするのだ。」そういう国境管理の発想を持った人が難民保護にあたる、ということ自体がおかしいと思います。そうすると、日本の難民認定制度の第一の誤り、根本的な誤りを挙げるとしたら、入管が担当していることだと思います。これは独立した第三者機関が担当しなければいけない、と思います。要するに独立した第三者機関が、その外国人管理ないし国境管理の観点から離れて、ある人が難民であるかどうかを客観的に判断することが必要だと思います。例えば日本政府はクルド難民を認めていません。今までゼロです。クルド難民は全世界でいっぱい認められているにもかかわらず、日本は一人も認めていません。これは外交配慮ではないかと言われています。難民認定というのは、そのような政策配慮に影響されやすい分野だと言われていて、だからこそ、独立した第三者機関が認定しなければならないのです。

(2) 難民認定数と認定率

難民認定数ですが、2001年にカナダが認定した数は13,336人、フランスが5,049人、ドイツが17,547人、イギリスが10,995人、アメリカは20,487人、それに対して日本は24人。しかもこの24人というのは、例年になく多い数です。この数字に難民弁護団はみんな驚いたのです。多く認定された年でも、24人。これでは、難民が大挙して日本に押し寄せるということを心配するには、あまりにも少ない数だと思います。日本に10万人、20万人来て、初めて心配すればいい事ですよ。20人、40人くらいで心配するのは、ちょっとおかしいのでは、と私は思います。

たまに「日本は島国で、周りが海に囲まれているから来ないのだ」と言いますが、これは間違いですね。海を越えてアメリカにも行くし、イギリスにも行くし、いろいろな国に行っています。だから、海に囲まれているというのは全然、理由になっていないのです。申請者の数も少ないのですが、なぜこんなに少ないかというと、やはり世界中の難民に対して日本が厳しいということは知れ渡っているからではないかと思います。そもそも申請する数が少ないということですね。認定する数も少ない。政府はよく、認定率でいくと、日本は決して他国にひけを取らないとかいうことを言いますが、これは真っ赤な嘘です。UNHCRの資料によると、日本は、認定率で見ても、ほかの国より全然少ない率になっています。例えばですね、西欧諸国の認定率を見ても、カナダだと58%、アメリカ43%、ドイツ28%、日本

7%ですね。あるいはアフガニスタンのハザラ人を例にとってみましょう。ハザラというのは迫害された人たちです。ハザラは、アフガニスタンでの唯一のモンゴル系なんですね。宗派や民族が違うということもあって迫害されています。オーストラリアでは、アフガニスタン出身のハザラ人であれば、ほぼ例外なく認められています。そこでは、難民認定の争点というのは、アフガニスタン国籍、アフガニスタン出身のハザラ人であるかどうかです。他方、日本で難民認定されているハザラ人は3人しかいません。去年3人ですね、申請が70人くらいです。他は、全部不認定になっています。

もうひとつ言うと、世界150カ国のうち、UNHCRが難民保護の程度について各国を番付けしているのですが、対GDP比で比較すると、日本は150カ国中の136位です。対人口比で比較すると、125位。1000平方メートルキロあたりで計算すると、90位です。ビリに近いと言えます。

(3) 立証責任の問題

それから次に、難民制度のおかしなところに、立証責任の問題があるのですが、難民というのは、普通、取るものもとりあえず、逃げてきます。自分が難民であることを証明するような証明書を携えてくる人っていうのは普通いません。国際的にはどのように考えられているかというと、「灰色の利益」という言い方をします。灰色とは、難民か難民でないかわからない黒と白の中間の灰色です。灰色の場合については、本人に有利に解釈する、というのが国際的な基準です。UNHCRも認めている基準でもあります。日本ではどうするかというと、自らが難民に該当するかについては、難民自身が立証するべきであると言っています。そうすると、立証できないとどうなるか。自らの命によってあがなわなければならない。立証できなかったら、お前は帰って死ねということです。これはあまりにも非人道的ではないか、と私は思います。しかも、この法務省が言っている立証、個々の事件を担当すると、本当にこの人たちは何を考えているのかと思います。例えば、「こいつを捕まえろ」ということで、そのタリバン機関紙にでかでかと記事が載った人がいます。彼は、元ハラカット・イスラミの司令官なのですが、タリバンが彼を探しているというので、外国に逃げるんですね。タリバン機関紙にこいつを捕まえろという大きな記事が載るのです。これを入管に証拠として出しています。入管が、何を言ったかということ、これがタリバンの機関紙であるかどうかわからないから、立証しろとわけのわからないことを言うんです。これがタリバンの機関紙であることを立証しろと言うわけですね。もうひとつ、ハラカット・イスラミの代表者と並んで撮った写真があるんですね。これも証拠として出しています。それについては、写っ

ているのが、ハラカット・イスラミの代表者であるかどうか分からないから立証しろというんですね。私は先ほどカブールに行ってきたといいましたが、あまりにも頭に来て行ってきかたんです。ハラカット・イスラミの本部に行ってきました、その写真の人にも会いました。一緒に写真を撮ってきました。それで、その証拠も出しているのですが、さすがに担当弁護士が現地にまで行ってきたらこれが代表者であるかどうか分からない、ということまでは言っていません。しかし、そういうようなレベルの立証を要求するんですね。これでは立証することは殆ど不可能です。そんな基準で、この人は自分の難民性を立証できないということを法務省が言う。これは、根本的には、入管が担当しているということからくるんだと思います。立証責任の問題も、ひどいものではないかなと思います。

(4) 難民認定の専門性・客観性

立証責任は灰色の利益で考えるんだということを申し上げましたが、それでは、専門的、客観的に判断できないのでしょうか。要するに、いわゆる経済難民といわれる人々がいます、あるいは難民を偽装する人がいます。客観的に難民か否か、ということが判断できるかできないか。結論からいうと、例外的なものを除いて、専門的、客観的に判断することができます。例えば先ほど言った精神分析の話があります。ロールシャッハぐらいたったら詐病できるでしょうね。何に見えるかという問いに、気持ち悪いものを言えばいいわけですが、しかし、精神鑑定を5種類も6種類も受ければ、詐病するのは不可能です。難民を偽装して、難民であれば精神医学上答えるであろう答えを5種類も6種類もの精神分析について言える人なんていません。おそらく精神科医でもないと思います。難民心理学の専門家だったら別ですが、そうでなければ、おそらくそれはできない。

それから、これはニュージーランドとかオーストラリアで行なっているそうなんです。例えば、カブール出身だと本人が言ったとします。本当かどうかのテストはカブールについて詳しくればわかるのですね。ようするに夏がどれぐらい暑いかわ冬はどれぐらい寒いかわ、どういう動物が住んでいてどういう植物があるか。何々通りのどこに映画館があるのか、ということを開けばいいんですね。あるいはカンダハルまでどれぐらいの距離があるのか、どういう交通手段があるのか、という細かい話を聞いていけば、その人がカブール出身であるかということは確認できます。現にそういう聞き方をするわけですね。

あるいはその人の民族、出身地、これは言語を分析するとわかるそうです。音声言語学と言うのですが、その人の言葉を分析して、そのパターンを見ると、どこ出身かが特定できます。

あるいは、ある政治団体ですね、ハラカット・イスラミでも何でもいいんですが、自分はその組織のどこどこにいたと本人が供述したとします。その本人の供述の真偽を確かめるためには、その組織の代表者は誰か、どういう機構であるとか、そういう細かいことを聞いていけばいいんですね。そうすると、にわか勉強の人には答えられない。

ということで、難民認定というのは何かというと、専門性なのです。専門的知識をいかに持っているか、ということです。これが、日本ではどうなっているのでしょうか。アフガニスタンの例ばかりで恐縮なのですが、ある難民調査官が、アフガニスタン人の難民申請者に、「私はタリバンに迫害された」ということを聞いて、調書に何て書いたかという「タリバン族に迫害された」です。タリバンを民族にしてみました。要するにタリバンがなんだったか知らなかったのです。今ではさすがに知っていると思います。あの同時多発テロ以降、アフガニスタンは脚光を浴びましたから。ちなみに今の調書は去年の夏、同時多発テロ前の話です。タリバンが何かを知らない人たちが、タリバンの迫害を調査していますから、嘘か本当かわかるはずがないのです。タリバンの主体はパシュトゥーン族です。これは別の難民調査官の調書ですが、パシュトゥーン人がパターン族となっています。アフガニスタンにはパターン族というのはいないですよ。パキスタンにはいますけど、アフガニスタンにはいない。そのような専門的知識は全くないといっていると思います。本当に驚くべきほど知らない。ただ、あえて入管職員を弁護すれば、これはやむを得ません。なぜかという、そもそも入管職員というのは民族であるとか、政治であるとか、社会的な知識、そういう知識を持っていることを前提に採用された人たちではありません。普通に採用された人たちなのです。外国人を捕まえるセクションである警備課やビザ申請のセクションなどを転々として配置転換をするのです。難民調査官は、その配置転換されるポストのひとつに過ぎません。しかも2、3年しかそこへ在任しないんですね。難民調査官の、専門に難民調査をしている人数は今8人しかいません。この8人で、全世界の紛争地域を勉強しなければいけないのです。これは無理です。一人の人間が何年かかけないと、ある地域の歴史や背景というのは理解するのは難しいと思います。こんな状態ですので、日本の難民調査官にはまったく専門性がない。だから先ほどの、立証責任論というのは、専門性の欠如もその要因になっています。入管は、自分たちに専門的知識がないから、難民本人の供述の真偽が判断できない。だから「証拠を持ってこい」なんですね。「証拠を持ってこい」とは、なかなかすごいことです。（難民が）「迫害する政府から逮捕状が出ているのだ」と言うと、（彼らは）「では、逮捕状を持ってこい」と言うのです。どうやって持ってくるんですかね。

難民認定制度を改定するとしますと、専門性を持った人を育てなければならぬ。それから立証責任制度も先ほどいった灰色の利益ということを考えなければならぬということです。

(5) 難民申請中の地位

それから日本の難民制度のどうにかして欲しいことの4つ目というのは、申請中の地位の話です。申請中、先ほど申し上げたとおり、難民申請をしても、オーバーステイのままおかれるのです。あるいは不法入国のままにおかれるのです。そうすると、入管が好きなときに収容できるんですね。先ほど言ったような悲惨な結果になる。去年2人のアフガニスタン人が首を吊って死んでいます。自殺をしたのです。これはどういうことか。文化的背景を考えると、これはすごいことなんですね。ご承知のとおり、イスラムは自殺を禁止しています。日本では年間3万人ぐらい自殺するのですが、イランでは年間50人ぐらいだと言われています。全く数が違うのです。アフガニスタンに自殺をする人はいないと言われています。これは、アフガニスタンに支援で行っている人たちが皆さんがそういいいます。アフガニスタンでは飢え死ぬことや、爆弾で殺されることはあっても、決して自殺はしない、と言われています。そのアフガニスタンの人たちが日本で首を吊った。どんなに絶望したかということだと思います。実は2人とも収容されていません、収容されていないときに自殺したんですね。いつ収容されるかわからない、ということですね。これは大変怖いことだと思うのです。特にですね、怖いのは収容されて出された後、またいつ収容されるかわからない状況です。私の依頼者の話ですが、彼は、アフガニスタンで、タリバンに捕まった。そして、カラシニコフの銃底で鼻の骨を折られて、ケーブルで体を叩かれた。30分叩き続ける。彼は叫ぶのだけど、抵抗のしようがありません。30分くらい拷問を受ける。そして部屋に戻される。部屋には、20人ぐらいの人たちが呻いているそうです。血を流しながら呻いている。違う人が呼ばれて拷問室に連れて行かれる。順番は滅茶苦茶に呼ぶのだそうです。いつ、自分が呼ばれるかわからない。そういう状況で、例えば2回目3回目の拷問をする。彼によると、拷問を受けている時よりも、待っている時の方が辛いと言います。だから、収容されていない人たちが自殺をしたというのは、そういう面があるのだと思います。要するにいつ収容されるかわからないということの不安の方が大きいし、苦しいのです。だから私が思うには、難民申請をしたら、まずビザを出すべきだと思います。要するに法的地位を与えるということですね。法的地位を与えて、審査を安らかな気持ちで待つということですね。仮にも収容するのはけしからんと思います。収容してはいけない。人間が一番大事なものの、命ですね。次に大事なものは自由で

す。人間は自由であることによって人間でいられると思います。

(6) 60 日ルール

日本の難民制度のかえなければならぬもの、5 つ目は、60 日ルールというものがあります。これは何かというと、日本に入国、上陸してから、60 日以内に難民申請をしないと、要するに 60 日を過ぎて難民申請をすると、それだけで難民不認定にするという制度、これが 60 日ルールと言われています。60 日ルールというのは実は難民条約に規定がないんですね。他の国でも規定がある国もあるのですが、ちょっと他の国はおいておいて、日本のことだけを考えると、日本政府が勝手に決めたルールということになります。60 日を超えただけで難民に認定されないということは、もしここに本当の難民が一人いたとしますと、国に帰らされ殺されるということです。外国人が日本の制度なのか知るわけがないですね。皆さんだって知りませんよね。日本の難民認定制度がどうなっているか、どこに申請したらいいか、どんなことを書いたらいいか。これは、そういうことについて知っている人でなければ知らないわけですね。まして外国から来た人を知るわけがない。どこにも日本の難民制度とはこうなんですよ、という外国語で書かれたパンフレットが何かを配っているわけではありませんから、そんなことはわからない。それにもかかわらず、本当の難民が日本にたどり着いて 61 日目に申請したとする。そうすると難民不認定にするということですね。難民不認定にするということは、送り返すということです。これが正しいのか、おそらく正しくない。難民は何日目に申請しようと、難民であることには変わりはないわけですね。だからこの 60 日ルールは撤廃するべきだと思います。期限を定めること自体が私はナンセンスだと思います。60 日で説明しましたが、これは 180 日だろうと 1 年だろうと同じことですね。

4 難民受入れ消極論に対する反論

(1) 難民制度の濫用

次に、若干難民受け入れの反対論と言いますか、あまりにも緩やかにすること自体に反対する人たちがどういうことを言うか、たとえば法務省が今どういうことを言っているかということ、この 60 日ルールを撤廃したりとか、弁護団が言うような改正をすると、難民制度の濫用者が増えると言っています。本当にそうなんだろうかということですね。先ほど申し上げたとおり、難民調査官に専門性があれば、かなり客観的に判断できます。もうひとつは審査機関を短くすることですね。しっかりした体制をつくって審査期間を短くすれば、難民でない人が難民申請をし

でも、メリットがありません。その制度濫用論については、新聞にも載っていました。最近、11月16日、日弁連新聞、緒方貞子さんが言っていることは、その法務省の言う難民制度の濫用者の問題というのは法務省、その官僚側の濫用であると言っています。日本の難民制度は、もっと人道的なものでなければならないと言っています。緒方さんのご意見を読みますが、「日本が難民条約に加入して以来20年間で認定した難民の数は合計で300人にも至りません。また、インドシナ難民の場合を例外として、日本は海外の難民キャンプで耐え難い生活を強いられている難民に対して、受入れの枠組みを設ける努力をしてくれませんでした。その結果、日本が国内で保護してきた難民の数は少なく、この点で日本の負担は極端に少なくなっています。これとは対照的に日本はいわゆるエンターテイナーを毎年10万人近く合法的に受け入れています。日本の入管管理においては、エンターテインメントは難民に対する思いやりよりも、はるかに優先されているのでしょうか。この事実は私たちに深刻な問いを投げかけます。それは、日本が、難民条約が支えている精神や価値観を真に理解し、実践してきたのだろうかということです。日本の難民保護がこのような状況であった背景には、私たちの価値観や偏見の問題があるのではないのでしょうか。日本人は日本が単一の島国であるという錯覚のもとに暮らしてきましたが、これはあくまで錯覚であり、ひろくグローバル化した今日の世界においては、到底維持し続けられないでしょう。私たちは島国根性や外国人に対する偏見や差別を打ち捨て、外の世界の問題を自分たちの問題として捉える必要があります。そして政府は日本の国際的、人道的役割を維持するためにも、難民の受入れにより積極的になるべきです。そのためには申請期限や異議申立て手続、難民により救済される立証責任などについて、法手続ののっとして改善していく必要があります。しかし規則を変えるだけでは十分ではなく、それを利用する立場の人々が、開かれた視野を持って、柔軟に対応することが不可欠です。庇護制度は、弊害として虚偽の申立てを行う濫用者の例が常に挙げられますが、制度を運用する側の濫用もありえます。例えば、難民認定に関わる職員や、空港の入国審査官が、人道的精神よりも、管理思考を優先して、庇護希望者に対応するような場合、それは庇護制度の濫用にあたるのではないのでしょうか。関係者の方々が、人道的な視点を、日々の職務遂行に広く反映させることが何よりも重要です。」一部だけ読みましたが、11月16日の日弁のシンポに向けて、緒方さんが、日弁連に送ってきたメッセージの一部ですが、これを昨日、国会で民主党の議員が、「緒方さんがこういうことを言っているが、法務大臣としてどう考えるのですか」と聞いたようです。法務大臣は、それが緒方さんのメッセージであるかどうか承知していないと答えた。しかし、これは緒方さんのメッセージに間違いありません。それを「承知していない」と逃げる人な

のでしょうね。

(2) 難民と治安悪化

難民が増えると、治安が悪化するという方もいます。本当ですかね。日本がインドシナ難民を、難民条約とは別枠で受け入れているのですが、これはそれなりの数になっていますね。過去 10 年間に 2890 人を受け入れています。それによって治安上問題が起きたという話は聞いたことがありません。だいたい外国人が多いと治安が悪化するというのは、大きな間違いだと思います。外国人が増えて治安が悪化するのではなくて、もし外国人による犯罪が増えているとしたら、犯罪の国際化によって増えているのであって外国人が増えたからではありません。確かに外国人の犯罪数は絶対数としては増えています。でもそれを言うのであれば、日本の暴力団が東南アジアに進出したり外国に進出したりしています。日本人が来たから治安が悪化したという国はありません。要するにちょっと、日本が豊かになって奢っているのではないかなというのが私の印象なのですが、外国人が増えたから、あるいは外国人を受け入れるから治安が悪くなる、というのはちょっと違うのではないかなと思います。難民を受け入れるということは、先ほど申し上げましたが人道的な理由、それから法的な理由、他にも実は理由があります。難民を受け入れるということは時には社会の生死や命運を左右したり、豊かさを左右したりします。ご承知のとおり、ドイツがなぜ戦争に負けたかというユダヤ人を迫害したからですね。それを受け入れたのがアメリカだったのです。それはまさに国力に直結した話ですね。

文化的に有名な人たちや学問的に優れている人たちが、難民としてほかの国に逃げていきます。こういう言い方はあまり好きではないですが、難民を受け入れるということは、その社会の強さにもつながっていくことだ、というような言い方も出来ると思います。

(3) 人権保障はよりよい社会のため

もうひとつ言うとしたら、その国の人権の程度というのは、最も弱い人たちにどこまで保障できるかにかかってきます。その最も弱い人たち、自分で自分の権利を主張できない人たちに対してひどいことをする社会や国家というものは、あなたにもひどいことをします。一度警察に捕まってみればよくわかることです。あなたが冤罪で捕まったとします。皆言ったことを信用しませんね。警察からひどい拷問を受けて自白させられるかもしれない。日本社会が守ってくれるかということ、決してそうではありません。そのような冤罪事件というのは、一杯あるわけですね。日

本社会とはそういう社会で、とても怖い社会だと思います。だから、あなたにとっても私にとっても、この社会は安全ではない。なぜ安全ではないかというと、人権を守ろうとしない意識が社会の共通認識としてないからです。人権を守るというのは何かというと最も弱い立場の人たちを守ることですね。最も弱い立場の人たちを客観的公正、公平に扱うこと、そこから出発しなければいけない。それが出来ていないわけです。

もしご質問があれば、お答えいたしますので、質問をお願いいたします。

質疑応答

司会（保岡孝顕） 是非ご質問したい方、わからないことがあった方、感想など、どうぞ。

質問者 お話ありがとうございました。外国語学部に在籍の学生です。2つ質問があるのですが、私も日本の難民があまりにも少なく、非常に疑問に思っていたのですが、政府の方に一度お伺いしたことがありまして、その時もさっとしか答えていただけなかったのですが、はたしてアフガン人が日本に来ていただいても、その人がハッピーなのだろうかというような答え方をされたのです。難民という立場の方、まあ私の想像力で考えれば、そのハッピー以前の問題でまず保護することが必要なのではないかなと思ったのです。実際、そのアフガン人の方たちと関わってらっしゃって、どうお考えかなということがまず第一点です。二点目ですが、入管で立証責任であるとか、調査がまだよくまとまっていなくて、それを強化することによって問題の解決を、という方向に行くのではないかというお話だったのですが、それも時間かかる。それと同時に、イラク攻撃に向けて、アメリカでもイラク系のアメリカ人に対するモニターを合法化する動きがあるという話を聞きました。犯罪の国際化であるとか、テロリズムと対抗しなければとのテンションの高まりの中で、それを推進していくというのはすごく難しいと思うのですが、その点についてどうお考えでしょうか。

大貫 なかなか難しい質問ですが、まずアフガンの人たちが難民として受け入れられてハッピーかということなのですが、それは彼らが決めることだろう、という感じがします。また日本は安全でハッピーな状況を提供しなければいけないのではないかと考えています。ちなみにですね、アフガン難民で日本に来る人というのは本当に一握りです。去年一年間で100人にも満たない数です。アフガンから数百万人の人が逃げた、そのなかで1%にも満たない、ほんの100人です。この100人の殆どがハズラ人です。ハズラ人というのは、モンゴロイドです。アフガンではハズラ人を馬鹿にするときは、ハボンというんですね。日本という意味のハボンですね。ハズラの人たちというのは、日本に対して相当な親近感を持っています。私がアフガニスタンに行ったときにハズラ人街を歩いてまわったのですが、皆さんからとても親切にされました。それで、アフガンのハズラ人がいうには、俺たちとお前は同じ民族だと言うんですね。もうひとつよく言われたのが、アフガンでは、ハズラ人がずっと迫害されてきた。同じ民族であるあなたたち日本人はなぜ助けてくれないんだ、ということを何度も言われました。私は、そのアフガン難民の事件をやるようになってアフガンのことを知るようになりましたが、それ以前は知りませんでし

たから、随分片思いだな、というように思いました。日本に来てハッピーではないから、来ない方がいい、というのは、何かちょっと、考え方としてどうかと思います。日本をいい国にするのが根本ではないかな、と思います。もうひとつテロとの対決に関してなのですが、アメリカのイラク空爆について述べます。査察で大量破壊兵器が見つからなかったとする。そうすると、何か兵器を隠しているという理由で空爆する。あるいはイラクが査察で大量破壊兵器が見つかったとする。やっぱりこいつらは大量破壊兵器を持っていたと言って空爆する。査察が、イラクの妨害によってうまくいかなかったとする、そうすると安保理決議違反だといって空爆する。結局、アメリカは、空爆するんですね。戦争の道しかない。アフガンの空爆でもそうですが、アメリカがアフガンで何ををしたかという、最新の兵器を使ってアフガンの人たちを殺したわけですね。タリバンとかアルカイダにも攻撃したかもしれませんが、多くの罪もない普通のアフガンの人たちが殺されました。確かに同時多発テロで、沢山のアメリカ人が死んだのも事実でしょう。それもけしからんことだと思います。だからといってアフガン人を殺していいのでしょうか。もしこれが許されるのだったら、ペルーが日本を空爆することはできるはずですね。フジモリさんをかくまっているのは日本ですから。日本もフジモリと同罪だと言って、ペルーが日本を空爆できるかと言えば、できないですね。これは国力の違いということです。何でアメリカの空爆が許されるのかよくわからない。あともうひとつは、根本的に、憎しみに対して憎しみで返すと、また憎しみが返ってくるんだと思います。殺されたからといって、相手を殺したり爆弾を落としたりしていったら、憎しみはずっと連鎖していくということですよね。こういう風潮は、どこかで止めなければいけないのだと思います。

質問者 ありがとうございます。すごい勉強になりました。難民の方をイギリスとかアメリカは、1万人とか2万人以上単位で受け入れています。そのサポート体制というの、もしかしたら出来ているのかなと思うのですが、日本に入ってきたインドシナ難民の2,830人の方々とかに対して、何かサポート体制みたいなものはあるのでしょうか。

大貫 インドシナ難民については定住促進策というのがあってですね、定住促進センターで、職業訓練、語学訓練をやっています。職業紹介も含めてですね。あと、公営住宅を入りやすくしたりとか、さまざまな支援体制があります。それについては、今年の8月7日の閣議決定で、インドシナ難民に対する定住支援策を、ほかの条約難民に対しても拡大するということに決定しています。但し、これは日本政府が進んでやったことではなくて、日本は国籍で差別していると国連から指摘され続けてきていました。インドシナ難民に対する定住支援策を他国の難民に対しても拡

大するべきであると、もう 5、6 年前から言われているのではないですかね。言われつづけた結果、やるようになったのです。今現在は、難民認定をされても何の支援ありません。定住化促進に必要なのは住居と語学訓練と職業訓練です。これについては今のところないです。

質問者 お話どうもありがとうございました。経済学部の子生です。60 日ルールとおっしゃっていましたが、難民の人が入ってきやすい空港とか港とかに 60 日ルールのことを貼り出しておいて、事前にわかっておいてもらうような対策というのはなされているのでしょうか。もしなされていない場合というのは、どういう団体がやることができるのですか？もうひとつは、私の友達に難民で日本にきた方がいます。彼は第三国を経由してきています。そこでどうも、日本に来るということを決めたようですが、外国で日本がどう受け入れているかという情報をどうやってニュースにすることができるのか、もしわかるようでしたら教えていただきたいと思っています。

大貫 日本での難民申請についてはですね、空港で周知しているかあるいは表示しているかという話ですが、それは一切ありません。今、公明党と民主党がそれぞれするべきだと言っています。空港で、さまざまな言葉でわかりやすいように難民は申請ができるということを表示しろという主張がありますが、それが国会で通るかどうかというのはわかりませんね。2 つ目のご質問ですが、第三国から来る人たちに情報がどういふように行きわたっているかという、お友達はどのようにしてきたかはわかりませんが、普通は難民の人たちはエージェントを使います。エージェントというのは、そのような難民を助けることを職業としている人たちで、エージェントとかブローカーとか言います。ペシャワールだと、例えば「ホシホテル」か「パークホテル」に行くと、エージェントに会えますが、そこに行って自分はどこかに逃げたいということを言うと、ではいついつに来なさい、と言って、いついつに行くと、その人がたとえば偽造パスポートだとか航空券だとか全てを用意してくれる。その相場はだいたい 80 万から 120 万です。お金払うとやってくれるということです。日本の情報について、彼らはすごくよく知っています。10 月 3 日に 9 人強制収容しましたが、そのニュースがアフガンコミュニティーやパキスタンの人たちに知られてからは、アフガニスタン難民は、日本に来ていません。だからエージェントを通じて情報が流れているということです。

質問者 今エージェントというのはいわゆるスマグラ（密入国者）と呼ばれている人たちですか？

大貫 まあ、そういう言い方もあるかもしれませんね。

質問者 ありがとうございます。

質問者 外国語学部英語学科の学生です。お話のなかで、収容所について出てきたのですけれども、本で日本には収容所が2、3ヵ所あると書いてあって、その収容所は難民の方が難民を認定されるまで、待つ場所だと書いてありました。でも先生のお話のなかでは、拷問を受ける場合があるというお話が出てきたのですけれども、東日本収容センターというのはどのようなところなのですか？あと、収容所についてよく、詳しくわからないのですが、なぜ拷問をうける必要があるのですか？

大貫 ちょっと僕の話し方がまずかったのかもしれませんが、日本の収容所で拷問を受けるということは日常的なことではありません。私が拷問について言ったのは、タリバンの収容所について申し上げたのです。しかし、日本の収容所に拷問はないかというところなのです。典型的なものは皮手錠と（皮手錠というのはですね、こういうふうに縛ってですね、転がしておくんですね。犬食いといってですね、ご飯を食べるときは、手を使わないでこうやって食べる。だから犬食いといいます）、袋をかぶせて殴るとかです。そういうことは日本でもそれほど珍しいことではありません。しかし、拷問は日本の収容の目的ではありません。タリバンの収容の目的は拷問ですけれども、日本では別に拷問を目的とした収容をしているわけではない。日本の収容所は、東日本収容センターと西日本収容センター、あと大村にあります。これは入管法違反の人たちの外国人を収容する施設です。いわゆる難民のレセプションセンターとは違います。およそ一人あたり一畳ぐらいの広さで、例えば10畳ぐらいだと10人が収容されています。中にお手洗いがあってですね、小さなついたてがあって座ると大体胸のあたりぐらいまでのついたてになる。同じ部屋のなかに、お手洗いがあります。ご飯は、相当ひどいものです。相当ひどいと言われています。たまに牛乳が腐っていたりするという話もあります。要するにすごく経費を節減しているので、かなり食事もひどい。そして風通りが悪いですね。職員による暴行というの、それが目的はないですが後をたたない、と言われていました。収容されていることのどこが問題かというと、先ほど申し上げたとおり、収容すること自体がですね。これは人間性を否定することです。一言でいうと、人間は自由であって初めて人間なのです。

質問者 お話どうもありがとうございました。先ほど入管法に違反した人が捕まるというように言われたと思いますが、難民として来て捕まっている人と、それ以外に移民、例えば経済難民などで来た人で捕まる場合というのは、扱いとしてはは全く同じに扱われるということでしょうか。

大貫 全く同じに扱われますね。

質問者 難民だからとか、よりよいとかより悪いということではなく、完全に同じに扱われてそのままにされてしまうのでしょうか？

大貫 よりよいという面はないと思います。より悪い面はあるかもしれませんね。入管職員には、精神的ないじめ、あるいは難民特有のものがあるかもしれませんね。ですので、お前は嘘つきだとか、国に帰れだとか、そういうようなことをより言われるようです。そういう意味では難民の方がより悪いかもしれません。そもそも単なる入管法違反の人たちは、ある程度は、先ほどの合理化の問題で、処罰されることを理解できる面があると思いますが、難民の人たちは逃げてきて、助けを求めてきているわけだから、助けを求めてきた結果が収容されるということで、合理化できないぶん、より辛い思いをするのだらうなと思います。

質問者 日本の受け入れが、認定率が7%とか、2001年度は24人とかいうことでしたが、国際社会からの非難とか、どういった見方を日本はされているのでしょうか。

大貫 まず漫画がありましたね。これは2001年8月2日インターナショナルヘルルドトリビューンの漫画ですが、ちょっと見えますかね、あまり見えないかもしれないけれど。難民が逃げていくところ、日本だけが扉を閉めている。まあ風刺なんですが。あとUNHCR韓国事務所はアフガン難民の件だけで4回ぐらい日本政府に勧告を出しています。収容するな、という話と、退去強制してはおかしいだろう、難民認定しろという話です。4回ぐらい勧告を出していますが、日本政府はことごとく無視しています。だから決して、国際社会からよくは見られていないと思います。

司会 他にありますか？

質問者 日本以外の国では、難民認定される可能性は高いと思いますが、その時に何で難民の方は日本を選んでくるのですか？

大貫 おそらくアフガン難民で来た人たちの、本当に日本が第一希望だった人というのは一割にも満たないと思うんですね。なぜ日本に来るかという、まず第一に日本の方が安いんですね。例えばアメリカ、カナダが120万だと日本は80万というように若干安く設定されている。そのエージェントに払うお金という問題がひとつあります。あと、エージェントから騙されるという場合があります。エージェントが例えば日本行きの航空券が取れると日本に連れてっちゃう。本人は日本に行くつもりはないのに、着いたら日本だとかいうこともありますね。あと情報が不足している。要するに日本に言ったらどうなるかがよくわかっていない。こうしたことが原因だと思います。収容された難民の人たちが必ず言うのが、日本に来て失敗だった、後悔している。何で俺はこんなところに来たのだらう、と言います。

質問者 ありがとうございます。

司会 瀋陽の日本の総領事館で事件がありましたね。日本の政府の中でも、外務省

の国際的な条約の遵守と、それから法務省出入国難民認定の執行というもの、政府内部における感覚というものは同程度のものなのか、それとも多少なりともどちらかが国際的な感覚を吸収しようとする方にあるのか。そして、日本は内閣のほうで、インドシナ難民にしても、閣議決定ということは優先しますよね。そのへんの難民を庇護するための力学っていうんですかね。それは、今後どういう風に見通しをつけるか。ヨーロッパ先進国とは全く比べものにならないほどに、日本は人権に対して意識が薄い。脱北者も、選ぶ国が違ってきている。中国のほうがもう、高い塀と守備隊でもって、脱北者の建物への侵入に対して警護にあたっているというような状況です。皮肉を言えば、日本政府はその措置によって救われているのかどうかです。このあたりの見通しですが、日本政府はどう見直すべきかですね。

大貫 私は外務省のことに詳しいわけではないですが、私の印象でいうと、瀋陽領事館の人たちは、駆け込みを応援するNGO組織があって、脱北者たちが他の大使館に駆け込んでいたわけですから、そのうち日本にも駆け込むかもしれないと当然予想していた。それに対する問題意識がおそらくなかったと思います。問題意識を持っていたとしたら、では日本はどういう対応をするのかということ政府首脳なり、政府全体として考えなければならなかった。ところが、そんなことはしなかったですね。そんなことはせずに要するに、戸締りをしっかりして不審者が入らないようにしろ、ということを書いていたわけです。そこには、政策もなければ理念もない。外務省に政策なり理念があるのかというと、ないんじゃないかな、あるとはいえないな、という感じがします。その後、では駆け込み者あるいは他の国の難民が日本領事館に駆け込んだらどうするかというのは、私の知っている限りでは、庇護する方向で努力しましょうという話は一つも出てきていないのです。外務省が難民制度を所管して、いい方向にいくかということ、外務省もやはり行政の一部ですから、政治的な配慮に左右されたり、あるいは外交的配慮に左右されやすいだろうと思います。外交上配慮しなきゃいけない相手に対し、その相手の国から来た難民を外務省が認めることができるかという問題が出てくるでしょう。だから、難民認定は行政とか政府とか切り離さないとだめなのだろうと思います。例えばニュージーランドはNGOや弁護士、学者を難民調査官にして、そういう人たちが難民調査をやっています。役人に調査をやらせるということが、ちょっと僕は難しいと思う。役人にその国の理念の在り方を議論させるっていうのも難しいと思います。難民の問題は国ないし社会の理念として、どこによって立つかということだと思いますので、そうすると外務省や法務省は難しいかと思います。

司会 今日は本当お忙しいなか大貫先生に来ていただき、ご報告いただきまして、かなり問題点が明確になっただろうと思います。このなかに難民の授業をとって

る学生もいれば、ゼミペーパーを準備している院生もいて、いろいろなかたちで役立つと考えます。今後とも宜しくお願いいたします。それではこれをもって閉会いたします。ありがとうございました。

本稿は2002年11月25日に開催された講演会「日本における難民認定制度をどう見直すべきか」(2)を基に補筆したものである。

Critical Review on the Japan's Asylum Policy for Refugees

OHNUKI Kensuke
(Lawyer, Satsuki Law Office)

SUMMARY

1. Should we accept refugees into Japan?
 - (1) Refugee Policy of the Japanese Government
 - (2) Obligation on the Refugee Convention
2. Practice of Japan
 - (1) Detention of Afghanistan refugees
 - (2) Refugees and passports---illegal entry
 - (3) Detaining Afghanistan refugees and an deportation order
 - (4) Has Afghanistan Asylumseeker obtained a peace?
 - (5) Psychology of detained refugees
 - (6) Detained refugees and their trauma
3. Controversial issues of Japanese legal system
 - (1) Immigration officers are not appropriate to do refugee recognition
 - (2) The number of refugees recognition and its rate
 - (3) The burden of proof
 - (4) Expertise and objectiveness needed in refugee recognition
 - (5) Refugee applicants' status during screening
 - (6) The 60-day-rule
4. Several views on Xenophobia against refugees
 - (1) Abuse of refugee application?
 - (2) Refugees and public security
 - (3) Human security more worthy for the society

＜第22回国際シンポジウム＞

瀋陽総領事館事件における法と外交

江藤淳一

（上智大学法学部教授）

1. 事件の概要

最近、国家間紛争において、例えば拉致事件のように、一般市民の生命・身体の安全そのものが争点となるものが続いています。この種の個人にかかわる紛争については、関係国がそれをどのように理解し、どのような根拠に基づき、いかなる請求を行うかが重要となります。この点に関して、基本的には3つの場合が考えられます。第一に、あくまでも国家間の権利義務の問題として処理する場合、第二に、個人の権利の問題として捉えたうえで、その個人に代わって国家がなんらかの対応をとる場合、第三に、個人への人道的配慮を優先して、法の枠組みの外で（extra legal）問題の処理をはかる場合、です。外交担当者は、この3つの選択肢のなかのいずれに基づいて事案を処理するか、緊迫した状況のなかでその決断を迫られることがあります。瀋陽事件は、そうした事例の典型的な一つであり、そこにはわが国の外交の姿勢が鮮やかに現れています。

この事件は、今年（2002年）の5月8日、北朝鮮人とみられる家族が瀋陽の日本総領事館内において中国の武装警察により取り押さえられ、瀋陽公安局に連行されてしまったというものです。日本側は、事件直後から一貫して、これは領事館の不可侵に反する重大行為であるとして、中国側に強く抗議し、連行された5名の引渡しを要求しました。国内の世論からも、この事件を日本の主権、名誉あるいは尊厳に対する重大な侵害であるとして、中国に対し断固とした態度をとるべきとする声があがりました。他方、事件の報道において、入館を試みた女性が武装警察に取り押さえられる場面がテレビで放映されると、その場にいた副領事が適切な行動をとらなかったことが明らかになり、内外から、日本側の人権感覚を疑う声がかかります。日本は、被害者の立場から一転して加害者の立場にたたされる羽目におちいったわけです。こうした情勢を受けて、日本政府は、人道を最優先して事件を処理することとし、中国に働きかけを行い、事態の收拾をはかることに努めました。結果として、中国は、人道上の観点から、5人をフィリピン経由で韓国に出国させるという形となり、5人が北朝鮮に送り返されるという最悪の事態は回避されました。

この事件での日本の対応ぶりについては、国家の権利の観点からも、個人の権利の観点からも、さまざまな問題点が指摘されています。とくに「国家の権利」の立

場からは、不可侵権の明白な侵害があったにもかかわらず、日中友好の大義にかまけて陳謝さえも引き出せない弱腰外交であったと非難され、また、「個人の権利」の立場からは、この事件は人道的配慮による処理ですまされる類のものではなく、主要人権条約に照らした解決をはかる必要があったと批判されています。今日の報告では、この事件を政府がどのように理解していたかを中心としながら、この二つの立場について考えてみたいと思います。まず、国家の権利の観点を検討し、次に個人の権利の観点に移ることにします。

2. 国家の権利の観点

すでに触れましたように、日本は、中国の武装警察が領事館に立ち入ったことについて、領事関係に関するウィーン条約第 31 条に定める領事機関の公館の不可侵を侵害するもので、国際法違反であるとの立場をとっています。これに対し、中国側は、武装警察は身元不明者を取り押さえるため日本の副領事の同意を得て入館したものであると反論し、また、総領事館の安全を保障するために必要な措置をとったのであり、ウィーン条約に合致したものであるとも主張しています。こうして、この事件では、副領事が同意を与えたか否かがその最大の争点となっていきます。まず、この同意の問題について検討します。

ところで、ウィーン条約第 31 条 2 項をみると、「領事機関の長若しくはその指名した者又は派遣国の外交使節団の長の同意がある場合」を除いて、領事館の立ち入りは認められないと規定されています。この事件の場合、現場にいた副領事はもちろん「領事機関の長」ではないし、また、「その指名した者」でもありませんでした。したがって、この規定に照らせば、そもそも副領事が同意しても、それにより領事館への立ち入りが認められるわけではないということになります。ところが、日本政府は、副領事に同意を与える権限はなかったという主張はどうも行っていないようです。川口外務大臣は、国会の答弁で、中国側とそのようなやり取りがあったかについて「細かいことをちょっと記憶しておりません」（7 月 11 日参院外交防衛委員会）と答えています。これはどういうことでしょうか。

おそらく日本政府は、ウィーン条約上は権限がないとしても、緊急の事態において現場の領事職員が同意を与えたという事実があれば、それは相手側の責任追及のうえで重大な意味をもつと考えたのだと思います。実際、不審者・身元不明者が大使館や領事館に駆け込んでいった場合に、領域国の警察は緊急事態が発生したと判断して、事前の同意なく公館内に立ち入るといった事件は起きています。例えば、中国側も指摘していますが、1998 年 5 月、東京の中国大使館で、大使館職員により入館を拒否された者が大使館の敷地内に侵入するという事件が発生しました。この

時日本の警察官が身柄を確保するため敷地内に入りましたが、これに対し、中国側からは何ら異議の申立ても行われていません。つまり、ウィーン条約の規定にもかかわらず、大使館や領事機関の長の同意を得るような余裕がない緊急の事態では、現場の判断によって敷地内に立ち入るのもやむをえない場合があるということです。だからこそ、瀋陽事件の場合も、現場の職員の同意があったか否かが最大の争点となり、日本政府はあくまで同意を与えた事実はないことを示す必要があったわけです。

さて、この同意の有無について、日本は、調査の結果、事件のいかなる段階においても、日本側が同意を与えたとの事実はないと主張しています。しかし、副領事の行動は明らかに適切さを欠いており、はじめの段階において積極的に立ち入りを制止したり、立ち入りに抗議するということも行われておらず、同意を与えたと誤解されても仕方のない面はあったのだろろうと思います。同意があったか否かは、これは所詮、水掛け論にならざるをえず、当事者同士の交渉で解決できるものではないでしょう。同意があったというような反論を許すような状況を作ってしまったことに問題があります。この事件で日本の立場を徹底的に悪くしたのは、やはり初動段階での対応のまずさであるといわざるをえません。

しかし、これはたんに現場にいた領事職員個人の責任というわけではもちろんありません。非常に緊迫した情勢にありながら、十分な警備体制を現場に指示していなかった外務省、また、北朝鮮からの脱出者の問題についてまったく何ら取り組む姿勢を示してこなかった政府全体、さらには、この問題を含めて難民問題など北朝鮮をめぐる情勢にほとんど無関心である多くの日本国民、それらすべての結果が、あの映像に映し出されたと考えるべきでしょう。この事件で問われなければならないのは、日本人全体のこうした問題に対する意識であると考えます。

ところで、このような初動段階での失態にもかかわらず、日本側は領事館の不可侵権の侵害を一貫して主張します。一般に、国家が自己の権利を侵害された場合、つまり、相手国が国際違法行為を行った場合、その侵害を受けた国は、相手国の責任を追及し、原状回復、金銭賠償、それに、金銭による賠償になじまない損害については、サティスファクション（これは精神的満足とか、たんに満足とか訳されます）を求めることになります。サティスファクションには、相手国が違反の事実を認めること、遺憾の意の表明、陳謝、再発防止の保証、責任者の処罰等があります。この事件の場合、日本は、中国に対して、連行された 5 人の引渡し、陳謝、再発防止の保証を求めています。しかし、このいずれについても、結局受け入れられず、その主張を取り下げたり、あるいは、実質上断念していきます。次に、この点を検討することにします。

最初は、引渡しの請求です。一般には、この引渡しの請求は、違法行為から生じた責任を解除するための原状回復を求めたものと理解されています。しかし、政府はそのような理解を否定しています。5月17日の衆議院外務委員会で行われた答弁で、自由党の土田龍司議員が、日本の申し入れ内容が、原状回復、陳謝、再発防止のための保証であるという発言をしたのに対し、川口外務大臣は、若干事実と異なる部分があると指摘し、「原状回復というふうにおっしゃいましたけれども、私どもがお話をしているのは、引き渡しという言葉を使わせていただいたわけでございます」と説明しています。この後、土田議員は、「原状回復と五人の引き渡し、どう違うかわかりませんが」と発言して、そこでこのやりとりは終わっています。

川口外務大臣が引渡しの請求は原状回復ではないと説明したのは次の理由からでしょう。日本政府は、早い段階から、中国が日本への引渡しに応ずる可能性はきわめて少ないと判断したと考えられます。引渡しに応ずることは不可侵権の侵害を中国が認めることになるからです。とすると、人道上の要請に答えるためには、この事件の落としどころは5人の第三国への出国ということになります。したがって、日本への引渡し、すなわち、原状回復という主張を強く打ち出すのは避けなければなりません。こうして、引渡しの請求は、原状回復ではなく、人道的観点からの、つまり、法の枠組みの外での要求に切り替えられたと理解すべきでしょう。したがって、引渡しの請求には、中国の国家責任を追及するという趣旨はなくなったということになります。結局、5人の身柄は、日本政府の見込みどおりに、5月22日にフィリピンを経て韓国へ送られるという形になりました。

次は、再発防止の保証です。この問題に関しては、6月19日にバンコクで行われた唐家セン中国外交部長と川口外務大臣との会談において、外交当局間で領事条約の締結の可能性も含めて再発防止のためにこれから議論していくということになっています。この点について、7月12日の衆議院外務委員会で、やはり自由党の土田議員がとりあげ、今回の事件は、「当然ウィーン条約の適用で解決できる問題であって、何ら中国側と新たな条約を結ぶ必要はない」として、政府の見解を質しています。これに対し、川口外務大臣は、中国側が再発防止のための協議を行うという提案をしてきたので、まずその意図を聴取して議論したいと考えている旨の答弁を行っています。

ここでの中国側の意図は明らかであろうと思います。唐家セン外交部長は、川口外務大臣との会談で、類似の事件の再発を防止し、両国の大局に影響が及ばないように共に努力するという立場を表明し、領事協力を強化するためにも、領事条約あるいはその他の文書の作成を含め必要な協議を行うことに同意すると述べたと説明

されています。つまり、再発防止を中国が保証するのではなく、中国と日本が協力して再発防止の対策を講じましょうということです。もともと再発防止の保証は、過去の行為の是正ではなく、将来の信頼関係を回復することにあり、責任追及という性格は弱いのですが、この再発防止の協議はまったく責任追及の性格を失っています。

新聞の報道によれば、日中間の第一回の領事協議は8月28日に北京で開かれています。そこで日本側は、事件の再発防止に向けて、日中間の連絡ルートの確立や在外公館と治安当局の間の意思疎通の強化で対応することを提案した模様です。他方、中国側が提案した領事条約の締結に関しては、日本側は、ウィーン条約で十分対応できるとの観点から、その検討は当面行わない方針であると伝えられています。この領事協議の結論は持ち越されたようですが、いずれにしてもそれは中国の責任追及の協議でないことは確かです。

最後に、陳謝の問題です。6月19日の唐家セン外交部長との会談により、再発防止の協議を行うことになった時点で、陳謝の要求はどうなったのかが問題とされました。6月21日の外務大臣会見の席では、「国家として他国に『陳謝』を求めるといのは重大なことだと思いますが、それを『うやむやにする』というのは、国内的にも国際的にも説明が必要であると思いますが、そもそも『陳謝』を求めたのは間違いだったということですか」という質問に対し、川口外務大臣は、中国側と意見の相違があり、全体として事件の評価はまだ動いている話だと答えています。さらに、「では、はっきりしない段階で、なぜ『陳謝』を求めたのですか」という質問には、ウィーン条約31条の違反があったという立場は変えていないとだけ答えています。

このように政府は、中国への謝罪要求は取り下げていないことを強調しています。日中領事協議の場でも、領事館の不可侵権が侵害されたという立場には変わりがないとの見解を示したと報道されています。また、これに対し、中国側領事局副局長は「双方について何らかの責任があった」と述べ、中国側の責任を一部認めるような発言を行ったとされています。この発言の真意が何であるかわかりませんし、それはもちろん公式の陳謝というわけでもありません。しかし、これが、かりに中国の警察の立ち入りに関する責任を相手側の担当者が認めたうえで協議が開始されたということであれば、一応この事件についての收拾をはかったものと考えられるのではないのでしょうか。この後に及んでまだ陳謝の要求を続けることに意味があるようには思えません。

以上のように、日本側は領事館の不可侵権の侵害を一貫して主張しましたが、中国側の責任追及については一つ一つ目立たないように断念してきました。それは、

繰り返しになりますが、もっぱら初動段階での対応のまずさが原因であり、また、それを挽回するために人道を最優先した結果であって、中国との友好に配慮した弱腰外交のためだったわけではないでしょう。むしろ、自らの失態を取り繕うために強硬姿勢を貫くといった愚策をとらなかったぶん賢明であったといえるかもしれません。

3. 個人の権利の観点

アメリカでは、中国における北朝鮮難民の問題に関し、議会および政府が繰り返し懸念を表明してきています。例えば、2001年8月の下院提出の共同決議、中国政府に対し、北朝鮮難民の認定と保護のための努力を行うこと、安全な避難所を提供すること、北朝鮮への送還を停止すること、国連難民高等弁務官が北朝鮮難民にアクセスすることを認めること、難民の定住のため難民高等弁務官と協力すること等を求め、難民条約上の義務を履行するよう促しています。また、今年の6月の下院提出の共同決議は、昨年の内容に加えて、国務長官に対し、中国が難民条約上の義務を履行する方向へ向けて中国と協力することを求め、2003年の国連人権委員会において北朝鮮の人権に関する決議を採択する努力を始めるよう促しています。

アメリカ政府の立場については、今年(2002年)6月12日の上院司法委員会で、人口・難民・移民局のアーサー・デューイ (Arthur E. Dewey) 次官補が行った説明があります。デューイ次官補は、難民高等弁務官が難民を保護するために現地へ入ることを中国が拒んでいることを問題としたうえで、中国から強制送還された人が厳しい処罰、場合によっては死刑に処されているという報告にとくに懸念をもって述べ、中国に対し引き続き難民条約上の国際義務を遵守するよう要請していくと説明しています。他方、北朝鮮の人たちが各国の在外公館に逃げ込んでいる問題に関しては、9・11テロ事件後の安全保障上の観点からみて、危険な事態をさらに悪化させるものであり、在外公館に逃げ込んでも庇護の保証があるわけではなく、きわめてリスクが高いと説明するとともに、アメリカの在外公館には難民申請者に庇護を与える権限、すなわち、外交的庇護権はないと言明しています。

こうしたアメリカの立場に対して、日本政府の立場はすっきりしていません。5月13日に行われた外国人記者会見では、松永副報道官は明快な発言をしています。松永副報道官は、5人の処遇について最も重要なことは5人の人権が尊重されることであり、また、5人が迫害のおそれのあるところに送り返されてはならないということであると言い切っています。他方、国会における川口外務大臣の答弁はあまり歯切れがよくありません。例えば、5月17日の衆院外務委員会で社民党の東門

議員が、今回の事件について、まず5人の人権を最優先するという方針であることを確認したいと思いますと質したのに対し、川口外務大臣は、この5人の人権といえますか、人道上の取り扱いというのは非常に大事であると思っていますと答えています。川口外務大臣は、一貫して人権という言葉を使うのは避け、人道上の問題、人道上の要請、人道的観点という表現で説明をしています。

こうした答弁は、わが国の難民認定と出入国管理の政策・方針を反映したものであるということが出来ます。わが国では、難民認定に際しては、「出入国管理及び難民認定法」の規定に基づき、個々の事例ごとに事実関係を調べたうえで個別に判断を行うことになっています。したがって、北朝鮮（朝鮮民主主義人民共和国）からの脱出者であるという事実だけで、その者が難民であるという前提にたって、相手に対し人権の保護を要求するといったことは考えられないでしょう。他方、わが国の出入国管理および難民認定法は、たとえ難民の定義に該当しない者であっても、迫害を受けるおそれのある国に強制送還してはならないと定めています（第53条3項）。そこで、わが国は、この規定の精神に則り、人道的観点から、中国に対し5人を北朝鮮に送り返さないよう要求したわけです。川口外務大臣は、「人道上の問題につきましては、何人であっても、いかなる場合でも、みずからが迫害を受けるおそれのある国、地域に送還されてはならないという要請が満たされることが重要である」という答弁を繰り返しています（例えば、5月20日衆院武力紛争事態特別委員会）。これが、今回の事件の処理について最低限要求されることでした。

こうしたわが国の立場は、同時に中国側の立場への配慮も含んでいます。中国は、北朝鮮脱出者をたんに不法入国者として扱い、難民問題は存在しないという立場をとってきました。北朝鮮に強制送還しても、迫害を受けることはなく、何度も戻ってくる者もあると主張しています。これに対して、川口外務大臣は、「北朝鮮からの脱出者の問題につきましては、第一義的には、中国政府が今後いかなる出入国政策をとるかということでございます。したがって、これは中国の政策でございますので、我が国としては立ち入った論評を行うことは差し控えさせていただきたいと思います・・・」と述べています（5月22日衆院予算委員会）。こうした日本政府の立場からすれば、アメリカのように、難民条約上の義務の履行を中国に要請するといったことはとても考えられないことになります。

ところで、北朝鮮脱出者の一連の事件で、関係諸国の見解が一致した点が一つあります。それは、大使館や領事館等の在外公館は外交的庇護権をもたないという点でした。さきほどアメリカの見解を紹介しましたが、日本も韓国も同様の見解を示しています。川口外務大臣や外務官僚は、国会答弁において、国際法上在外公館に「庇護権」はないことを繰り返し確認しています。各国とも在外公館が難民の避難

所となり、在外公館としての機能に障害が生じるのを懸念しているからでしょう。韓国大使館駆け込み事件に関する6月23日の中韓合意では、中国側は外国公館が北朝鮮脱出者（不法入国者）の不法な第三国行きの経路になってはならないとの見解を示し、韓国はこれに十分な理解と共感を表明するとの趣旨が盛り込まれています。

他方、庇護を求める者がいったん公館に入ってきた場合については、人道的な取り扱いを行うという立場も各国で共通しています。わが国の政府は、このような場合、その人の人定事項をきちんと調べる、事実関係を調べる、希望を確認する、それからこの人の身体的安全確保等の人道的な観点、関係国との関係等を総合的に判断して具体的な対応を検討すると説明しています。さらに、在外公館の中に入ってきた者を外に出すと、「その者の生命、身体に危険が及ぶということが明白である」というような場合には、その者に一時的ないわば庇護というようなものを与えて在外公館の中にとどめ置く」ことがあり、「それをもって直ちに不可侵権の乱用だとかいうふうな問題が生ずることではない」とも説明しています。つまり、在外公館には庇護を与える権利はないが、「人道上の観点から・・・一時的に在外公館に置くことが国際法上違法であるということも言えない」との見解です（5月31日衆院外務委員会）。この見解は、在外公館の庇護をめぐる現在の法状況を正しく捉えているようにみえます。

以上のように、日本政府は、人権というよりは人道上の問題としてこの事件を理解し、中国へその配慮を求めたということができます。こうした理解の背景には、人権問題をあまり声高に主張すると、中国がかえって態度を硬化させるかもしれないという懸念もあったかもしれません。いずれにしても、結果として5人の第三国への出国が認められたことにより、日本政府としては最低限の責任は果たしたといえるでしょう。しかし、それは北朝鮮脱出者問題全体の解決をもたらすものではないことも明らかです。最後に、この点について述べることにします。

4. 東アジアの法と外交

この瀋陽事件をはじめ、最近の東アジアの事件をみると、はたしてこの地域に本当に各国が共有できているルールがどれだけあるのだろうか不安を感じることがあります。瀋陽事件では、日本も中国もともに、「領事関係に関するウィーン条約」と「難民の地位に関する条約・議定書」の締約国ですが、これまでみてきたように、領事館の不可侵権は軽んじられていますし、難民条約にいたってはまったく無視されています。事件の収拾は、結局、国際法の外で、人道主義・人道的観点から行われるというのが東アジアの状況です。

それでも、人道主義・人道的観点から問題を処理できているのだからそれで良いではないかという見方もあるかもしれません。確かに、瀋陽事件のように、個別の事件の処理についてはそれで良いともいえるでしょう。しかし、人道主義・人道的観点では問題全体の解決にはなりません。脱北者のような問題は、しっかりとしたルールに基づいて取り組むのでなければ解決をみることは難しいでしょう。まず、各国の間で共有できるルールを確認し、足りないところがあれば新たなルールを設ける、そういう努力がいまの外交に求められていることになります。

具体的には、アメリカが要請しているように、難民条約上の義務に従って難民認定を行うよう中国に求めるとともに、難民高等弁務官事務所の現地アクセスを認めさせるといったことが必要でしょう。しかし、こうした要請を行うとなると、その結果認定される難民の保護に関しては、もちろん応分の負担を覚悟しなければなりません。第三国への出国を希望する北朝鮮脱出者がどれぐらいになるのかはわかりませんが、短期間に数千ないし数万にのぼるとなると、日本としてはこれまで経験したことのない難民受入れということになります。そういった事態も想定したうえで、受入れる準備や覚悟があるのか議論し、そうした負担を担うことが東アジア地域の平和と安定に資するものであると国民が納得しなければなりません。なお、アメリカ連邦司法委員会におけるデュース次官補の説明によれば、アメリカは、90年代半ば以降、北朝鮮難民の受入れに関しては、安全保障上の観点から、国務省および移民帰化局の事前の同意がなければできないという慎重な政策をとっています。地域外の諸国をあてにすることは難しい状況にあります。

現在のところ、日本ではこうした問題に関する議論はようやく始まった段階であり、日本国民の間にこの点に関する十分な認識があるようには思えません。小泉首相は、5月22日の衆院予算委員会で、「日本国民が難民を受け入れるべきだといった場合に、これは新たな国内問題を引き起こします。・・・日本国内でもさまざまな意見がありますから、この点については、再三申し上げますように、今後多くの方の意見を聞きながら、今の日本の難民受け入れ体制、どうあるべきかということを経後も検討していかなきゃいけないなと思っております」と述べています。他方、川口外務大臣は、7月10日の衆院外務委員会で、「外務省としては、この議論に人道的な観点あるいは人権という観点から積極的に関与をしていくという立場であります」と答弁しています。ここでは、はっきりと「人権」という言葉を使っており、今後の取り組みについては人権の観点を無視しないという姿勢が一応うかがわれます。これまでのように、北朝鮮難民の問題は中国の出入国管理政策上の問題であるといった、我関せずの立場から脱することができるかが課題となります。

他方、この問題はたんに人道的ないし人権の枠にとどまるものではなく、北朝鮮の対応如何によっては安全保障上の問題ともなります。大量の難民流出ということになれば、北朝鮮としても強硬な態度をとらざるを得なくなるでしょう。それは、また、北朝鮮の大量破壊兵器開発といった問題に繋がって行くことも考えられます。そうすると、人道的ないし人権の問題が、国家間の安全保障の問題のなかで切り捨てられていってしまう可能性もあります。こうした困難な諸問題乗り越えて、東アジアの諸国が本当に共有できるルールを確立するため、日本がリーダーシップをとることができるかがいま問われているのだらうと思います。

追記

2003年1月27日の衆院予算委員会で、民主党の中村哲治委員が、脱北者が難民条約上の難民と言えるのかについて質問したなかで、外務省アジア大洋州局長兼中政府参考人は、「脱北者の場合に、それに該当する場合あるいはそうでない場合、難民の定義からいきまして、それは個々、両方のケースというのがあるんだろうと思います」という見解を示し、「いずれにしても、問題は、まず脱北者の中で日本人の方がおられる場合には、これはもう絶対にその方の身の安全を確保して、そして、日本に無事帰国していただく、これがまず第一義的だと思います。そしてまた、外国人の方につきましても、先ほどの、どういう状況であるのかということ、そしてその全体の状況を見た上で、関係国とも相談しながら対応していくというのが現状でございます」と説明している。また、中国が脱北者を強制送還しているか否かについては、「我々といましては、まさに、日本側で確認した情報に基づいて、それが脱北者で、私どもがきちんと身の安全を確保すべきときには、中国側にそのことについて非常に協力を強く求めてきておりまして、これまでのところ、中国側から我々への協力に対しては非常に前向きな対応がなされているケースが多いということでございます。」と述べたうえで、「……………中国がどういうふうにしてすべてのケースについて扱っているかは承知していない」と答えた。しかし、再度、中国が難民条約上の難民と思われるような脱北者を強制送還しているという事実は把握していないということで良いかと問われ、「私どもが把握している限りということではそのとおりでございます」と述べて、強制送還の事実を把握していないことを明らかにした。さらに、今後、このような問題について把握する努力をするのかという質問には、日中領事協議のなかで問題を提起したうえで、協議を重ねていきたいと答弁した。以上のように、日本政府の脱北者への対応は、難民条約の重大な違反は生じていないという認識の下で、依然として個別事件の状況に応じ、関係国と相談し善処を求めるという段階ににとどまっているようである。

本稿は、2002 年 12 月 7 日に、国際基督教大学社会科学研究所と上智大学社会正義研究所が共同で主催した第 22 回国際シンポジウム「日本における正義：国内外における諸問題」のなかのワークショップ「対外政策における正義：瀋陽事件を中心として」で行われた報告であり、国際基督教大学社会科学研究所が公刊するシンポジウム報告書に掲載される予定ですが、同研究所の了承を得て、若干の補筆を行って本紀要に転載するものであることをお断りします。

Law and Diplomacy in the Shenyang Asylum Seekers Case

ETO Junichi
(Faculty of Law, Sophia University)

SUMMARY

1. Violation of the inviolability of consular premises

In Shenyang case the Japanese government lodged a strong protest against the Chinese side on the grave violation of the inviolability of consular premises, and based upon international law of state responsibility, requested the immediate handover of the five asylum-seekers concerned who had been taken away from the premises of the Consulate General, as well as an apology and assurances of non-repetition from China. However, mainly due to the sloppy handling of the situation by the consular staff at the initial stage, it abandoned most of all these requests during the negotiations with China and assigned the highest priority to humanitarian considerations, which led to the departure of the five to a third country (finally South Korea).

2. Legal status of the five asylum-seekers from North Korea

Although the Japanese government did not present its view on the legal status of the five asylum seekers, it contended from a humanitarian standpoint that they should not sent back to where there was fear of persecution. On the other hand, it confirmed that it would not grant "diplomatic asylum" to those who sought refuge in its embassies and consulates, but could provide them temporary protection taking the circumstances into consideration.

3. Current situation of law and diplomacy in East Asia.

In settling the current problem of asylum seekers from North Korea, it is indispensable for the countries concerned to comply with the provisions of the Refugee Convention and other related agreements. However, there seems to be no consensus among East Asian countries on the interpretation and application of these agreements. The Japanese government has not shown any definite policy to take leadership in improving the situation and establishing rules truly accepted in this region.

<研究ノート>

難民に関する調査

全学共通科目「難民」（2000年度）・「難民と人権」（2002年度）
受講生の場合

保岡孝顕

（上智大学社会正義研究所）

はじめに

上智大学の全学共通科目として正規の授業に「難民」と題する科目が登場したのは2000年度後期10月からである。この講座は文学部人間学研究室の理辺良保行教授（イエズス会司祭）をコーディネータに輪講形式で10人の講師を招いて行ない、出席、リアクション・ペーパー、試験の結果をもとに、選択履修科目2単位を取得できる。第二回目の同科目開講は2002年度後期9月から2003年1月まで「難民と人権」と題する科目であった。

本稿では2000年度および2002年度受講者を対象にそれぞれ最終授業日に「難民に関する調査」を実施したものを集計し、同講座受講の学生の難民問題についての現状理解と課題、展望を把握しようと試みた。そして今後の社会正義研究所における「難民研究」「難民理解の講座」の推進の基本データを提供するものである。

「難民」講座開講までの経緯

1979年11月、上智大学は大学評議会において全学をあげて、インドシナ難民救援運動を推進することを決定した。「インドシナ難民に愛の手を 上智大学」として外事部(街頭募金、タイのカンボジア難民キャンプへ派遣ボランティアの募集、広報活動)を新設した。教職員(18名)学生(67名)のボランティアは1979年から1980年までの17陣(各2週間)にわたって延べ152名が難民キャンプ、タイのスラム地域、難民一時滞在施設、擁護施設で協働した。当時学長であったヨゼフ・ピタウ教授（イエズス会司祭）らは直接難民キャンプを訪れ、上智大学の教職員学生ボランティアによる難民の子ども達の支援の可能性を調査し、上記の契機を与えたのである。

上智大学はその後、この経験をもとにイエズス会総会決議（正義の促進、他者への奉仕、1974年、ローマ）に沿って、1980年4月、社会正義研究所を設立し、現代社会と正義促進に資する研究・教育・実践・出版活動をすることを決定したのである。同時に「世界の貧しい人々に愛の手を」の会という実践活動部門を研究所下部組織に設置して外事部を改廃した。以来、全国から難民支援募金・寄付が寄せられ、アジア・アフリカの難民の緊急・自立支援を継続して行なっている。社会正義研究所は、1983年以来ほぼ隔年で定期的にアジア・アフリカ難民実情現地調査が実施されてきている。（表1参照）

表1 上智大学アジア・アフリカ難民実情現地調査派遣実績

主な対象国	期間	派遣者数	視察調査の対象
タイ・インド・パキスタン・ケニア	1981年3月	4名 (うち2名本学学生)	社会正義研究所設立(1981年4月)以前 タイ・カンボジア難民キャンプ、インド・カルカッタマザー・テレサ路上生活者支援施設、ケニア北西部CRS (NGO) 活動視察
パキスタン	83年2月17～24日	3名 (うち1名本学学生)	「世界の貧しい人々に愛の手を」の会1981年5月社会正義研究所内設立。ベルジャワール難民キャンプ4カ所
ケニア・ソマリア	83年3月19～4月3日	2名 (うち1名本学学生)	ソマリア・ジャララクシ、ベレットウエン、コロレーイなどの6つのエチオピア難民キャンプ教育・医療・食糧状況、ケニア・カクマ病院訪問、トルカナ遊牧民・移動式学校復興開発
ケニア・ウガンダ	83年3月19～30日	2名	ロードワ、オロボイ、トルカナ遊牧民、移動式学校復興開発、ルワンダ難民職業訓練、衛生保健、教育カトリック教会難民支援活動
ケニア・エチオピア	83年3月21～30日	2名 (うち1名本学学生)	ナイロビ難民学生会議、エチオピア・シダモ州、ソマリア難民キャンプ
ケニア・エチオピア・スーダン・ソマリア	84年12月22～85年1月12日	2名	ソマリアコロレーイ難民キャンプ教育・職業訓練女性プログラム、エチオピア・ウオロ州国内避難民キャンプ、マザー・テレサ施設
ケニア・エチオピア・スーダン	87年3月7～24日	2名	エチオピア・カファ州国内避難民プロジェクト、スーダン・ゲダレフ・ポートスーダン、エリトリア難民キャンプ
ケニア・ソマリア・タンザニア	87年3月7～28日	2名 (うち1名医学生)	ソマリア国内避難民保健衛生プロジェクト、タンザニア・モロゴロ、ドドマ地区貧困、教育、医療、福祉事業
ケニア・エチオピア	88年12月20～89年1月10日	2名	ナイロビ都市スラム、スプキャ・キプサラモン、山岳民生活上プログラム、エチオピアカファ州国内避難民キャンプ
ケニア・ソマリア・タンザニア	88年12月20～89年1月10日	3名 (うち1名本学学生)	ケニア・イエズス会カンゲミ小教区プロジェクト、アディス・アベバ都市難民社会福祉、カリタス・タンザニア
ケニア・タンザニア	91年8月1～21日	2名 (うち1名イエズス会神学生)	タンザニア・ドドマツンバ村女性開発プログラム、ナイロビJRS難民センター (ミコノ)
ケニア・エチオピア	94年2月21～3月14日	1名	ケニア・カクマ難民キャンプ、アディス・アベバ都市難民社会福祉
ケニア・タンザニア・モザンビーク・マラウイ	94年2月21～3月14日	3名 (うち本学学生・修道女)	モザンビーク難民キャンプ、オープンラーニング学校、農業開発NGO
ケニア・エチオピア	97年3月2～17日	2名	ナイロビ難民義足リハビリ施設、エチオピア・フンド、ガンバラ、スーダン難民キャンプ
ケニア・ウガンダ・ブルンジ	99年3月1～28日	3名	ウガンダ・南部スーダン難民の保健教育施設、ブルンジ国内避難民施設JRSブルンジ
クロアチア	00年4月23日～5月3日	1名	セルビア系帰還難民一時収容センター、JRSクロアチア、フランスカン平和文化研究所、カリタスクロアチア ※
ユーゴスラヴィア	00年9月8～11日	1名	ベオグラード、ボスニア・ヘルツェゴビナ憲法裁判所元判事らと面談 ※
東ティモール	00年9月10日～23日	2名 (うち1名イエズス会神学生)	ディリ・聖ヨゼフ高等学校、小神学校、その他、病院や教育施設を含め7ヶ所 ※
南アフリカ	00年9月4日～13日	2名	ビンヴェス難民シェルター難民女性と子どものための緊急避難所、ヨハネスブルグJRS難民総合支援(法的、教育、職業、金融) ※
ケニア	00年9月2日～16日	2名	JRSケニア「収入を得るプロジェクト」、カクマ難民キャンプ ※
東ティモール	01年2月23日～3月8日	1名	ディリ・聖ヨゼフ高等学校、小神学校、その他、病院や教育施設を含め7ヶ所 ※
ドイツ	01年2月25日～28日	1名	JRSミュンヘン事務局、難民庇護制度 ※

表中最は、日本私立学校振興・共済事業団・学術研究振興資金助成による難民調査。

難民に関する調査：全学共通科目「難民」（2000年度）・「難民と人権」（2002年度）受講生の場合

さらに「世界の難民と人権—私たちの自覚と連帯を求めて」と題する国際シンポジウムを国際基督教大学、日本 YMCA 同盟と共同開催(1983 年 12 月)、「日本におけるインドシナ難民の定住状況と今後の課題」の共同研究も行なわれた。

近年においては、1996 年 7 月には上智大学研修制度の一環で英国オックスフォード大学難民講座の国際難民セミナーに一月にわたって参加し、各国からの難民保護に携わる行政官、研究者、NGO、国連機関の多くと交流を深める機会が持て、大学教育における「難民研究」の最近の動向を経験し得た。また、2000 年の現地調査では日本私立学校振興・共済事業団学術研究振興資金・上智大学の助成を受けて、社会正義研究所員ら 8 名がケニア、南アフリカ、ユーゴ、クロアチア、東ティモール地域で行なっている。こうして全学的に「難民」理解のための講座の開講準備状況は、社会正義研究所を中心に整えられてきた。

全学共通科目「難民」（2000 年度）、「難民と人権」（2002 年度）

輪講形式による講師陣はそれぞれの専門の立場から講義した。「難民」講座の主な講師陣は社会正義研究所の難民プロジェクトに直接携わり、現場の経験を有す幅広い学部学科の教員（人間学、社会福祉、経済学、新聞学、政治学、社会司教など）や卒業生からなっていることが特徴である。（表 2 参照）

表 2 全学共通科目「難民」（2000 年度）・「難民と人権」（2002 年度）

2000 年 10 月 4 日	概論	2002 年 9 月 27 日	概論
10 月 11 日	難民と上智大学Ⅰ	10 月 4 日	難民と人権
10 月 13 日	難民と上智大学Ⅱ	10 月 11 日	難民とイエズス会
10 月 25 日	卒業生の声	10 月 28 日	難民と上智大学
11 月 8 日	東ティモール	10 月 25 日	アフリカⅠ
11 月 15 日	南アフリカ	11 月 8 日	アフリカⅡ
11 月 29 日	難民と日本	11 月 15 日	バルカン地域
12 月 6 日	ケニア	11 月 22 日	カンボジア
12 月 13 日	難民と NGO	12 月 13 日	女性難民
12 月 20 日	女性難民	12 月 20 日	まとめ
2001 年 1 月 10 日	まとめ	2003 年 1 月 10 日	試験

また、社会正義研究所では「世界の難民」連続講演会（2000 年 11 月から 2001 年 1 月）を開催し、難民問題理解を高めるために社会人向けにも別途公開している。

受講生の「難民に関する調査」

調査目的

本調査の目的は、以下の 4 点である。（1）学生が学部別、学年別にも全学的に履修している点、学生の「難民に関する問題意識」をある程度まで知り得ること、（2）学生が難民問題について授業でどのように理解と関心を高めていくことができか、（3）講座科目運営上から履修生の授業評価・要望を直接知り得ると、（4）社会正義研究所を中心とした難民理解の講座の開設への課題を探る。

調査項目

両年度の調査票質問は同一内容のものである。

質問事項は、主に3項目である。

A「難民」または「難民と人権」講義を受講する以前の難民への関心の程度、(問1-2)、

B 現在において難民への関心の程度(問3)、難民と日本社会との関わり、日本政府の難民保護活動、日本のNGOの難民支援活動の積極性(問4-6)、

C 今後、難民について学びたい、活動したい点(問7-9) さらに、D 科目についての質問(受講理由、内容、講師、開講時間)(問10-11)がある。

調査対象

本調査の対象者は2000年度後期「難民」および2002年度後期「難民と人権」の最終履修学生であり、それぞれの年度の最終授業日に出席した学生を対象に実施した。

調査時期

2000年度は2001年1月10日、2002年度は2003年1月10日。

調査方法

方法は選択技法と自由回答形式の調査票による。

回収結果

2000年度「難民」科目登録者数は約70余名中、55名、また2002年度の「難民と人権」は科目登録者数が約60余名中、45名である。約8割程度の最終履修者が「難民に関する調査」に回答を寄せた。

性・学年・学部別回収結果

図1 性別受講生

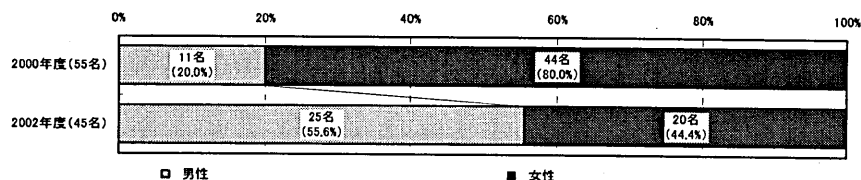
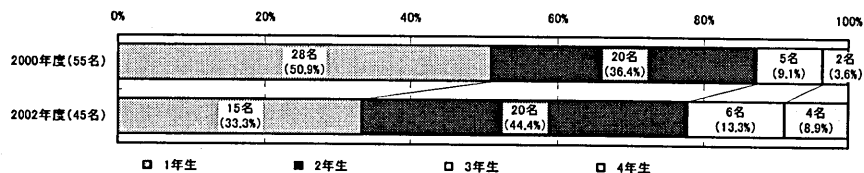
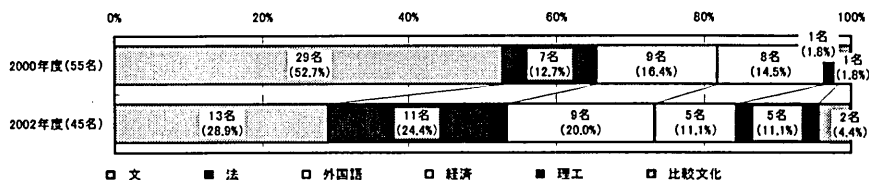


図2 学年別受講生



難民に関する調査：全額共通科目「難民」（2000年度）・「難民と人権」（2002年度）受講生の場合

図3 学部別受講生



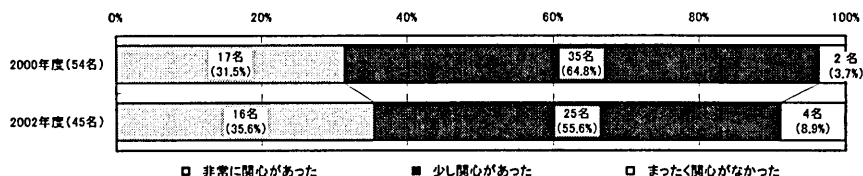
I. 調査結果

A 「難民」「難民と人権」科目受講以前の難民への関心

1 「難民」「難民と人権」科目受講以前の難民への関心について 2002年度では「関心があった」とする学生の割合が91.2%（「非常に関心があった」35.6%+「少し関心がある」55.6%）と「まったく関心なかった」と答えた学生の割合は8.9%となっている。

前回(2000年度)の調査結果と比較して見ると「関心があった」とする学生の割合は両年度において9割を越えている。また、「まったく関心なかった」とする学生の割合は前回と比較して約2倍強高くなっている。

図4 講義受講前の難民への関心 (問1)



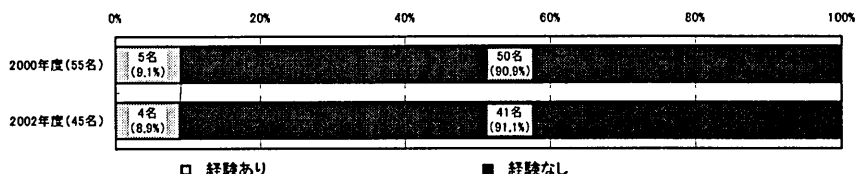
2 難民についてどのような関わり方があったか

(1) 学校で学んだ

「関心があった」と回答した者の中で、2002年度では「学校での難民学習の経験があった」と答えた学生の割合は8.9%と「経験がなかった」と答えた学生の割合は91.1%となっている。

前回(2000年度)と比較してみると、ほとんど同じ割合を示している。

図5 学校での難民学習・実践活動 (問2-1)



「経験があった」と答えた中では、高等学校での歴史や現代社会の教科で学んだ学生が両年度それぞれ4名であった。

(2) メディアで見聞きした

2002年度では「メディアとの接触があった」と答えた学生の割合は33.35%と「接触はなかった」と答えた割合の学生は66.7%であった。

前回(2000年度)の調査結果と比較して見ると、大きな変化はなく、ほぼ同じ割合である。

図6 難民についてのメディアとの接触 (問2-2)

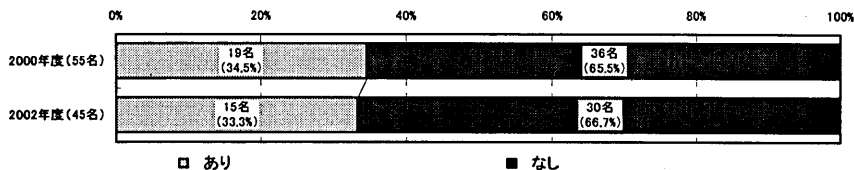


表3 メディアで見聞きした具体的事例

メディア	題名	著者	2000年 (件数)	2002年 (件数)
本	トットちゃんとトットちゃんたち	黒柳徹子	2	1
	人間の大地	犬養道子	2	1
	一億の地雷一人の私	犬養道子	1	1
	ラティファの告白 —アフガニスタン少女の手記	ラティファ	0	1
	難民とNGO—世界の対応・日本の対応	社会正義研究所	0	1
	戦争しか知らない子供たち	NA	0	1
	難民とは何か	NA	0	1
	マイノリティの子供たち	NA	1	0
	NA	NA	2	0
	NA	UNICEF	1	0
	NGO会報	緒方貞子	1	0
	世界難民白書	UNHCR	1	1
報告書	「めぐこ」報告書	上智大学学生サークル	1	0
講演会	朝日フォーラム 21	緒方貞子、中村哲等	0	1
	上智大学主催講演会	緒方貞子	0	2
	難民	緒方貞子	1	0
	東京外国語大学セミナー	NA	1	0
	東ティモール・ペロ司教を囲むフォーラム	ペロ司教	1	0
	コソヴォ難民	NA	1	0

難民に関する調査：全額共通科目「難民」（2000 年度）・「難民と人権」（2002 年度）受講生の場合

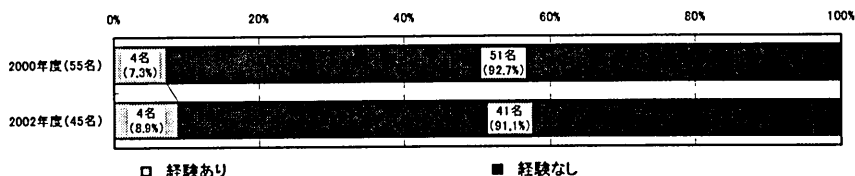
テレビ/ラジオの特集	NHK スペシャル	NA	2	2
	黒柳徹子（親善大使）の UNICEF	NA	1	0
ビデオ	NA	NA	4	1
	UNHCR	緒方貞子	0	1
	シンドラーのリスト	NA	0	2
映画	PROMISE	NA	0	1
	ウェルカム トゥ サラ エボ		1	0

NA：無回答

（3）支援活動の経験がある

2002 年度では受講以前、「難民支援活動の経験がある」と答えた学生の割合は 8.9%と「難民支援活動の経験がない」と答えた学生の割合は、91.1%である。前回（2000 年度）の調査結果と比較して見ると、ほぼ同じ割合である。

図 7 難民支援活動の経験（問2-3）



2000 年度と 2002 年度において、それぞれ 4 名の具体的な経験があった。

表 4 難民講義受講前の難民との関わり（支援活動団体・個人）（問 2 - 3）

団体	内容	2000 年	2002 年
ユニセフ（駐日）	見学に行き、活動内容について教えてもらった	1	0
教会	NA	1	0
UNICEF の援助会に母が入っている	アフリカ難民に物資の援助	1	0
Save the Children / Casa Alianza	貧しい子供たちへの資金援助	1	0
パレスチナ難民を救う会	講演会に参加	0	1
Peace Winds Japan	広報部で手伝い	0	1
NGO ネットワーク	音楽親善大使として難民キャンプに行った	0	1
A professor at the University of San Francisco USA	難民の人々から直接話を聞いた	0	1

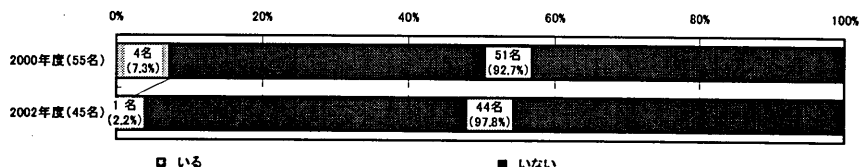
（4）難民の友人・知人の有無

2002 年度においては、「難民の友人・知人がいる」と答えた学生は、2.2%と「難

民の友人・知人はいない」と答えた学生は、97.8%である。

前回(2000 年度)の調査結果と比較して、「難民の友人・知人がある」と答えた学生の割合は、約3割強高くなっている。

図8 難民の友人知人の有無 (問2-4)



2002 年度においては、「ユーゴの難民キャンプに行ったときの知り合いがいる」と答えた学生が1名、前回の調査結果では、「ジンバブエに住む女の子と3回手紙のやり取りをした」「ベトナムから来た男の人と教会で知り合った」「アメリカに住む姉の友人のベトナム人」「ユーゴのセルビア人の子供」の具体的な事例があった。

調査結果の分析

以上の調査結果からみると、2000 年度と 2002 年度の受講生に共通して見られることは、受講以前から難民についての関心は高い。

しかし、学校などで学ぶ機会はほとんど数えるほどしかない。

一方、メディア(本・雑誌・報告書・新聞・ラジオ・テレビ番組)との接触によって関心を持った学生が、約3割強である。日本人の著名な難民支援者である作家の犬養道子、国連ユニセフ親善大使を務める女優の黒柳徹子、そして元上智大学教授で、10年間国連難民高等弁務官を務めた緒方貞子など各氏の著作・講演などの事例があげられている。

個人的に難民支援活動に携わった経験がある学生は若干名にとどまり、難民の知人・友人を持っている学生はきわめて少なかったことがわかる。

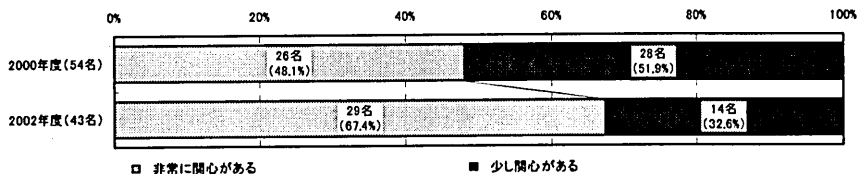
B 現在の難民への関心について

1 現在の難民への関心の程度

2002 年度においては、「現在は、難民への関心がある」と答えた学生の割合は、100% (「非常に関心がある」67.4%+「少し関心がある」32.6%) となっている。

前回(2000 年度)の調査結果と比較して見ると、「非常に関心がある」と答えた学生の割合が2割程高くなっている。

図9 難民への現在の関心程度（問3）



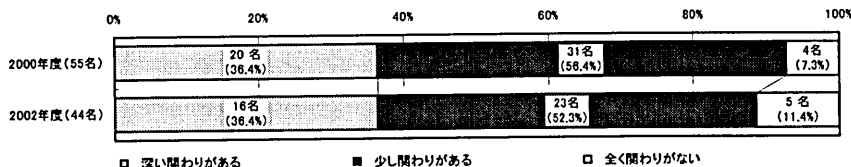
具体的な関心の内容について、それぞれの年度において「難民の生活状況（女性・子供・教育）など生の声を聞きたい」「日本の対応」「国際社会の対応」などが多く、また「支援活動に携わりたい」という関心の高さが示されている。

2 難民は日本社会にどの程度関わりがあると思うか

2002年度では、「難民は日本社会に関わりがある」と答えた学生の割合は88.7%（「深い関わりがある」36.4%＋「少し関わりがある」52.3%）となっている。「全く関わりがない」と答えた学生の割合は11.4%である。

前回（2000年度）の調査結果と比較して見ると、「難民は日本社会に関わりがある」と答えた学生の割合は92.8%から僅かながら低くなっている。

図10 難民と日本社会との関係（問4）



「難民は日本社会に関わりがある」として具体的にあげられたものは、2002年度においては「経済大国・ODA 抛出国・国際的役割として」「アジアの一員だから」「人道上」などがあげられた。

前回（2000年度）の調査結果では、「難民を作り出した責任から」が最も多く、「経済大国・ODA 抛出国・国際的役割として」「人道上」（アジアの一員として）となっている。

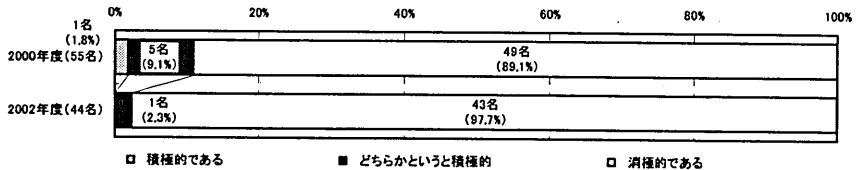
3 日本政府の難民保護活動について

現在の日本政府（外務省や法務省など）は難民保護活動にどの程度積極的であるかについて、2002年度の調査結果では、「積極的である」と答えた学生の割合は2.3%、「消極的である」と答えた学生の割合は97.7%となっている。

前回（2000年度）の調査結果と比較して見ると、「積極的である」10.9%（「積極的である」1.8%＋「どちらかという」と積極的である」9.1%）から約5割弱も低くなった。

他方、「消極的である」と答えた学生の割合は前回 89.1%からやや高くなっている。

図11 日本政府の積極性についての評価 (問5)



日本政府の難民保護活動への対応の評価について、「積極的である」と答えた理由には、2002年度では「資金援助」をあげている。「消極的である」と答えた理由には「難民の受け入れ体制」「広報面（報道の頻度、関心）」「姿勢・態度」があげられている。

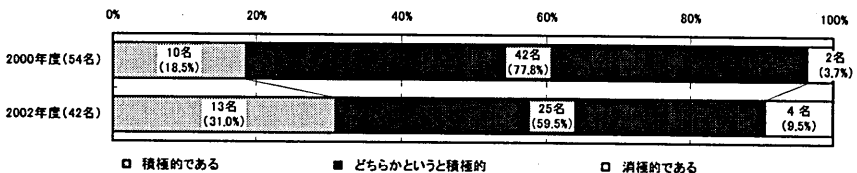
日本政府の活動と比べ「NGO活動がより顕著である」との理由もある。

前回（2000年度）の調査結果と比較して見ると、「消極的である」と答えた理由で「受け入れ体制」はより多くあげられている。

4 日本の非政府民間団体（NGOs）の難民支援活動について

2002年度においては、「積極的である」と答えた学生は、90.5%（「積極的である」31.0%+「どちらかという積極的である」59.5%）と「消極的である」と答えた学生の割合は9.5%となっている。

図12 日本の非政府民間団体（NGO）の難民支援活動への積極性評価 (問6)



前回（2000年度）の調査結果と比較して見ると、「積極的である」と答えた学生の割合は高くなっている。2002年度において、「積極的である」と答えた理由には「現地活動」「団体の数」「報道のイメージ」「スタッフの意欲」があげられている。また、「どちらかという積極的である」との理由には「政府の補完的役割」をあげている。

「消極的である」と答えた理由としては「団体数」「イメージ・報道から」「現地活動」などが同様にあげられている。

5 難民支援の優先順位について

難民援助・支援活動における優先順位について、2002年度においては、「自立支援」と答えた学生の割合は66.7%、「難民流出予防」は22.2%、「緊急支援」は11.1%であった。

前回（2000年度）調査結果と比較してみると、「自立支援」を最重点的活動に

難民に関する調査：全額共通科目「難民」（2000 年度）・「難民と人権」（2002 年度）受講生の場合

あげているが、難民の「流出予防」の活動の割合が約 2 倍強に高くなっている。

調査結果の分析

受講生の『難民に関する調査』の質問票による回答方法はそれぞれの年度の最終授業日に実施されているので、10 数回の輪講授業を受けた影響効果を見ることができる。

それぞれの年度における受講生の「難民への関心」は「難民」「難民と人権」科目を受講することによって維持され喚起されたと見ることができる。

日本社会と難民との関係では、「難民は日本社会に関わりがる」という受講生の考えや思いは非常に高い。そして、「経済大国・ODA(途上国向け政府開発援助)抛出国・国際的役割・アジアの一員人道上」などの観点から捉えられている。

また 2000 年度調査の場合日本社会と難民との関係では、「難民を作り出した責任から」という回答が多く見られたが、2002 年度では同様な回答がみられなかった。このことは、輪講講師陣による講義の影響や効果が回答者に影響を及ぼすこともあるとみることができる。

さらに、「日本政府の難民保護活動」についてそれぞれの年度における受講生の共通の認識として、現在の日本政府(外務省や法務省)の難民保護活動に関して受講生の約 9 割が「消極的である」という考えを持っている。

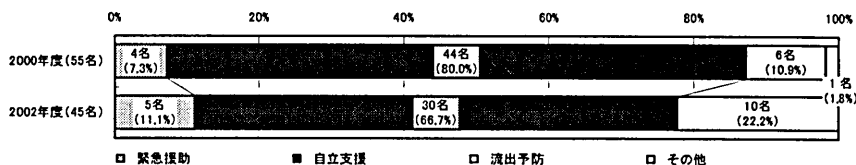
確かに先進諸国における難民の庇護申請と難民受け入れ（1990－1999）状況は『世界難民白書』UNHCR、2000 版によると全体認定率は 13.4%で他国と比較して低い。庇護申請件数は 1100、条約難民 60 人、人道的地位 20 人、第三国定住による受け入れ 1,700 人となっている。

講義の中では十分日本政府の難民政策についてなされているかは把握されてはいない面もある。

他方、民間非営利団体(NGOs)の活動についてはそれぞれの年度における回答で、「極端的である」と評価している割合は約 9 割を越えている。なかでも NGOs の現地活動の団体数やスタッフの意欲などに積極的評価を持っている事が見られる。

官民それぞれによる難民支援の優先順位に関して、「緊急支援」よりも「自立支援」の優先順位が高いことや難民のさらなる「流出予防」の活動などに学生の関心が寄せられている。難民化の問題に対する恒久的な解決策を重要視する学生の認識が表れているといえる。

図13 難民支援の優先順位 (問7)



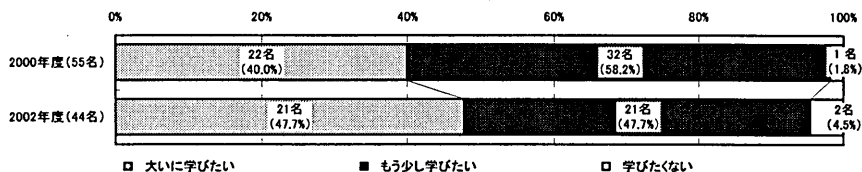
C 今後、難民について学びたいこと・支援活動したいことについて

1 難民について今後の学習意欲

2002 年度においては、「学びたい」と答えた学生の割合は、95.4%（「大いに学びたい」47.7%+「もう少し学びたい」47.7%）と「学びたくない」と答えた学生の割合は 4.5%である。

前回（2000 年度）と比較して見ると、大きな変化は見られない。

図14 難民についての今後の学習意欲（問8）



今後、「難民について学びたい」と答えた学生は、「難民の生活状況（女性・子供・教育）」「難民の現状・解決・予防」「日本の対応」「国際社会の対応」などを学びたいこととしてあげている。

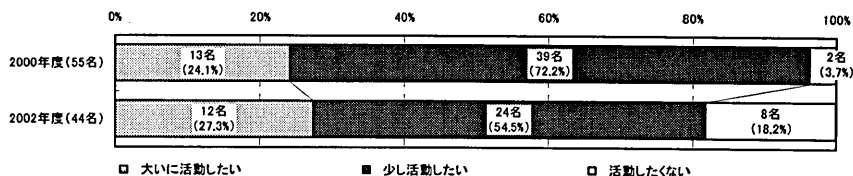
前回（2000 年度）の調査結果と比較して見ると、「難民の生活状況」は同様に多い。また、「日本の対応について学びたい」割合が約 2 倍ほど高くなっている。

2 難民について今後なにか活動したいことがあるか

2002 年度においては、「支援活動をしたい」と答えた学生は、81.8%（「大いに活動したい」27.3%+「少し活動したい」54.5%）と「活動したくない」と答えた学生の割合は 18.2%である。

前回（2000 年度）の調査結果と比較して見ると、「活動したい」と答えた学生の割合が僅かながら低くなっている。「活動したくない」と答えた学生も 3.7%から比べて、約 5 倍高くなっている。

図15 今後の難民支援活動への意欲（問9）



「今後、難民支援活動をしたい」と答えた学生は、「募金」「実際に現地（海外）に行く」「知識を深めたい」「法律面」「教育面」などの分野をあげている。

調査結果の分析

それぞれの年度における「難民」「難民と人権」科目受講者は、継続して「難民について学んでいきたい」という考えを持っていることが分かる。

とくに内容面において具体的に「難民の生活状況（女性・子供・教育）」難民の現

難民に関する調査：全額共通科目「難民」（2000年度）・「難民と人権」（2002年度）受講生の場合

状や解決、予防などについての「日本の対応」「国際社会の対応」を引き続き学びたいことが分かった。

同時に、今後、難民支援活動に携わりたいと考えている学生もそれぞれの年度で、約8割を越えていることは大変望ましい結果を示しているといえる。「募金活動」や「実際に現地（海外）に行きたい」と考える学生や「難民支援の法律面教育面に携わりたい」から「知識をさらに深めたい」との積極的な考えや思いが表出しているといえる。

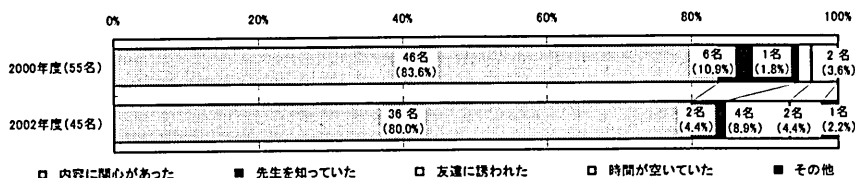
D 学部共通科目について

1 「難民」「難民と人権」科目の受講理由

「難民に関する調査」票では、受講科目についての質問事項も設けて調査結果を出している。「難民」「難民と人権」科目を受講した理由について、2002年度においては、「内容に関心があった」と答えた学生の割合は80.0%、「先生を知っていた」4.4%、「時間が空いていた」8.9%「その他」2.2%となっている。

前回（2000年度）の調査結果と比較して見ると、ほぼ同様の結果となっている。

図16 受講理由（問10）

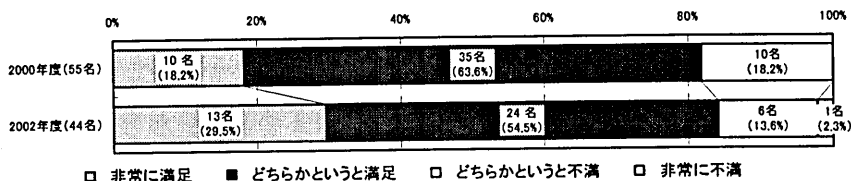


2 受講の満足度について

2002年度において「満足」と答えた学生の割合は、84.0%、「非常に満足」29.5%+「どちらかという満足」54.5%と「不満」と答えた割合15.9%（「どちらかという不満」13.6%、「非常に不満」2.3%）となっている。

前回（2000年度）の調査結果と比較して見ると、大きな変化は見られない。「非常に満足」と答えた学生の割合が僅かながら高くなっている。「不満」の割合は僅かに低くなっている。

図17 講義への満足度（問11）



2002年度においては、「講義の内容」「輪講形式」については約6割の学生が満足しているが、「授業の時間帯」は「不満」の割合の理由にもなっている。

前回（2000 年度）と比較して見ると、ほぼ同様の結果となっている。

調査結果の分析

2000 年度および 2002 年度後期開講の学部共通科目「難民」「難民と人権」あわせてこの 2 年間約 100 名の学生が受講したが、約 8 割強の受講生が「講義の内容」「輪講形式」などの点で「満足している」と評価している事が分かった。

授業時間帯がそれぞれの年度において第 1 時限（午前 9 時 15 分～10 時 50 分）に設けられているが、学生の都合もあって「不満」の学生も若干いる事がわかった。授業時間帯の希望はとくに回答はなかった。おそらく学生にとっては早朝よりも昼間の授業時間帯が受講し易いであろうが、適正規模での受講人数、熱意、授業運営などの観点からも考慮されなければならないであろう。

II. 今 後 の 課 題 と 展 望

上記の「難民に関する調査」を取りまとめる機会ができたことは大学教育における『難民理解』を促進するうえで有意義に思う。ここで学生諸君の理解と協力に感謝したい。

これまで隔年ごとに開講してきている全学共通科目「難民」は引き続き 2004 年度後期の開講にむけて準備される。本調査結果はそのためにも有用な基礎データーを提供するであろう。基本的には輪講形式の形態を維持し、今後難民および難民問題に関心のある学生に広く学ぶ機会を充実させていくことが望まれる。

また、社会正義研究所では 2004 年度には学内共同研究「難民の保護—国際比較」のテーマをもとに学部学科間の学際研究チームを編成して、国際的な難民問題の永続的解決のための諸課題と国際協力のあり方を探る。その成果をさらに学部での教育や社会人向けの公開講座などで難民理解講座（仮）などを長期的に開設できるように試みたい。

現下の難民保護の厳しい国内的国際的状況において、国際人権、および国際人道法の普及市民社会の難民・国内避難民に対する一層の連帯を示し、難民問題解決の一助になることを期したい。

<資料>

難民に関する調査

上智大学社会正義研究所

学部	学科	学年	性別	1 男性 2 女性
----	----	----	----	--------------

問1 この講義を受講する前に、難民にどの程度関心がありましたか？

- 1 非常に関心があった 2 少し関心があった 3 まったく関心がなかった

問2 これまでに、難民について以下の関わりがありましたか？

（当てはまる番号全てに○をし、○をした人は具体的に答えて下さい。）

- 1 難民について、学校で学んだことがある。

副問 その学校名・その学校のある地域（都道府県、海外）・科目・内容を具体的に答えて下さい。

小学・中学・高校・大学 地域 科目

内容

2 難民に関する本・報告書・NGOの会報・映画・ビデオ・講演会・テレビやラジオの特集等（外国のものを含む）を見聞きたことがある。（たまたま見たテレビ・新聞・ラジオのニュースは除きます。）

副問 その題名・著者などを、わかる範囲で具体的に記入して下さい。

本・報告書・NGOの会報・映画・ビデオ・講演会・テレビやラジオの特集

題名 著（演）者

題名 著（演）者

3 難民支援活動をしている個人または団体と関わったことがある

副問 その団体名・個人名・期間・内容を、支障のない範囲で記入して下さい。

団体・個人名 期間

内容

4 難民の友人・知人がいる

支障のない範囲で具体的に

問3 それでは、現在は、難民への関心がどの程度ありますか？

- 1 非常に関心がある
2 関心がありますか？
3 少し関心がある
4 全く関心がない

副問 難民についてどのような点に関心を持つ

問4 あなたは、難民は日本の社会にどの程度関わりがあると感じていますか？

- 1 深い関わりがある
2 多少関わりがある
3 全く関わりがない

副問 どのような点で関わりがあると思います

問5 現在の日本政府（外務省・法務省など）は、難民保護活動にどの程度積極的だと思いますか？

- 1 積極的である 2 どちらかと言うと積極的である 3 消極的である

副問 （すべての人が答えて下さい）その理由は何ですか？

問6 それでは日本の非政府民団（NGO）は、難民支援活動にどの程度積極的だと思いますか？

- 1 積極的である 2 どちらかと言うと積極的である 3 消極的である

副問 （すべての人が答えて下さい）その理由は何ですか？

問7 難民への援助・支援活動のうち、基本的にはどのような活動に重点的に取り組むとよいと思いますか？

（最も重点的に取り組むとよいと思うもの1つに○をして下さい。）

- 1 緊急援助
2 難民自身の生活の自立化のための支援
3 難民の新たな流出を予防するための流出国に対する開発支援
4 その他：具体的に

問8 今後、あなたは、難民についてさらに学びたいと思いますか？

- 1 大いに学びたい
2 もう少し学びたい
3 学びたくない

副問 どのようなことを学びたいと思いますか？

問9 今後、あなたは、難民について何か活動したいと思いますか？

- 1 大いに活動したい
2 少し活動したい
3 活動したくない

副問 どのような活動をしたいと思いますか？

-----<以下は、この科目についての質問です。>-----

問10 この科目を受講するようになった主な理由は何ですか？（主なもの1つに○をして下さい。）

- 1 内容に関心があった 2 先生を知っていた
3 友だちにさそわれた 4 時間が空いていた
5 その他具体的に

問11 あなたは、この科目を受講して、内容と講師、開講時間等についてどう思っていますか？

- 1 非常に満足 2 どちらかと言うと満足 3 どちらかと言うと不満 4 非常に不満

副問 （すべての人が答えて下さい）その理由を具体的に答えてください

ご協力ありがとうございました

The Questionnaire Survey on Refugees: With the Case of Students Taking “Refugee” Classes

YASUOKA Takaaki

(Institute for the Study of Social Justice, Sophia University)

SUMMARY

The questionnaire surveys on refugees were conducted for about 100 students taking the classes on Refugee in the academic years 2000 and 2002 at Sophia University. The common features of the year 2000 and 2002 findings show that there is a high degree of interest on refugees before taking the course. However, there are rarely no chances to study refugee issues at school, more than one third of the students gained interest through media such as books, magazines, reports, newspapers, radios, and TV programs). Some of the examples are books and lectures by Inukai Michiko, a well-known writer and refugee supporter, Kuroyanagi Tetsuko, an actress who serves as the UNICEF Ambassador of Goodwill, and Ogata Sadako, former professor of Sophia Univ. and UN High Commissioner for Refugees for 10 years. The results also show that there are only few students who actually engaged in refugee assistance activities, and rarely no student had any refugee friend. Some of the significant findings hereunder.

Many students consider that there is a certain degree of relationship between Japan and the refugees with reasons Japan being one of the economic powers of the world, contributing ODA, and a member of Asian community and playing a responsible role in the international community. Moreover, the finding taken in the year 2000 shows that the reason why Japan had relations with refugee issues was due to her responsibility of root cause of the exodus of refugee in Asia. However, there were no comments of Japan's responsibility in the year 2002. Therefore it can be said that changes in the content of and lecturer of the said class has some effects on students way of thinking.

As to “Japanese government's refugee assistance program,” about 90% respondents in both years equally regard the Government Policy on Refugees as negative one. She is not doing enough. Indeed, the average rate of certifying refugees from 1990 – 1999 is 13.4%, which is obviously low compared to that of other advanced countries according to *the State of the World Refugees* (UNHCR, 2000). This number shows that 1100 persons were applying for asylum, 60 persons for granted refugee status, 20 persons for humanitarian status, and 1700 persons for re-settlement in the third country. Most students

consider Japan's system of asylum is incomplete and the gov't unwilling attitude for improving it. On the other hand, more than 90% respondents in both years showed appreciation with the numbers of the Japanese NGOs working overseas and their willingness and positive attitudes toward refugees.

The students in both years expressed eagerness to continue studying about plight of refugees and durable solution and, prevention. At the same time, it is encouraging sign that more than 80% respondents in both years wish to take part in the assistance program. Precisely speaking, students are willing to take part in charity, actually go overseas, take part in law or education field to support refugees, and study more about the problem.

The author is satisfied with the survey on refugees in order to gain a better understanding and evaluation by the students on their classes and university education in the field of refugees study. The similar class will be prepared continuously for the 2nd semester of the year 2004.

Finally, the Institute for the Study of Social Justice will organize an intra campus research group for the coming academic year under the theme of "Refugee protection policies such as systems of Asylum of the World- a comparative study" to search for durable solution under the difficult situations confronted today.

<研究ノート>

The Social Dimension of Jesuit Core Curriculum in a Global World

PUTHENKALAM John Joseph

(Philosophical Anthropology, Sophia University)

The charism of the founding fathers of the Order of the Society of Jesus, St. Ignatius of Loyola and companions including St. Francis Xavier, was singular: the salvation of souls, both self as well as my neighbour. This Jesuit objective was transformed during the past five centuries and has clarified the salvific objective with everyday affairs of humanity. Since the beginning of its foundation, the Jesuit Order has engaged in educational activities. The Jesuit educational institutions spread across the various continents commit themselves to inculcate in the young inquisitive and discerning minds. This is done through the core curriculum that gives the Jesuit identity to its institutions and its pupils. In Jouchi (Sophia University), we could say this is mainly focussed through its Ningengaku (Philosophical Anthropology) and related subjects, various religious and ethical courses and institutes like the Institute for the Study of Social Justice.

Jesuit Tradition of Liberal Arts Education

A broad-based liberal arts education in the Jesuit tradition lies with the core curriculum. By devoting special attention to ethical issues and values, the ethics/religion and society focus endeavours to realize and embody Jouchi's mission and philosophy of education in its curriculum. Jouchi believes that its students need to discern what is truly good for themselves and society. In keeping with the University's Catholic and Jesuit tradition, the various components of the core curriculum is directed toward the development of each student's moral character to create a sensitivity to the needs of our time and a sense of duty to be a contributing member of society. Like any other Jesuit educational institutions, Jouchi is a catholic institution whose mission flows from the educational traditions of the Society of Jesus. As explained vividly in the University of Detroit Mercy (UDM) core curriculum statements, any Jesuit university should seek to produce graduates who:
Reflect on the meaning of their lives

- Think and communicate clearly, imaginatively and effectively

- Possess the skills and competencies of a college education
- Understand diverse cultural heritages
- Have a sense of social responsibility and a desire to serve society

In brief, the various universities mission statement describes an education that integrates "the intellectual, spiritual, moral and social development" of its students.

The University Core Curriculum consists of a set of requirements based on objectives that express, in fuller detail, this academic purpose. Each objective, and the requirements designed to fulfill that objective, is essential to achieve the University mission. Proficiency in writing, speaking, mathematics, and computer skills is essential for success in higher education and in the pursuit of a career. Scientific literacy demands familiarity with scientific methods and findings of the natural and social sciences. Courses in philosophy and religious studies expose students to the ultimate questions about the meaning of life and emphasize university's distinctive Catholic nature. Through studies in historical, literary, aesthetic and comparative experiences, students should also learn to understand and appreciate cultural heritage. These studies, and those of the arts in particular, aim at developing an aesthetic sensitivity, which complements the skills, stressed in other areas of the curriculum. The final objective dealing with "social responsibility" expresses the University's concern for the moral and social development of its students and for its goal to imbue graduates with a desire to serve society.

From the above core curriculum description, I would like to outline four areas that are currently demanding a Jesuit educational institution to delve into so that its pupils would appreciate the society into which they are sent as messengers with a Jesuit charism. They are, as outlined in the recent General Congregations and other documents of the Society of Jesus, as follows.

1. Dialogue with Culture
2. Dialogue with Religions
3. Dialogue with Science
4. Dialogue with Justice

1 Dialogue with Culture

The composition of place of a university is in a cultural milieu. It is from a particular culture that a student body is formed in a university. It is therefore important to discuss in an institution of higher education what is the relevance and dynamics of culture. Culture determines the very identity of a nation and its people. While there are core elements of culture that sustains the identity of a people, there are passing elements that change. As the world awakens to each day, it is very difficult for us to know the new global changes that have taken place and what is good for a particular culture. It is at this

juncture that the university education should enable a student to analyze and come to terms with one's own culture. It is during the campus life that one would be questioning oneself: who am I? What is my identity? What makes me what I am? These and many other questions relating to oneself are to be discussed and for that the students need a methodology to develop as their questioning deepens. Once the personal identity is determined, the person would be looking at the identity of the others around him/her and the identity of the society in which one lives. In this context, one would be seeking ways to find out who is a good person in a particular society; who is a bad person in a particular society; what are the criteria that are used to evaluate, judge and appreciate and condemn a particular action. These are the backbones of a society that give coherence to its thinking and behaving and acting. It is from this perspective that the student looks at the world around him/her and continues to ask questions regarding the wider world. As we live in a globally net-worked world, we cannot but look at the global culture in which we find ourselves. The inquisitive mind is looking for the elements of a global culture and asking the question regarding what is good or bad in a global society. How this new paradigm is affecting the particular cultural variables that one is comfortable with in living in a particular society? There will be definitely a collision of cultures in one's mind. The university education must integrate into its curriculum a course to understand culture; must enable the student with methodological and analytical tools to explain the particular as well as global cultural phenomenon. As humanity is enriched by the presence of various cultures, our students must be enabled a way to dialogue with cultures: their own as well as others whether they are small or big; dormant or dominant, without any prejudice but strictly disciplined under academic regime.

2 Dialogue with Religions

Religions are part of everyday life. The transcendental nature of the human person calls for a religiosity within which one experience various religious traditions. Though we cannot fully comprehend the deeper dimensions of being in touch with the Divine, the human forms of religion shows us what this encounter entails. Religious experiences are very much cultural and these are epitomised in the philosophical traditions of the East and West. Cultures, religions and philosophies are the core essence of any civilization. Therefore, a study of religion is very much cultural as well as philosophical and theological. Students in our universities whether they are religious or a-religious are in need of an opening for an encounter with the metaphysical. Basically, this calls for religious experience. In order to begin this process, it is imperative to cradle and guide the young hearts in religion.

Asia, the cradle of all religions, is a fertile soil for this experience. Religions like Judeo-Christianity, Hindu-Buddhist and Islamic traditions have born here and are still part of our daily lives. The sublime religious experiences that are revealed in various Holy Scriptures are proof of such mystical revelations. The problem for us at Jesuit universities is to find ways of revealing these transcendental as well as mystical experiences to our students without a prejudiced approach to religion.

Most of our Jesuit university curricula include courses on religions. The challenge before us now is to broaden that perspective with the spirit of dialogue. The religious fundamentalism that dances on the global arena are a negative advertisement for all those good things that religion stands for. Our students must be enabled to discern between fundamentalism and religiosity. Again, it is a question of asking what is morally good and intrinsically evil. Does our perceiving of God opt for life or death?

The options that we embrace on matters of life and death are very much religious and therefore our students must be guided in discerning the movements of our conscience and of our hearts. When we really experience things that are matters of divine and not human, only then that we can truly engage in dialogue of religions. It is not enough to teach the origins and credos of various religions but it is all the more important to guide the inquisitive minds to the Original Cause of all things.

3 Dialogue with Science

Recent scientific explorations are really explosive. Human person is at a loss with this spirit of adventurism of ourselves. We begin to marvel at ourselves and our little brains which map out new ways for the new world. From our early benign beginnings to the industrial to the modern and post-modern inventions of computers and information technology and genome, etc. are proof of the advance of science. Science is not just natural but social as well. Besides the scientific disciplines that are taught in our universities, we give a tremendous importance to social sciences. These have to go hand in hand. Otherwise, Jesuit educational orientations would be very much crippled. As we endeavour to train them in sciences in our prestigious institutions of learning, the students in our campuses would begin to ask: what is science? The logic of science must lead them to an understanding of truth. If science is to cover up or to make material profits, we betray the objective of science. First of all, Jesuit universities must endeavour to guide the young minds to the path of truth. Whatever our students are engaged with, it should lead them to truth. If our campuses are centres for the learning of truth, then whatever disciplines of sciences that one spends his/her time while in campus is not wasted rather

enhanced. It is only with this approach that we could begin a dialogue with science.

4 Dialogue with Justice

A Jesuit university is characterised by its commitment to society and therefore to matters pertaining to social justice. Various Jesuit universities around the world are living witness to Justice in the face of blatant human violations and perpetuated fear by the powerful. As a shining lamp is not to be placed under the bushel but on roof tops a Christian and Jesuit inspired university must be a shining lamp to its society. Its campus may shine with the flourishing of just students who would in turn become "salt of the earth". In order for our students to become shining examples in their society, we should enable them to hear the joys and cries and tears of our society. A socially isolated university cannot fulfill its social obligations.

Our young and inquisitive students are also to be trained in being socially sensitive. Social sensitiveness is a must for commitment to aspects of justice. In order to be persons for others, our students must begin the experience of being a person with the other. It is only in being with the other, that we will begin to consciously take a step to social transformation. How can this be possible in our campuses? What orientations are necessary so that a socially sensitive heart can be cultivated? Would class-room education do the trick? Very little. It is important that the students are given opportunities to expose and to live with the socially dis-advantaged. It could be with any group: with refugees as the Social Justice Institute very often endeavours to; it could be with the marginalized and socially exploited; it could be with the slum dwellers and street-children or sexually abused; it could be with the unemployed and the homeless. What is important is the first-hand experience that a student can attain. From various experiences, it can be said that an hour of exposure with the socially disadvantaged enables a student in becoming socially sensitive. This starting point as exposure would lead to the analytical and then to real action for a social transformation. In this process, our universities need to take a bold step in naming the just and the unjust actors as well as factors. Very often we shy away into oblivion. Our students though they would like to know are unable to know and would lead an indifferent path. Here, if we are unable to read the signs of the times, we miss a big opportunity to be a beacon for the young. There are so many social justice issues that our university and student population must dialogue with. Very often we pretend not to have seen or heard and therefore a deafening silence encompasses the campus life of a student. As Christian charism wants us to look at the person of Jesus Christ and accept challenges as the Lord did, as the early Christian community did, as the Japanese martyrs did, as the many

Jesuits did, so we should whatever the consequences are for us if we want our mission statement to be real and relevant and meaningful. Justice flourishes and flows like a running river when there are ten, twenty, forty, sixty or a hundred just men and women are born again and again in our Jesuit campuses. It is only among them a dialogue with justice justifies the justice issues.

As we discuss the social dimension of a Jesuit core curriculum in a global world, we realize the task ahead of us is challenging. It took about twenty-five years to develop proper tools of analysis and action on social justice issues; now it is time to take a step forward in inventing tools for dialogue with cultures and for inter-religious dialogue and for dialogue with science and technology. We need to design new methods and outline the new principles of our vision according to the demands of a global world, which is culturally diversified but unified by a global network. A bold undertaking is called for if we would like our Jesuit institutions of higher learning to carry forward the characteristics of Jesuit education as I have outlined in the above pages.

N.B. These are reflections based on the "Third Annual Jesuit Core Curriculum Conference" held at Xavier University, Ohio, U.S.A. during March, 2003.

<研究ノート>

The Expectation for Life Science in the 21st Century

AOKI Kiyoshi

(Life Science Institute, Sophia University)

Reaching the 21st century visions for the coming century are discussed in various fields concerning human life all over the world. In the process of internationalization, the Japanese society must accept tremendous number of the elderly and very few children; therefore, the representatives of each field are presenting comments on how to formulate the Japanese society in the 21st century.

Prime Minister Obuchi has called a private committee to discuss the role of the nation in the coming century. Although I am not familiar with political matters, I would strongly expect the politicians to conduct the people about what to do and what must be done with a firm philosophy being aware of the position of Japan in the international society. Looking back at the 20th century, Japan has succeeded in the revolution of the civilization, starting from the Meiji Restoration and introducing politics, economics, education and other various systems from the western developed countries. The background ideology supporting the westernization of Japan could have been the values of the capitalist economic society focusing on the scientific technology introduced by the Industrial Revolution, which can be said to be the symbol of the western civilization. After Japan's defeat of World War II in the middle of the 20th century, the composition of the Japanese society shifted from the European style to the American style which seemed stronger in various technologies. It is true that Japan became comparable with the western developed countries in the national power in this 20th century. However, the basis of this growth totally depended on importation, with hardly any original creation. Therefore, the issue is whether Japan can compose its original civilization with unique methods and ideas in the 21st century. Although, in the future, production of industry and agriculture may decrease due to the high-speed aging, efforts should be made to find Japan's original form of civilization. We can start with the arrangement of a coexistent society of the youth and the elderly. Many other developed countries also would face the difficulty to maintain the current social system. The reason for it is that the world population is amazingly increasing especially in the developing countries, with the estimation that there will be more than 10 billion people by the year 2050. It will be impossible for 10 billion people to lead a satisfactory life on earth with limited resources.

The developed countries must take responsibility to deal with this matter for the survival of human being. It is clear that deterioration of environment has already started, and the increase of population and the overuse of technology will cause further deterioration; as a result, the survival of human being will be threatened. Therefore, it is essential for the developed countries to consider what to do to save the lives of mankind and show the image of a new society. Japan is one of the developed countries and it is located in Asia where only a few developed countries exist. Thus the strong commitment of Japan is internationally expected.

Under this circumstance, I regard the role of Japan as following; domestically, the composition of the coexistent society of the youth and the elderly, and internationally, the promotion of life science focusing on the improvement of global environment and the increase of food production. Life science is the essential scientific technology to save the human being. Therefore, the task of life science in the 21st century is how to maintain and utilize the biodiversity on earth, and how to develop biotechnology such as the production of useful substance which have physiological active substance effect made by using the recombinant DNA technology. Thus, the development of science technology concerning life science and energy is an important proposition. But on the other hand, we may have to change our vision of values acquired through the capitalist economic society in the 20th century. This would not be an easy matter, but I believe we must achieve it in order to survive.

I earnestly wish for the establishment of a peaceful international society without any warfare in the 21st century.

<論文>

心神喪失者等医療観察法案と 触法精神障害者の治療を受ける権利

町野 朔

（上智大学法学部教授）

1 法案の意義

我々、法律研究者、精神科医などは、4年前から研究会を行い、それと平行して、諸外国の触法精神障害者処遇システムの調査を行ってきた。近々まとめてその成果を出版したいと思っているが、ここでは、法律的な観点から、諸外国の触法精神障害者処遇のシステムを考慮しながら、これを「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律案」（心神喪失者等医療観察法案。以下、単に「法案」ともいう）と対比することにより、その問題点を検討したい。

結論から言うと、法案は、精神障害者による再犯の防止という点でも、一般の精神医療では対応が困難な「処遇困難者」に特別の処遇を与えるという点でも、殆ど無意味であると思われる。しかし、触法精神障害者も精神障害者なのであり、治療を受ける権利がある。遅まきながら、わが国の精神医療もそちらに一步踏み出そうとする点で、法案には少なからぬ意義があるように思われる。法案は、犯罪防止を究極の目的とする刑事法ではなく、精神医療法である。このことは、法案の文言でも既に明らかであったと思われるが、自民党による修正によって、さらに明確になったと思われる。修正された法案は衆議院で可決され、参議院で審議未了のまま第155国会の会期が終了し、現在、第156国会の参議院で継続審議中である。

2 責任無能力・限定責任能力との連動

（1）法案は次のようにしていた。

（入院等の決定）

第42条（1）裁判所は、第33条第1項の〔検察官の〕申立てがあった場合は、第37条第1項に規定する〔精神保健判定医の行う対象者の〕鑑定を基礎とし、かつ、同条第3項に規定する意見及び対象者の生活環境を考慮し、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める決定をしなければならない。

一 入院をさせて医療を行わなければ心神喪失又は心神耗弱の状態の原因となった精神障害のために再び対象行為を行うおそれがあると認める場合 医療を受けさせるために入院をさせる旨の決定

二 前号の場合を除き、継続的な医療を行わなければ心神喪失又は心神耗弱の状態の原因となった精神障害のために再び対象行為を行うおそれがあると認める場合 入院によらない医療を受けさせる旨の決定

三 前2号の場合に当たらないとき この法律による医療を行わない旨の決定
（定義）

第2条（3）この法律において「対象者」とは、次の各号のいずれかに該当する者

をいう。

一 公訴を提起しない処分において、対象行為「放火、強姦・強制わいせつ、殺人、傷害、強盗。いわゆる6罪種」を行ったこと及び刑法第39条第1項に規定する者（以下「心神喪失者」という）又は同条第2項に規定する者（以下「心神耗弱者」という）であることが認められた者

二 対象行為について、刑法第39条第1項の規定により無罪の確定裁判を受けた者又は同条第2項の規定により刑を減輕する旨の確定裁判（懲役又は禁錮の刑を言い渡し執行猶予の言渡しをしない裁判であって、執行すべき刑期があるものを除く）を受けた者

このように、責任無能力・限定責任能力による不起訴処分・無罪判決・執行猶予付有罪判決のあったときにのみ、入院等の処分が課しうるのである。精神障害者が犯罪を犯し不起訴処分になったときでも、それが心神喪失・心神耗弱という理由でそうだったのでないときには、対象者とはならない。例えば、法案提出の重大な契機となった「池田小児童殺傷事件」において、その被告人が、以前に行った傷害被疑事件で不起訴になったのは、事案が軽微であったためであって、検察官が心神喪失・心神耗弱と認めたからではない。従って、そのときにこのような法律があったとしても、彼には何らの処分も課することができなかったのである。さらに、精神障害者による重大犯罪の多くが「初犯」であることを考えるなら、この法案が精神障害者の再犯をどの程度防止できるかには大きな疑問がある。

精神障害者による再犯の防止は、当該精神障害者の責任能力の限定・阻却の有無とは直接の関係はない。多くの国では、治療処分を責任能力の問題とはリンクさせてはいない。

(2) 他方、一般の精神医療施設で処遇困難な精神障害者のために、特別な保安的施設で処遇するシステムを導入するという点でも、この法案は適当ではない。既に10年以上前の「道下研究」（『厚生科学研究報告書 精神科領域における他害と処遇困難性に関する研究 昭和62年度～平成元年度』（主任研究者 道下忠蔵））によれば、日本の精神病院で「処遇困難」とされる患者の中で措置入院者は17.4%に過ぎない。このことは、触法精神障害者の類型が処遇困難者のそれとは一致しないことを意味しているが、同時に、対象者を触法障害者としている法案が、この点でも殆ど役に立たないことでもある。また、法案は、責任無能力・限定責任能力として刑事司法過程からdivert(代替)された者だけを対象者としているため、例えば、「北陽病院事件」（最判平成8・9・3判時1594号32頁）における触法精神障害者はこれには当たらない。県立病院に措置入院中であった彼は、院外散歩の途中で離脱し、強盗殺人を行い、裁判所は医療側の過失を認め、国賠法によって1億2千万円の損害賠償を命じた。しかし彼は、刑務所出所後に措置入院となった者で、検察官の不起訴処分の後、裁判所が実刑判決を言い渡さなかったときに措置入院となった患者ではない。精神病院に対する損害賠償請求事件の増加を恐れる病院関係者は、北陽病院事件を一つのきっかけとして、法案成立に向けての動きを加速させていたが、この法案ができたとしても、このような事件を防ぐことはできなかったことに注意しなければならない。

3 検察官の先議権と専議権

(1) ドイツ刑法、それを模範とした韓国法、日本の改正刑法草案は、司法機関が、刑罰か治療処分かを選択して言渡すという「二元主義」を採用している。これに対して、英米などは、警察－検察－裁判所－行刑機関という刑事司法過程の途中で、事件を divert して行為者を治療処分に回付するダイヴァージョン・システムを採用している。触法精神障害者のための特別の精神医療制度を持たないフランス、日本の現行法もこれに属するといえる。

ダイヴァージョン・システム（刑罰代替的処遇）をとるときには、divert（代替）する機関が何であるか、diversion の手続への裁判所の関与とその態様はどのようなものか、さらには、divert された精神障害者をどのように処遇するかという諸点がさらに問題となるが、この点の解決の仕方によっては、二元主義とダイヴァージョン・システムとの間には実質的な相違がなくなってくる。

(2) 法案は、検察官が divert したうえで、地方裁判所に divert 先の処分を請求するという、次のようなシステムを採用した。しかし、現在の刑事訴訟において検察官に集中させられた権限行使のシステムを、そのまま維持したことが妥当かが大きな問題である。

（検察官による申立て）

第 33 条 (1) 検察官は、被疑者が対象行為を行ったこと及び心神喪失者若しくは心神耗弱者であることを認めて公訴を提起しない処分をしたとき、又は第 2 条第 3 項第 2 号に規定する確定裁判があったときは、当該処分をされ、又は当該確定裁判を受けた対象者について、継続的な医療を行わなくても心神喪失又は心神耗弱の状態の原因となった精神障害のために再び対象行為を行うおそれが明らかにないと認める場合を除き、地方裁判所に対し、第 42 条第 1 項の決定をすることを申し立てなければならない。……

精神障害者が重大犯罪を行ったとき、検察官は、公訴を提起するか、処分申立てをするか、従来通りの措置通報にとどめるか、何もしないかを、決めることになる。検察官によるこの決定は、裁判所の関与の前に行われるという意味で、彼には「先議権」があるということになる。さらに、次の条文からも分かるように、申立てを受けた裁判所は、医療を行う決定をするかしないかを決めることができるだけである。裁判所が、対象者が完全責任能力者だと判断したとき（40 条 1 項 2 号）にも、ただ申立てを却下するだけである。改めて起訴するかどうかは検察官の決定するところであり、裁判所に起訴を強制する権限はない。また、裁判所は、本法の規定する処遇までは必要とは思われないが、措置入院にすることは必要だと思ったときにも、前記のように医療を行わない決定をする（42 条 1 項 3 号）だけで、自から措置通報をすることはできない。申立の却下を受けて、検察官がこれをするようになる。

（申立ての却下等）

第 40 条 (1) 裁判所は、第 2 条第 3 項第 1 号に規定する対象者について第 33 条第 1 項の申立てがあった場合において、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当するときは、決定をもって、申立てを却下しなければならない。

- 一 対象行為を行ったと認められない場合
- 二 心神喪失者及び心神耗弱者のいずれでもないと認める場合

(2) 裁判所は、検察官が心神喪失者と認めて公訴を提起しない処分をした対象者について、心神耗弱者と認めた場合には、その旨の決定をしなければならない。この場合において、検察官は、当該決定の告知を受けた日から2週間以内に、裁判所に対し、当該申立てを取り下げるか否かを通知しなければならない。

検察官が心神喪失として不起訴として、裁判所に処分の申立を行ったが、裁判所が心神耗弱だと判断したときには、検察官に、起訴するか、それとも、起訴猶予にして申立を維持するか判断させるのであり(40条2項)、裁判所がそれを判断することはしない。

以上は、平野博士(平野龍一「触法精神障害者の処遇」ジュリスト1233号[2002年]104頁)のいわれるように、検察官の「専議権」である。

4 措置入院の適正化と検察官の裁量権

(1) 民主党案は、精神保健福祉法を改正し、措置入院によって対応すべきだとする。これは衆議院で否決されたが、現在、同様の民主党案が参議院に提出されている。

すなわち、「判定委員会」を作り、これが、従来の指定医による措置判定・措置解除の判定を行い、さらには、特別の保安的医療が必要とされる触法精神障害者を「精神科集中治療センター」入院させることも決定する。以下の条文はいずれも精神保健福祉法の改正案である。

(判定委員会)

第11条の2 第28条の2第1項、第29条の2の2第3項(第29条の3の2第4項において準用する場合を含む)、第29条の3の2第2項及び第29条の4第2項の規定による判定を行わせるため、都道府県に、判定委員会を置く。

(委員)

第11条の3 判定委員会の委員は、第18条第1項に規定する精神保健指定医のうちから、都道府県知事が任命する。

(判定の案件の取扱い)

第11条の4 (1) 判定委員会は、委員2人をもつて構成する合議体で、判定の案件を取り扱う。

(2) 合議体を構成する委員は、判定委員会がこれを定める。

(3) 合議体による判定は、合議体を構成する委員の意見の一致したところによる。

(精神科集中治療センター)

第19条の8の2 都道府県知事は、国若しくは都道府県が設置した精神病院又は指定病院であつて厚生労働大臣の定める基準に適合するものの全部又は一部を、その設置者の同意を得て、精神障害者に対する高度の医療及び保護を提供する医療施設(以下「精神科集中治療センター」という)として指定する。

(都道府県知事による入院措置)

第29条 (2) 前項の規定による入院措置を採る場合において、都道府県知事が、前条第1項の規定により通知された判定委員会の判定の結果に基づき、当該精神障害者についてその症状が重く高度の医療及び保護が必要であると認めたときは、その者を入院させる施設は、精神科集中治療センターとする。

これは、措置入院が適正に行われていないのではないか、処遇困難な触法精神障害者の入院を医療側が拒んでいるのではないかという、かねがね言われてきた批判に対して、判定措置の適正化を行うとともに、処遇困難者への対応が可能な施設（精神科集中治療センター）への入院の道を開こうとするものである。

措置入院判断の適正化は必要であるのはもちろんであろう。しかし、措置通報を行い措置入院のイニシアティブをとるのは検察官である。現在の検察官の先議にかかる裁量権をそのままにしておいて、それをコントロールすることを何もせずに、このようなことをしても、さほどの意味があるとは思われない。

(2) 日本の刑事司法では、検察官が公訴権を独占し（刑訴 247 条）、検察官は、「犯人の性格、年齢及び境遇、犯罪の軽重及び情状並びに犯罪後の情況により訴追を必要としないときは、公訴を提起しないことができる」（同 248 条）という、広範囲の起訴便宜主義をとっている。起訴便宜主義をとっている国は日本以外にもあるが、日本のように、精神障害者の重大犯罪について検察官が不起訴にしてしまうことは、殆どないようである。特別の治療処分を持たないフランスでも、精神障害者による犯罪は予審までは到達している。

全国自治体病院協議会の提言は、法案が作られる前のものであるが、「重大犯罪（殺人、傷害致死、傷害、放火、強盗、強姦等）を犯した精神障害者もしくはその疑いのある者の刑事責任能力を適正に評価するとともに、刑事責任が問えずに措置入院となった者の治療を遂行するために、「精神科司法鑑定・治療センター」（仮称）を設置する。」としていた。これは、責任能力の鑑定の適正さを図ろうとするものであり、触法精神障害者に対する特別の処分を持っている国では、このようなものを持っているのが通常である。これからは、検察官は従来の簡易鑑定ではなく、すべてこのような信頼のできる本鑑定を行うべきだということである。

しかし、問題は鑑定の正確さだけではない。このような制度ができたとしても、検察官には、限定責任能力の、また完全責任能力の触法精神障害者を起訴猶予とする権限は残されている。問題は、触法精神障害者に対する刑事政策をもっぱら検察官に委ねている現在の状態でいいのかである。この状態を変更しようとするなら、検察官は、これまで簡易鑑定に回していたような事件をすべて裁判所に送致し、裁判所が司法鑑定センターへに精神鑑定と処遇意見の提出を依頼する（法案によると「鑑定入院命令」）という、現在の少年法の「家裁への全件送致—少年鑑別所による観護措置」にならう制度にするしかないように思われる。これは、かなりドラステックな方法ではあるが。

5 再犯の「おそれ」と自傷他害の「おそれ」

(1) 法案（42 条 1 項 1 号・2 号）は、裁判所が入院による医療・入院によらない医療を言い渡すための要件として、「医療を行わなければ心神喪失又は心神耗弱の状態の原因となった精神障害のために再び対象行為を行うおそれがある」ことを挙げている。これに対して、再犯の予測は不可能なのであり、このような不明確な要件で強制的精神医療を可能とするのは不当であるという批判が高まった。おそらくはこれを考慮してのことであろうが、修正案はこれを、「対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って同様の行為を行うことなく、社会に復帰すること

を促進するため、入院をさせてこの法律による医療を受けさせる必要があると認める場合」に変更することとした。そのほかの法案の条文も、これに従って修正される。

確かにここでは「おそれ」という文言の使用は回避された。だが、「触法精神障害者が再犯を行うことなく社会復帰するために精神医療が必要である」ということは、「精神医療を行わなければ再犯を行うかもしれない、だから精神医療が必要となる」という判断なのであるから、結局は、「医療を行わなければ再犯を行うおそれがある」ということにほかならない。修正案でも、問題は依然として残っていることに注意しなければならない。

(2) 現在の精神保健福祉法(29条等)によると、「医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがある」と認められる場合には、知事は当該精神障害者を強制的に精神病院に入院させることができる。いわゆる「措置入院」制度である。もし、法案の「再犯のおそれ」が不明確であり許されない、このような要件による自由の剥奪が憲法31条に違反するならば、措置入院も同じであり、憲法違反ではないか。

「その通りだ」という人もいないではなかったが、多くの人々、特に精神科医たちは次のように反論してきた。「措置入院の場合の『おそれ』は、入院させなければ今日明日にでも自殺したり、他人を襲ったりする危険をいつているのであり、これは、精神科医としても認定が十分に可能である。しかし、法案、古くは1974年の刑法改正草案(98条・101条)の保安処分の要件である『おそれ』は、いつか、もしかしたら人を襲うかも知れない、という予測である。このようなことは分かりようがないし、この程度の危険で精神障害者の自由を侵害することは許されるとは思われない。」

確かに、精神科臨床における措置入院の運用は、前者のようにして行われているのであろう。そして、そのように考えるときには、後者の危険の認定はかなり困難であることも否定できない。しかし、前者の危険と後者のそれとは質的ではなく量的な差にとどまる。後者は原理的に認定不能だが、前者は可能である、という理屈はないように思われる。両者とも認定が困難であることには変わりはないのであり、前者は比較的容易なことがあるという程度のことであろう。さらに、前者のような危険の予測も、その程度は天気予報より優れているとは思われない。もし刑事裁判における「疑わしきは被告人の利益に」「合理的な疑いが残る以上、被告人には無罪を言い渡さなければならない」という原則が強制的精神医療にも当てはまるとするのなら——そして、かなりの人々はそのように考え、だから法案における「おそれ」という要件は憲法違反であるとするのであるが——、現在の措置入院も憲法違反といわざるを得ない。

(3) そもそも刑事裁判における犯罪事実の認定は過去に実際に起こった事実に関するものであり、まだ起こっていない、将来の事実に関する危険性の認定とは異なる。前者は、「AがBを殺した」という事実であり、その認定に疑いがあるときにはAを殺人者とすることはできない。後者は、「AがBを殺す可能性がある」という、まだ存在しない事実を予測するものである。AがBを殺さずにその人生を終えたときには予測は外れたということになるが、だからといって、遡ってこの予測

が許されないものであったということになる訳ではない。問題はその予測にいかなる根拠があり、その予測に基づいて行われた精神障害者の強制的精神医療を正当化しうるようなものなのか、である。

このようにして、法案における強制医療と精神保健福祉法における措置入院とは、その正当化根拠としては、同じ問題であると考えられなければならないのである。

6 Police Power, *Parens Patriae* & Risk Management

(1) 通常の病気の場合には医療を強制されることはない。医師に胃潰瘍だから入院手術が必要だと勧められても、患者にはそれを拒絶する「自己決定権」がある。しかし、精神医療においては強制入院を含む医療の強制が行われる。もちろん、精神医療における強制入院の害悪、施設外医療、地域精神医療の必要性が認識されている現在では、強制的精神医療は限られた存在になっている。しかし、精神保健福祉法における措置入院・医療保護入院のように、強制的精神医療は法の認めるところであり、今また、法案が新たな種類の強制的精神医療を認めるよう提案しているのである。

精神医療の強制を正当化する原理としては、伝統的に *police power* と *parens patriae* の二つが援用されてきた（この両原理は、広く、国民の自由を制限しうる国家権限の根拠として挙げられるものであり、精神医療の強制権限に限られるものではない。以下述べるところについては、さらに、町野朔「精神医療における自由と強制」大谷實＝中山宏太郎（編）『精神医療と法』（弘文堂、1980年）26頁参照）。前者は、国家には精神障害者の他害行為を防止する権限がある、というものであり、「秩序維持原理」とでも訳されるべきものである。後者は、精神障害者には自分のことを配慮する能力が十分でなく、自分で医療を受ける自己決定ができないので、国がその親がわりになって精神障害者に医療を受けさせるというものであり、「国親原理」と訳される。

現行の医療保護入院（精保 33・35 条）は *parens patriae* による強制入院であるのに対して、措置入院制度（同 23・31 条）は *police power* による強制入院であるとして一般に理解されている。そして、法案の導入しようとしている「入院による医療」「入院によらない医療」も、再犯の防止という *police power* 思想によるものだと考えられている。しかし、もしそうだとするのなら、再犯の危険の存在こそが強制医療のヴァイタルな要件なのであり、再犯の可能性が「確実性に限りなく近い蓋然性」まで必要とすることになるかも知れない。少なくとも、「おそれ」という程度の希薄な可能性で足りるとすることは到底できないであろう。

(2) 私は、法案における「医療」も、現行法における措置入院も、次項で述べるように、*parens patriae* 思想によって理解され、かつその範囲内でのみ正当性を有するとすべきではないかと思う（以下については、なお、町野朔「保安処分と精神医療」ジュリスト 772 号（1982 年）23 頁も参照）。

そもそも、*police power* 思想は、現在においては許されない思想であると思われる。

第一に、精神障害者が犯罪を犯したからではなく、犯す危険があるから彼を拘禁するということは予防拘禁に他ならない。予防拘禁が日本国憲法の認めるところか

には議論はありうるが、犯罪傾向を有する危険人物については予防拘禁を認めていない現行法の下で、精神障害者だけにそれを適用しようとすることは、明らかに「法の下平等」（憲14条）に反する。

第二に、*police power* 思想によると、犯罪防止だけが強制入院の目的なのだから、精神障害者に適切な精神医療を与える必要はないことになる。精神医療が彼の再犯を防止することに有益であるときは、それは行われることになるが、無益であるときにはそれは必要ではない。従って、保安のためには「治療なき拘禁」を行うこともやむを得ないことになるのである。

(3) 再犯のおそれのある触法精神障害者の自由を制限して彼に医療を強制することは、自傷他害のおそれのある精神障害者を措置入院させるのと同じように、彼に医療を受ける利益を与えるためである。しかし、このような *parens patriae* 原理によって精神科医療を、すべての精神障害者に、どこまでも強制するならば、行動の自由を含む精神障害者の基本的権利の不当な侵害になるであろう。そこには、本人の意思に関わりなく医療を強制しうる合理的な社会的利益の存在が必要である。再犯の危険性を除去することによって人々の福利を維持するという *police power* 的配慮は、まさにこのような利益の配慮であり、それは限定要件として認められるのである。要するに、強制的精神医療の本質的要件は精神医療の付与であり、再犯のおそれは、それを限界づける要素である。以上のように理解して初めて、再犯のおそれ、自傷他害のおそれのあるときにその自由が制限されるのが精神障害者だけであること、彼には精神医療が与えられなければならない、それが不可能であるときには彼の自由の制限は許されず、「治療なき拘禁」を認めることができないことが基礎づけられるのである。

さらに、再犯の危険の認定が、有罪判決に必要な事実認定のようなものではないことも、以上のことが根拠である。すなわち、後見的に精神医療が行われるべきことがそれを強制しうる本質的要件であり、再犯のおそれの除去の必要性は、それがなければ後見的配慮に基づく強制医療が許されないという意味での制約要素に過ぎない。後者は、精神医療の強制が過度に行われないようにするために要求されるものであり、強制医療を不合理にしないようなもので足りるのである。精神保健福祉法および修正前の法案が、希薄な危険性判断である「おそれ」で足りていることは、この意味である。「おそれ」とは、「もしかしたらそうなるかも知れない」という、希薄な危険性を指す法律用語である。危険がまったく考えられないときには、強制入院等は許されないが、精神医療を実行しなければ再犯の可能性が否定できないときには、強制的な措置も許されるということである。既に述べたように、法案は修正され、「対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するため、入院をさせてこの法律による医療を受けさせる必要があると認める場合」とされ、「おそれ」を要件とすることもなくなったが、以上の意味がより明確になったといえる。

(4) 精神科臨床においては、精神障害者の病歴、年齢、現在の精神症状、サポートの不存在など、過去・現在・将来の危険性ファクターを総合的に考慮した *risk assessment* (リスク評価)を行った上で、その入退院、処遇を決定する。これは、精神障害者の危険性の意味での *dangerousness* (危険性)を判断して行う措置で

はなく、入院などの医療措置によってリスクに対応するための risk management である(五十嵐禎人「触法精神障害者の処遇とわが国における司法精神医学の課題」現代刑事法 40 号 2002 年 59 頁)。これはまさに、再犯の予測に関する以上のような判断に他ならないのである。

諸外国の触法精神障害者施設では、入退院の決定の際に、そのために開発された risk assessment のためのマニュアルを用いている(一例として、Christopher D. Webster et al., HCR-20: Assessing Risk for Violence, Version 2, 1997)。心神喪失者等医療観察法が制定され、「指定入院医療機関」において触法精神障害者の医療が行われることになれば、わが国でもこのようなマニュアルの開発が行われなければならないであろう。

7 司法的判断と医療的判断

(1) 危険性という要素が以上のような意味で限定概念であるにせよ、再犯の「おそれ」を除くため(旧法案)、「同様の行為を行うこと」をなくすために「必要」であること(現法案)の認定、risk assessment を行い risk management を行わなければならない。それは、精神医療の可能性、本人の権利制限の程度、公共の安全性などの要素を比較考量して、入院医療の可否などを決めるものである。精神科医の中には、risk assessment に続くこのような判断は裁判官が行うべきだとする者もいる(五十嵐禎人・前掲論文 60 頁)。しかし、精神科医がこのような判断をできないということはない。もし、それが不可能だというのなら、現在の措置入院は精神科医が不当に行っていると言うことになってしまう。そして、精神科医の判断と裁判官のそれとの間には、内容の相違があるわけではない。ただ、risk management において、公共の安全と精神障害者の権利のバランスにおいてどちら重要なものということについては、考え方に相違はあるであろう。

法案(11 条)は、「一人の裁判官及び一人の精神保健審判員の合議体で処遇事件を取り扱う」とし、修正案(13 条)は、裁判官は「法律に関する学識経験に基づき」、精神保健審判員は「精神障害者の医療に関する学識経験に基づき」、それぞれ意見を述べることとしている。これは以上のような考え方を前提にしていると解すべきである。

(2) 諸外国でも、裁判官と精神科医との間に判断内容に相違があるという見解は聞かれない。また、精神科医が退院を提案した精神障害者について裁判所が、まだ社会への脅威がなくなっていないことを理由としてそれを拒否することはあるが、それほど多い例ではないともいう。そして、触法精神障害者処遇の制度を有する多くの国では、犯罪を行った精神障害者であっても、一般の精神医療と同じく、その社会復帰が目指されるべきだという認識が一般的であるように思われる。公然と“Security First”をスローガンとして掲げている国は、オランダくらいであるようである。

将来の日本の触法精神障害者処遇システムが社会防衛に突出しないためには、「入院によらない医療」、すなわち、強制通院などと組み合わされた地域精神医療の充実が必要であると思われる。

8 日本における触法精神障害者医療の将来

わが国では、1974年の「改正刑法草案」が、精神障害者に対する「治療処分」、薬物中毒者に対する「禁絶処分」の2種類の保安処分を提案したことをめぐって、法律家・精神科医の間に深刻な亀裂が起こった。1982年に、「刑事局案の骨子」（対象犯罪を「6罪種」に限定した治療処分だけを内容とする）が法務省から提案されたが、それも法律にまでは至らなかった。宇都宮病院事件の後の1987年に精神衛生法が改正され精神保健法となったときには、厚生省（当時）は同法の改正あるいは運用によって触法精神障害者問題に対応しようとした。この動きも挫折した後、触法精神障害者は犯罪者なのだから法務省が対応すべきであるという厚生省（後に、厚生労働省）、彼は精神障害者なのだから精神医療法の所管であるという法務省の間で、触法精神障害者問題は暗礁に乗り上げた形になっていた。最初に述べたように、その効果には多くは期待できない不十分な形であるにせよ、触法精神障害者にも精神医療を与えようとする立法提案が、両省の協同のもとに作られたことは、それなりに評価すべきことと思われる。

しかし、この法案が立法に至ったとしても、それで犯罪を行った精神障害者、処遇困難な精神障害者の医療の問題が完結するわけではない。心神喪失・心神耗弱を理由として刑事司法から divert された者以外の精神障害者の処遇、特に、矯正施設内での精神医療の問題は次に考えなければならない問題である。また、一般の精神病院では処遇困難な精神障害者は、触法精神障害者の処遇とは別のシステムで考えなければならないと思われる。我々は、治療を受ける権利が精神障害者にも実質的に保障され、その社会復帰が実現されるという理想をあきらめることなく、努力しなければならないのである。

本稿は、日本犯罪学会総会シンポジウム「心神喪失者等医療観察法案をめぐって」（東京医科歯科大学、2002年11月30日）において「触法精神障害者処遇のシステム——若干の比較法的考察」と題して報告したときの原稿に、その後の状況の変化を踏まえて、大幅に加筆修正を加えたものである。脱稿後、法案は第156国会において成立し、平成15年7月16日に、平成15年法律第110号として公布された。

The Right to Treatment of the Mentally Disordered Offenders and the Bill "Insane Offender Treatment Act"

MACHINO Saku

(Faculty of Law, Sophia University)

SUMMARY

A bill "Insane Offender Treatment Act" is now on the Diet. It is obvious, however, that satisfactory results would not be expected if the Bill is passed and the Act is promulgated. It is evidently ineffective in preventing crimes of the mentally disordered. It lacks a proper system of treatment of the difficult and dangerous patients. But it is a small step forward to afford psychiatric treatment and community care to the mentally ill who committed offenses and still have not been treated fully through the present legal system.

- 1 Significance of the Bill
- 2 Linkage to the Insanity Defense
- 3 Prosecutor's Discretionary Power: First and Exclusive
- 4 Commitment of the Mentally Ill by Prefectural Governor and
Prosecutor's Discretion
- 5 "Apprehension" of Crime; "Danger" to Self or Others
- 6 Police Power, Parens Patriae & Risk Management
- 7 Legal Judgement and Medical Judgement
- 8 Future of the Treatment of Mentally Disordered Offenders in Japan

<論文>

宗教界における女性の位置

ホアン・マシア

（上智大学神学部教授）

－最近の神学論争をめぐる－

最近、男女の相互関係の在り方および宗教団体内部における女性のリーダーシップについて神学者のあいだで論争が行われている。社会に向かって人権と男女平等を主張する宗教者たちには、宗教の世界内部において抱えている未解決の人権問題があり、中でも宗教団体における女性の位置が問われている。その一例としてカトリック神学内で論争を引き起こしている「女性の司祭叙階」の問題があげられる。これは単なる特定の宗教団体内部の問題だけではなく、その背景に現代社会における女性の位置が問われていることを否定できない。そのため人権問題と社会正義という枠組みの中でこの特殊問題を取りあげる意味がある。ここでそうした見地から最近の神学論争をふりかえてみたい。

過去の後遺症

古代からの伝統は足かせとなってしまうことが否めない事実である。周知のとおり、アリストレスにとって女性は生まれつき男性の支配下におり、古代と中世の思想はその後遺症を引きずっている。アウグスティヌスとトマス・アクイナスの神学において女性は男性より低い立場に置かれていた。

神学は今でもその伝統から脱皮をしていない。ここで長い歴史を要約するいとまがないが、こぼれ話程度で百年前の典型的な例を思いだしておこう。1904年にMerry del Val 枢機卿（当時ヴァチカン外務長官）は教皇ピオ 10 世の指示に従ってイタリア司教団に教区大会などに関する指針を送ったが、その中で次のように書いた。「女性にはどんなに尊敬されるべき方で信心深い方であっても決して発言権を与えるべきではない」。¹

もう一例。教皇ピオ 10 世（在位 1903-1914）は Maria Cristina Giustiniani 王妃から提案を受けた。王妃はカトリック女性の会を作ることによって当時の反教會的な他の会の悪影響を補いたかったが、教皇からこう言われたそうである、「女性には三つのことだけが期待されている。美人で、おしとやかで、家庭的であること」（La dona che la piasa, che la tasa, che la staga in casa）²。大げさに聞こえる百年前のこのような考え方は完全に克服されていると言えるかどうか疑問を抱かせる出来事は現代においても起こりうるため、本小論の問題を取り上

¹ Maria Salas, *De la promoción de la mujer a la teología feminista*, Santander, 1993, p. 16-17

² Domiciano Fernández, *Ministerios de la mujer en la iglesia*, ed. Nueva utopía, Madrid 2002, p.266

げることにしたわけである。

さらに、このようなものの考え方が偏った聖書の読み方と結びつくとき、とんでもない結論が導き出されることになってしまうということも指摘しなければならない。たとえば、1 Co 14, 33-38 と Tim 2, 11-15 が口実に使われることがある。1Co 34-38 は後に挿入されたようであるが、長い間この節と前述した 1Tim2 の文も濫用され、女性には重要な役割をさせないことを裏付けるために用いられてしまったことがある。たとえば、アヴィラの聖テレジアに教会博士の名称を与えない理由になっていたのであるが、やっと 1970 年にパウロ 6 世によって聖テレジアは教会博士と認めらるようになった。

以上はいくつかの例にすぎないのだが、後遺症のことはこのぐらいにして、現代教会の公式な立場を表す公文書などを検討することに移ろう。

現代カトリックの公文書における光と影³

周知の通り女性の解放やその権利を主張する立場から見た場合、現代カトリック教会の公文書などに見られる発言は非常に物足りないと言われているだけではなく、教会における「男女協働」の在り方は大いに問われている。特に女性の司祭叙階に関する教会の否定的な主張は、神学者のあいだで相当批判されている。

探そうと思えば教会公文書の中には女性の権利に関する幾つかの積極的な発言が見いだされないわけではないのだが、教会の生活及び指導の仕方においてそれが実現されているかどうかと聞かれると、相当疑問を出す余地があると思われる。そして、積極的なことを控え目に述べている文書の中でも折衷案として批判され、または互いに相容れないような主張も含んでいるし、ほとんどの文書でも叙階を前提にする奉仕職への女性の参加に対して否定的な意見が述べられてしまっている。

ここで積極的な文書と中途半端な文書のそれぞれの例を上げた上で一番問題を引き起こしている文書を批判的に取り扱いたいと思う。

では、現代カトリック教会の公式な立場を表している発言を三種類に分けてみよう。1) 女性参加を積極的に主張する発言、2) 女性参加を控え目に支持する発言、3) 論争を引き起こしている発言。

女性参加を積極的に主張する発言

多少の評価を受けている発言は 60 年代あたりからの教会公文書に見られる。ただ、実行に移されているかどうかと言われれば疑問である。以下にいくつかの

³ 参照：BEINERT, W., Priestertum der Frau, *Stimmen der Zeit*, 212 (1994) 723-738; FERNÁNDEZ, D., *Ministerios de la mujer en la iglesia*, ed. Nueva utopia, Madrid, 2002; GAILLARDEZ, R., Infallibility and the Ordination of Women, *Louvain Studies*, 21 (1976) 3-24; GÖSSMANN, E., Tradition in der Gegenwart. Zur Diskussion über das Frauenpriestertum, *Christ in der Gegenwart*, 47 (1995) 440; JOUBERT, J., L'ordination des femmes et le dépôt de la foi, *Revue de Droit Canonique*, 46 (1996) 29-36.

例を挙げよう。¹

1963年に教皇ヨハネ23世は人権をとりあげた『地上の平和』という画期的な回章を表したが、その中でこう述べている。「女性は、その人間としての尊厳を、ますます意識し、ただのものとか一個の道具と見なされることを承知しない。家庭でも、公生活でも、ペルソナとして扱われることを要求している」（41項、邦訳20頁）。

それから、第二ヴァチカン公会議には次の箇所がある。

『現代世界憲章』9項では「法的にも事実においても、男女同権がまだ実施されていない所では、婦人たちはそれを要求している」と言っている。

そして同文書の29項では「基本的人権に関するすべての差別は、それが社会的差別であろうと、文化的差別であろうと、あるいは性別・人種・皮膚の色・地位・言語・宗教に基づくものでであろうと、神の意図に反するものであり、克服し、排除しなければならない」と述べている。

さらに、49項では「夫と妻に平等に認められるべき人間の尊厳」を主張している。

『教会憲章』32項では、「キリストの中と教会の中では民族、国家、社会的地位、性に関しては何の不平等もない。だから、〈ユダヤ人もギリシャ人もなく、奴隷も自由民もなく、男も女もない。あなたがたは皆、キリスト・イエスにおいて《ひとり》だからである〉（ガラテヤ3・28）」と述べ、それを前提にして、33項では次のように付け加える。「すべてのキリスト信者の努めである使徒職のほかに、信徒はなお種々の方法で聖職位階の使徒職へのより直接的協力に招かれることができる。それは、主において大いに働きながら、福音において使徒パウロを助けた男女たちに見られるとおりである（フィリピ4・3；ローマ16・3以下参照）」と。²

70年代において特に注目されるのは、1971年の世界代表司教会議（Synodus）であるが、シノドスは「教会における女性の責任と参加」を主張した。³

以上挙げた例に対して様々な反応が見られる。たとえば、それらの表現を評価

¹ 20世紀の半ばごろカトリック教会として珍しいと思われる発言を当時の教皇ピオ12世が行った。1945年にイタリアの婦人宛の演説で「女性の社会参加」を積極的に奨励したし、1957年に（4月24日）国際女性協会連盟への演説で同じく女性の社会参加を勧めたのである。

² そして、『信徒使徒職に関する教令』の8項では現代における new social relationships between the sexes が指摘されており、9項では「女性の進出が社会生活全般にわたって次第に活発になってきた今日、教会の使徒職の種々の分野においても、女性の参加がより広範囲に及ぶことは、極めて重要である」とも確認されている。この文書に関して英訳版の訳注には次の指摘が記録されている。「この発言は文書作成の最後の段階で付け加えられたが、公会議文書の中で教会の使命における女性の貢献に特別に言及している数少ないところの一つである。公会議の終わる頃すでにオブザーバー（ラテン語で auditrices つまり聞く観客）として22名の女性が招かれていたが、その中の10名は修道女だった」と。

³ Synod of Bishops 1971, Justice in the World, n. 4

することもできれば、言葉で教会が言っていることと実際にやっていることは違うのではないかという批判もある。そしてまた、こうした発言は歴史の中で遅かったのではないかということも指摘されている。

女性参加を控え目に支持する発言

両立しにくい意見のあいだを調整しようとする結果として生まれた多くの教会公文書は折衷案の色彩が強くなってしまう。こうした教会発言は女性の解放を促進させるところかかえて逆効果をもたらし、自己矛盾を含んでいるものとして世界的に批判的となっている。それらを断片的に引用すると正反対の意見を裏付けるために利用されかねないのである。⁴

では幾つかの例だけ挙げておこう。

『教会憲章』の 29 項では助祭職について述べているが、女性の助祭職には触れない。

『現代世界憲章』の 52 項では次のように二つの意見を合わせようとしている。「父親の積極的な存在は子供の教育に大いに役立つが、子供、特に幼児が必要とする母親の家庭における配慮が欠けてはならない。ただし、女性の正当な社会的進出を妨げてはならない」。

そして同憲章の 60 項では「今では女性はほとんどあらゆる生活の分野で活動しているが、女性がその本性に応じた役割を十分に果たすことができるようになることがよい。文化生活に対する女性独特の必要な参加を認め、促進することは、すべての人の務めである」と述べている文の中で「女性がその本性に応じた役割」という言葉の曖昧さにはひっかかる者が当然いるであろう。

1971 年に教皇パウロ 6 世は『オクトジェジマ・アドヴェニエンス（行動への呼びかけ）』（*Octogesima adveniens*）13 項では同じく次の二つのキーワードで表される異なった主張を会わせようとした。つまり、「女性の同等の権利」（*her equal rights*）と同時に「女性がその本性上果たすべく与えられた固有の役割（*her proper vocation*）」。⁵

教皇ヨハネ・パウロ 2 世の『家庭について』（1981）の 22 項と 23 項を比較すれば「女性の人格としての尊厳」（*equal personal dignity*）と「家庭における母親としての女性の役割」（*maternal and family role*）を同時に強調していることがわかる。バランスを取ろうとしていると言えばそうであろうが、物足りないと思ってひっかかる者が反発するのも無理もない。

『女性の尊厳』（*Mulieris dignitatem*、使徒的書簡 1988）では、一応フェミニスト神学の影響が感じ取られる。教皇は女性の尊厳と使命を強調し、結婚関係を

⁴ 1891 年に教皇レオ 13 世は女性を含む労働者の人権を主張したとき、女性の過労の条件に対して懸念を表したが、女性の主な努めは主婦と母親の家事であるとみていたようである。

⁵ 1976 年に 福音宣教省によって出された『福音化における女性の役割』の中で「復活信仰を伝える使徒としての女性弟子の役割」が力説されていますが、同じ文書の中で女性は単なる協力者として捉えられ、叙階を必要とする役務は認められていません。

パートナーシップとして捉え、平等も主張する。しかし、男女の上下の関係を罪の結果としてとらえたり、神のシンボルは男、神の似姿である男女を結婚関係の範疇だけで捉えたりしている。そして、キリストの弟子としての女性について語る時、単なる教えを受け、助ける役割だけに焦点をあわせているようである。さらに、女性の使命を語るとき、「母性と処女性」だけ強調したり、処女を守る人はもっと神に近いとみなしたり、花婿のイメージで捉えられるキリストを代表できるのは男性だけだと言ったりするような短所を含んでいる文書である。⁶

もう一例をあげよう。

2000 年は大聖年の年であったが、3 月 12 日にローマで「ゆるしを願う日」の儀式が行われた。そのとき教皇のミサの中で共同祈願が唱えられたとき、女性の尊厳に対して犯された罪を告白する箇所があった。「すべての女性はあまりにも頻繁に軽蔑され抑圧を受けています。さらにキリスト者もまた犯しているこれらの罪を黙認し続けている、ということを確認しましょう」という文だった。

しかし、これに対してヨーロッパやアメリカの女性たちはいち早く反応し、次のような声明文を出した。「教会の良心を清めるはずの教皇と教皇庁による公けの罪の告白を評価するが、現在教会が行っている不正義に言及することなしに過去の罪のゆるしを求めても、それは和解をもたらすはしない」と。このように教会内の差別の構造を変え、特に女性の地位を更正するように要望し、告白するのだったら現在行われている尊厳と権利に反する罪に言及すべきであると女性たちは当然要求した。

論争を引き起こしている発言

女性に対して教会内の奉仕職および叙階を認めない公文書は論争を引き起こし、教会外から批判を受けると同時に教会内の受け入れ方 (receptio) が困難にぶつかり、諸神学者から批判をうけている。

以下で主な例をあげよう。

教会内外で疑問視された公文書の発言として次のものがあげられる。

第二ヴァチカン公会議以前の時代まで遡れば教皇ピオ 11 世回章『夫婦生活について』 (*Casti connubii*, 1930) が挙げられるが、⁷ここでは 20 世紀後半の範囲に

⁶ 『女性の尊厳』 (*Mulieris dignitatem*, 1988) と『信徒の使命』 (*Christifideles laici*, 1989) に関しても似たようなことを指摘することができる。 *Christifideles laici* の中で教皇は女性に対する差別に反対しても、叙階は拒否し、母親としての女性の使命のほうに重点をおく。これを美化するような表現でつつんで女性は「文化の道徳的次元の保護者」であるとつけ加えたりする。(n. 51)。 *Mulieris dignitatem* の中で教皇は男女の平等の権利について述べるが、「女性人格の特殊な二つの次元」として挙げるのは「母性」と「処女」であると指摘する (n. 17)。女性には自分自身を発見するのは「妊娠し、子どもを生むことによってである」とも言っている (n. 18)。さらに、キリストの花嫁である教会というイメージを用いて、花婿のイメージで捉えられるキリストを代表して聖体祭儀を指式する司祭の役割は男性にしか認められないとも言う。(n. 25-26)。

⁷ さらに『レールム ノヴァールム (労働者の境遇)』 (*Rerum novarum*) 31 項では「女性

話を留めることにしよう。

まず、それらの文書を挙げて置こう。

『奉仕職について』(*Ministeria quaedam*, 1972)では教皇パウロ6世女性には朗読や侍者の役割を認めなかった。⁸後に、諸司教団の問い合わせに答えてこの文書によってあきらかにされたとおり「司祭所階の準備としての正式な「役務」(*ministeria*)は男性だけにかぎるが、『奉仕職』(*munera*)としての朗読などを女性がつとめることができる」。⁹

『教理省声明』(*Inter insigniores*, 1976年10月15日, n.4)では女性の叙階を拒否された。

『典礼省指針』、(*Inaestimabile donum*, 1980)では女性には「共同祈願」と「朗読」をさせてもよいが、祭壇の侍者をさせてはいけなと述べられている。

『新教会法』(1983, 1024項)では女性の叙階が認められていない。

『信徒の使命に関する使徒的勧告』*Christifideles laici* 1988, n.51)は同上。

『カトリック教会のカテキズム』(1992 n.1577)は同上。

『司祭叙階』(*Ordinatio sacerdotalis*, 教皇ヨハネ・パウロ2世の使徒的勧告、1994年5月22日, n.4)はもっとも強く女性叙階を拒否している文書である。

この文書の短所として次の点が諸神学者によって挙げられている。まず、聖書に基づいて女性の叙階を拒否することを裏付けるのは無理である。さらに、キリスト自身の意志であるとか、キリスト自身がそのように教会を設立したということは根拠づけることが不可能である。たしかに教会の伝統の中で時代の限界のもとに女性の役割が生かされなかったことは事実ではあるが、もともと教義上そうでなければならないということは言えないし、決して信仰の遺産に含まれている教えだからとも言えない。そうした理由に基づいて司祭職を男性だけにかぎるべきだということは聖書的にも神学的にも証明できないことである。

教理省の発言によるとこの文書は「不可謬性の適用に近いもの」とみなされている(1995年11月18日、Ratzinger長官の発言)。しかし、それは神学的には

は家庭の仕事のために生まれた」と述べられ、『クアドラジェジモ アンノ(世界秩序の再建)』(*Quadragesimo anno*)では「女性が家庭の外で働かれないように」と述べられています。

⁸ AAS64(1972)533

⁹ AAS64(1972)529。この文書に対して多くの疑問と誤解が出た。フランス司教団のコメントでは *Institutio* としての *ministeria* は男性だけに授けられるが、従来通り女性は朗読することもご聖体を配ることもできると指摘された (*Documentation Catholique*, 15 oct. 1972, p. 949)。米国司教団も同上(『米国司教団の声明』同上)。さらに、1972年10月6日の *L'Osservatore romano* 誌は正しい解釈をあきらかにして誤解をなくそうとした。同誌の10月2日に Garrone 枢機卿は同じく解釈した。聖座の立場として女性に朗読などをさせるのは(叙階と繋がるような役務)(*ministerium*)ではなく、奉仕職(*munus*)だけであると主張した。

言い過ぎではないかという批判の指摘が多くの神学者によって行われている。¹⁰

なお、その文書を出す前に全教会との相談が足りなかったという点で世界中の諸司教の共同責任が無視されたのではないとも言われている。

刷新を求める声

以上の諸文書とは対照的に教会内の諸運動や連盟や司教団などから女性解放運動が盛り上がってきてはいる。しかし、現在のところその要望に対してまだ教会全体が応じてはいない。

以下にいくつかの例をあげよう。（枚数と時間の関係上、単なる例を挙げることにとどめ）。

1966年:カトリック女性協会国際連盟は女性参加を主張した。

1967年:ローマで開催された第3回カトリック信徒使徒職国際会議も同様の主張を繰り返した。

1968年9月6日に『メデジン会議』（ラテン・アメリカ代表司教会議 n.1）は女性の正当な平等扱いを受ける権利を主張する」と述べた。

1971年11月30日に『第二回世界司教代表者会議』はこう訴えた。「女性は社会生活においても教会生活においても自分たちにふさわしい参加と責任分担をもつようにするのは緊急な課題である」（n.42）。さらに、その問題を検討するために男女の信徒と男女の修道者の委員会が設置されるように要求された(n.43)。¹¹

1975年に米国カトリック女性会議で教会内の女性参加と責任が強調された。オランダ（1969年）、カナダ（1971年）、ドイツ（1974年）、オーストリア（1974年）、スイス（1975年）などのそれぞれの教会全国会議やシノドスなどから出された諸提案も同じ線で種々の要望を出している。

1976年に『教皇庁立聖書委員会の意見発表』によると「聖書にもとづいてこの問題に関して出来合いの解答を出すことは不可能である」と述べた。¹²

1976年にシノドスでカロール（Carroll）司教（Wagga Wagga, Australia）は「司教と司祭は男性だけであることは女性に関する低評価である」と述べたが、同年に出されていた『役務的司祭職への女性受け入れの問題（*Inter insigniores*）』という文書と教皇自身の反対意見の重みの陰がのしかかっており、この件に関する自由な議論がその場で避けられた。

1987年にシノドスでベルギーのダネールス（Daneels）枢機卿の意見が目ざ

¹⁰ 前述の D.Fernandez 著の 10 章参照。

¹¹ このシノドスの強い要望は女性と教会内の役務に関する専門委員会をつくることであった。やがて作られたのは 1973 年であった。この委員会は 74 年のシノドスへの報告書を出し、「使徒」、「役務」、「奉仕職」の意味を再検討し、叙階を前提とする奉仕職には女性が参加できるように提案した。しかしパウロ 6 世はこの委員会に当てた言葉の中で「われわれは主の意図を変えるわけにはいかない。ただできるのは福音宣教における女性の役割を促進させるだけだ」と言った。このように釘を付けられたこの委員会は 1975 年に出した最終答申をもっと控えめな形でまとめた。

¹² *Origins* 誌、July, 1, 1976, 92-96

れた。「われわれは教会における女性の位置と責任について黙ってられない。これは決して時代の風潮やフェミニストの要望にゆずるからではなく、もともとわれわれの司牧的な奉仕職からの欲求なのである。教区運営のすべてのレベルにおいて女性の責任を考え直し、女性の助祭を再現させることから始めなければならない」と言った。似た主張はスイス、カナダなどの司教団から提案されたが、総会のまともには反映されなかった。¹³

1986年にアジア司教協議会連盟会議（FABC 第四回総会、東京）で、『アジアと世界における信徒の召命と使命』がとりあげられ、「世界人口の半数を占める女性を認知し、その尊厳を返し、世界と教会において正当な役割を果たすのを許すことは、単に人間として必要なだけでなく、福音が命じることなのです」（第二部、三、3）と言われた。

1990年にFABC 第五回総会（バンドン）で、『第三の千年期にむかってともに旅をする』をテーマにして、「各国の司教協議会は、正義と平和に関する実践計画の中に、人権、とくに女性と子供の人権を力強く擁護し、推進するという内容を効果的に組み入れること」（第四部、B、2(2),1）が強調され、「この教会は全員参加の教会です。そこでは、すべての信者、すなわち信徒、修道者、聖職者に与えられる聖霊のたまもののはっきりと理解され、生き生きとしています。こうして教会が建設され、その使命は実現していくのです」（第四部、C,2）とも言われた。

1995年にFABC 第六回総会（マニラ）で、『今日のアジアにおいてキリストの弟子として生きる—いのちへの奉仕—』をテーマにして、「共同体間の交わりによる大きな一つの共同体である教会は、その倫理的、霊的な力を用いて人々の精神構造に改心をもたらし、社会構造を変革し、アジアの女性が神から受けている尊厳を否定するような行為を根絶しない限り、豊かないのちというキリスト者としての未来像を実際に発展させていくことはできません。社会においても教会においても、女性には、男性とともに責任を担い、互いに助け合って生きていく権利があります。その実現は司牧上の緊急課題です」（三、15,2）と述べられた。

2000年に行われたFABC 第七回総会（タイ、サンフラン）の最終的な声明文（Final Statement, *Renewed Church in Asia: A Mission of Love and Service*）の中で「女性の声が聞こえるように、女性の意識が高められるように、力のない、暴力の被害者にならないように」と訴えているが、現状を見ると、社会の中でも教会の中でも女性は依然として二流市民、二流信者と見なされ、そのように扱われていることは事実であるので、この状況を変えることはこれからの緊急課題であるといわなければならない。具体的に、男性優位社会における偏見、抑圧、差別、経済のグローバル化の被害を被る女性、性産業や観光などによる女性、少女の搾取、家庭内暴力、管理社会と組織社会における女性の弱い立場、教育の在り方の引き起こす登校拒否、麻薬、援助交際などの問題と真剣に取り組む必要があることが指摘された。そしてこれらの問題と十分に取り組まない教会と神学の

¹³ 40,000 人もの女性は反対の立場を表す声明文を教皇に送り、「男性には母親になれないように、女性には本性上司祭になれない」と主張し、米国の保守的な女性信徒団体への支持を求めた。

在り方も改革しなければならないとも力説された。特に「女性が置かれている弱くて従属的な立場を正当化してしまう神学の在り方と、聖書の読み方、またはそれを内面化する一部の信徒の信仰の持ち方も大きな問題です」と強く訴えられた。

なお、この会議における女性についての分科会（『カトリック新聞』、2000年2月13日参照）で次の提案が出された。

- a) 各教会に〈女性委員会〉または〈女性デスク〉の設置（教区、小教区も）をすること、
- b) 教会内の評議会、委員会団体のメンバーの少なくとも30%を女性にすること、
- c) 神学校にジェンダーに配慮した養成：1) 女性との健全な相互関係、2) ジェンダー感覚の養成、3) 聖書における女性像の再発見、4) 女性教師の採用、5) 男女神学生の共学。

結び

以上あげた資料は主にカトリック教会の公文書についてであったが、この問題はカトリック内部だけの問題ではないのはいうまでもなく、キリスト教の諸教会が抱えている問題であり、そしてまた諸宗教のそれぞれの状況とも無関係ではない。男女協働および人権を尊重する平等な扱いの問題は宗教界全体にかかわる課題であり、現代社会における女性の権利の正当な主張とも密接に結びついているものである。もちろんそれぞれの宗教や各宗教ないの諸宗派の状況が違うので一般論を述べるのは困難であるが、宗教界における女性の位置づけ及びその参加やリーダーシップと責任について真剣に見直さなければならないということは共通な課題として宗教者がかかえており、人権尊重に関心のあるすべて者にとって避けて通れない問題のひとつであると言えよう。

Equal Rights of Women and Their Leadership in Religion

MASIÁ Juan

(Faculty of Theology, Sophia University)

SUMMARY

This essay is concerned with recent discussions among theologians about the role of women within the Church. This debate is part of a larger problem, namely, the equality of rights of women both in the religious and in the secular world. The theme, though, of these notes is limited to the debate, which has taken place within the Catholic Church.

First of all, a look at history shows the burden of the past: there is a tradition of discrimination, which needs to be overcome. After acknowledging this difficulty, the author considers the written statements of the Church during the past fifty years, in order to see how the essential equality of men and women are presented.

These written statements are divided in three groups, and their lights and shadows are presented. First, there are some important statements about the dignity of women and their role within the Christian community. These statements can be found mainly in the documents of Vatican Council II (1962-65). Secondly, there are some ambiguous documents of the so-called "yes, but" style. Equal rights are emphasized, but at the same time the outlook on women is limited to their "maternal and family role". Finally, there are some documents, which have become very controversial, especially when dealing with the issue of the ordination of women to the priesthood.

On the other hand, there is a remarkable movement pushing for renewal. The author points out the many voices coming out not only among feminist groups, but also from bishops and from several Christian communities around the world.

The author makes a point of emphasizing that this problem is not just a particular case of controversy within the Catholic Church, but it is intimately related to the problem of equal treatment and rights of women, as well as their role and leadership in other religions, too.

<論文>

グローバリゼーションの光と影 「真のグローバリズム」を構築するための必要な理解を

保岡孝顕

（上智大学社会正義研究所）

はじめに

ここ10年来、国内外の経済金融界はもとより、学会はじめ各大学・研究機関ではグローバリゼーション問題への研究関心が高まり、幾多の著書や研究報告書が出されている。グローバリゼーションの功罪に関して、新聞・テレビなどにおいても一極支配の国際政治・経済・軍事、文明間の衝突か対話、市民社会の連帯・難民活動・NGO活動などの強化を巡って論議が活発化してきている。

上智大学社会正義研究所は1999年12月、国際基督教大学社会科学研究所と共催の「グローバリゼーション—光と影」と題する国際シンポジウムを開催した。そこでは経済、金融、行政、政治、国際関係など国内外から著名な専門家やアイヌ民族の言語学者を招聘した。基調講演、ワークショップ「『持つ者』と『持たざる者』—南北経済社会格差」、「異文化・国際コミュニケーション」、「持続可能な地球環境」、パネルディスカッション「21世紀の国際共同体・人間の安全保障—共生をめざして」などを通じて、多くの一般参加者を含め、討論が重ねられた。¹ それと前後して上智大学学内共同研究「グローバリゼーション時代の諸問題—摩擦と共生」を実施した。²

ここではこれまでの研究成果を踏まえてさらに経済の「グローバリゼーション」の実態、危機的問題、そして負の側面の解決への道を探ってみたい。

世界の民主化を破壊する経済のグローバリゼーション

さて、1980年にキリスト教ヒューマニズムの理念を建学の精神とする上智大学に社会正義研究所が1980年に設立された際、この下部組織に社会正義の促進をはかる実践活動として「世界の貧しい人々に愛の手を」の会も同時に創設された。この機関は世界の最も貧しい人々、難民、避難民、或いはスラムに居住を余儀なくされている人々の自立を目指す社会正義促進のため、この23年間にわたって、同会

¹ 樋口陽一・石渡茂編『グローバリゼーション—光と影』上智大学社会正義研究所・国際基督教大学社会科学研究所共同企画、サンパウロ2000年12月、参照。

² 上智大学学内共同研究『グローバリゼーションの諸問題—摩擦と共生』（報告書、1999年度）、上智大学社会正義研究所、76頁、報告書(2000年度)59頁参照。

ではアジア・アフリカ各地の難民への緊急・復興自立支援を行なってきた。³ 筆者は前述の国際シンポジウムに招聘したスーザン・ジョージの反グローバリゼーションの立場⁴ について「世界の貧しい人々に愛の手を」の会ニュースレターでも基調報告を概略紹介した。

彼女は経済のグローバリゼーションが「世界の民主化」を破壊しながら、多国籍企業や国際官僚機構といった少数者によって推し進められており、地球上の多くの人々が市場社会のブラックホールまで追いやられていると分析し、その影響を論証している。

(1) 国内及び国際間の不平等を増長している。

(2) 国際官僚や多国籍企業の少数のエリートの無責任な政治体制によって規範が作られていき、ある程度民主的である「国民国家」の主権までが侵害されている(つまり国内の立法を経ないまま国外から規制が加わる)。

(3) 勝者は市場経済を牛耳る少数の新自由主義者たちで、敗者はそのプロセスで排除され、「無用な者」とされた多くの貧しい人々であり、その数は年々増加している。⁵

スーザン・ジョージは、社会共同体は市場経済の横暴を決して許さない。それは市場経済の上位に位置付けられるのであり、従属ではない。また非民主的な世界貿易機関(WTO)や多国間投資協定の枠組みを決して認めない。人間尊重の新たな民主的な国家制度を構築することが求められる。なかでも、国境を超えて動く膨大な資金に対する国際課税の徴収と再分配の必要性を提案した。それは、1981年ノーベル経済学賞を受賞したジェームス・トービンの1978年の提案に基づくものである。すなわち、先物契約やオプション取引を含む。スポット的外国為替取引に対して世界一律の国際税(0.5%)を課し、税金年間一兆5,000億ドルを貧しい人々への再配分相当になる。⁶

スーザン・ジョージはグローバリゼーションが招来している現在の危機的状況に対して世界の市民の連帯、共同体の価値と知恵を結集させ、グローバリゼーションの負の側面が顕著な現状を打ち破り、地球的規模での市民社会の新たな役割を明示したと言えるであろう。ついでだが、筆者は彼女から最近の研究著書 *The Lugano Report On Preserving Capitalism in the Twenty-first Century* をはからずも贈呈された。数年後の2001年に翻訳版『グローバリゼーションの生き残り戦略』(朝日新聞社2000年)と題して公刊されている。手厳しいグローバリゼーション批判書である。

³ 本書『社会正義』(紀要)22号活動報告123-126頁参照。

⁴ スーザン・ジョージは『なぜ世界の半分が飢えるのか』『債務危機の真実』『債務ブーメラン』『世界銀行は地球を救えるか』(いずれも朝日選書)などの著書として国内外で著名な研究者で、オランダ・トランスナショナル研究所(国境を超えた価値の結びつき、ネットワークを重視するシンクタンク)の副理事長をしている。

⁵ 「世界の貧しい人々に愛の手を」の会ニュースレターNo.38, 7頁参照。

⁶ 『人間開発報告書1994』UNDP〔国連開発計画〕70頁参照。

グローバリゼーションと人間開発

筆者が所属する日本平和学会は、99年「グローバリゼーションと地域の平和」〔北海道〕、2002年「グローバリゼーション」〔広島〕を統一テーマに地道な研究討論が重ねられている。「グローバリゼーション」は負の側面の課題をどのようにに直視し、「グローバリゼーション（グローバル＋ローカル）」という、ローカル＝地域の重要性を指摘する研究報告が顕著になっている。

今日の「グローバリゼーション」は本来、南北問題を解決する上での発展途上諸国の経済発展をいっそう促すような包括的な動向として捉えるべきであったが、実は逆に南北問題を激化させ、民族、種族、言語、などの文化性、集団の自律をも侵害しつつあるという危機的状況分析から、ローカルな視点を掘り起こす視座が今日いっそう求められているわけである。⁷

90年頃から国連開発委員会の中にある「国連開発計画（UNDP）」の報告書で「人間開発報告書」（*Human Development Report*）の重要性が広範囲に支持を得てきている。世界銀行（WB）や国際通貨基金（IMF）が従来出して来た「世界開発報告書」に対し、これを補完する役割を担っているが、UNDPが出した年次報告書からうかがうと、国連機関の中でこのところ顕著な傾向として、「グローバリゼーション」に対する批判的な代替案、行動計画が出て来ている事実を指摘することができる。すなわちユネスコ、ユニセフ、国連開発計画、世界食糧計画などは「人間開発」、つまり「人間、雇用・自然社会共同体を重視したアウトプットをする国連機関」に変貌してきている。

国連開発計画は99年、『グローバリゼーションと人間開発』という報告書を纏めた。これはまさに、グローバリゼーションには「光」の部分よりも負の側面が非常に多い世界の現実在即して、「持続可能な人間開発」中心へと切り替えた対応策を具現する国連の姿勢を象徴するものである。同報告書ではグローバリゼーションは次の6点の要素を伴うものでなければならないと指摘している。

- ①倫理—人権侵害を減らし、増大させない。
- ②公正—国内および国と国の格差を広げず、縮小する。
- ③包摂—特定の人々や国のマージナル化を助長せず、緩和する。
- ④人間の安全保障—社会の不安定さや人々の脆弱性を最小にとどめ、軽減する。
- ⑤持続可能性—環境破壊を軽減し、増大させない。
- ⑥開発—貧困や生活権剥奪状況を緩和し、増大させない。⁸

その報告書作成の中心的な役割を担ったのは、98年にノーベル経済学賞を受賞したアマルティア・センである。彼は最近の著書『生存のための安全保障』の中で、健康、平和、寛容といった、人間の生存、生活、尊厳に関わるキーワードに焦点を当てて人間の安全保障を論じて注目されている。去る2月25日に東京で開かれたシンポジウムでも緒方貞子、アマルティア・セン、両氏が共同議長をつとめ、「人間の安全保障」独立委員会の報告書の紹介セミナーが開講され、著者も一昨年に続

⁷ 加藤周一「グローバリゼーションの意味合い」『社会正義』（紀要）19号、17-24頁参照。

⁸ 『グローバリゼーションと人間開発』（*Human Development Report* 1999）UNDP、p3. 参照。

いて出席した。

さて、2001年のアフガン戦争、2003年のイラク戦争を背景としてアメリカの一国主義的軍事行動が顕著になる傾向のなか、教皇ヨハネ・パウロ2世が2003年1月13日に、バチカン駐在外交団にむけて語った次の言葉は戦争に訴えるのではなく、あくまでも外交手段によって国際紛争を平和的に解決することを再確認すると同時に、人間の安全保障政策の実施・確立を端的に国際的にアピールするものであった。戦争・テロのグローバリゼーションに注意を喚起したい。

「No to Death（死に、ノー）、No to War（戦争に、ノー）、Yes to Life（生命に、イエス）、Yes to Peace（平和に、イエス）」⁹

このように、これからは国家の安全保障に優先して、「個人の安全保障」というものが、最も大切な倫理規範になってくる。平和、安全、よき統治（ガヴァナンス）が、必然的に求められていく。領土偏重の安全保障から、人間を重視した安全保障へ。軍備による安全保障から「持続可能な人間開発」による安全保障へ。経済、食糧、健康、環境、個人、地域社会、政治などの各分野での安全保障へと直ちに考え方を切り変える必要を国連機関の報告書は訴え、それらの政策的、制度的対応の急務を各国に要請してののである。

当然のことながら、日本の国家政策も今後は、巨視的に考えるならあらゆる面で変わってくる、影響を受けざるを得ない。特に外務省は省内改革と同時に既に、緒方、セン主導の国連「人間安全保障委員会」の活動を支援してきている。前述の「人間の安全保障国際シンポジウム」開催を含め、『人間の安全保障』報告書の完成に至るまで全面資金援助を引き受けている。日本で、世界的に評価されるこのシンポジウムが度々行われたり、その成果である報告書が完結し、内容を日本で紹介できるというタイミングは、国際社会の中で占める日本の国際協力、とくに人道活動分野での貢献が期待されているおり、意義あるものといえよう。

日本政府は四つの柱を外交の中に据え、特に「草の根・人間の安全保障無償資金協力」として、03年度には、150億円（前年度比50億円増）計上している。それは教育、保健、ジェンダー、ITの四分野で、今後も外交政策のなかに積極的に推進していく旨を表明している。発展途上諸国、現地でのイニシアティブを尊重し、協力していく外交の展開を期待したい。これが今後、どのように市民社会、民間と“官”との間の、或いはNPO、NGOとの間の補完関係を発展し、それによって国際社会の中で日本の顔が見えて来るか、という課題への新たな挑戦である。

民衆のエンパワメント—人間尊重の実践

28億人を数える発展途上諸国の貧困・疾病・非識字の根絶への挑戦は、今日の国際社会の主要な関心となっているが、特にサハラ以南のアフリカの「所得貧困」は深刻な状況であり、経済的社会的安定は常に大きな脅威にさらされている。筆者は上智大学社会正義研究所のプロジェクトとして他の所員や学生と共に、1983年以来隔年ごとに、2000年まで、ケニア、エチオピア、ソマリア、タンザニア、ス

⁹ *L'OSSERVATORE ROMANO*, N3-15 January 2003, p1

ーダン、南アフリカ、パキスタン、インド、などの難民キャンプや貧しい人々が暮らすスラム地域を巡回調査訪問してきている。実践活動を通して、人々に出会い、その苦痛と悲慘さを分かち合う体験を積み重ねてみて、より一層アフリカ・アジア地域の貧困問題、債務返済の重圧にある苦しい人々の訴え、自立化への共感と連帯感を肌で学び取り、小さな共同体の平和構築を続けて 23 年余りになるが、この実践は多くの国内外の支援者の地道な支援の成果である。私たち一人ひとりの手によって「平和は可能である」(peace is possible) の認識を援助先の人々と共有してきていることを実感する。

すなわち、1980 年代より、銀行融資も受けられない無力の貧困者に対するマイクロ・クレジットファイナンス方式の導入による村人参加型志向をケニア、エチオピア、タンザニアなど現地で視察し、職業訓練プログラム、小規模起業(石鹸、地酒、貯水タンク、井戸掘り、養豚、養蜂、菜園、ベーカリー、理髪、洋裁)に「回転資金」融資がなされ、村の協同共済組合の管理のもとで、借りた村人がグループの連帯保証の下に着実に返済する成功例などがある。貧困との一刻の猶予もない日々の闘いが続いている中、連帯意識と相互扶助の原理がアジア・アフリカの貧農村地方の小規模共同体で各プロジェクトの実施に好影響を与えているといえる。貧困の沈殿した社会底辺部の人々に、「自律性」が尊重されてきている。無力であった民衆をエンパワーしていく新しい関係を私たちは日本各地からの善意の募金者に支えられながらささやかではあるが、確実にアジア・アフリカの貧しい人々の自立を支えることにつながっている。大学内に位置付けを保ちながら 20 数年間の持続的支援活動は今後も継続されることが望まれる。¹⁰

さらに 21 世紀を目前にした数年前、国境を越えた市民の交流・連帯によって市民社会の新しい価値の相互依存・浸透の動向には注目すべきものがあった。例えば、1999 年のケルン・サミットには、国際 NGO のジュビリー 2000 (国際事務局 ロンドン) が世界中から 2 億 2000 万人の署名を集めて提出して、各国首脳全員の合意によってアフリカを中心にした 40 数カ国の重債務諸国の「債務帳消し」などの救済を 2000 年までに実施できるようにプレッシャーをかけた事例は周知のことである。日本国内でも連合、日本消費者連盟、キリスト教団体、アジア太平洋資料センター、IMF (国際通貨基金)、世界を問う連絡会、国際環境グループなどが債務帳消しキャンペーン日本実行委員会を組織して、政府をはじめ、外務省に全面的帳消しを決定するように積極的に働きかけ成果を生んでいる。市民社会の連帯感と新しいガヴァナンス構築への実践であろう。このように、国境を越えて NGO が、市民社会が、個人の安全保障の理念を、現実の重要な課題として、国家に注文しているという動きが、我々の身近な中から、顕著に出ている。

少数者、弱者の権利が保障される真のグローバリズムの構築に向けて

ここで社会的経済復興への不可欠な基本的要素を確認しておく必要がある。¹¹

¹⁰ 上智大学アジア・アフリカ難民実情現地調査派遣実績表、本書 p60 参照。

¹¹ アンセルモ・マタイス・片平博・保岡孝顕共訳『万人に経済正義を』アメリカカトリック

その第1番目は、「あらゆる経済的決定も経済組織も、それが、人間の尊厳を守るのか、それとも損なうのかという観点で判断されることである」。つまり経済というものは、人間に奉仕するものでなければならない。にもかかわらず現実のグローバリゼーションは、それをことごとく否定し、無視しているのである。アジア金融危機もソ連崩壊後のロシア経済もそうでした。いわんや、南北問題が喧しかった60年代以降ずっと、経済格差は解決されていない。

2015年、2030年へと改善のターゲットを繰り返し先延ばししながら、その政治意志を先進諸国ははっきり明示せよ、と国際社会は謳って、報告書を出し続けているが、基本的には、政治意志や行動計画は実らず、あまりにも遅滞した現実がある。

第2番目の要素は、「人間の尊厳は、我々の住む、社会共同体においてのみ、実現され、守られる」のである。従って、実際にそれは、具現化されなければならない。

第3番目は、「いったい経済活動は、共同体の構成員である私たちの生活を高めるのか、それとも脅かすものなのか」である。私たちは根源的に問いかけていく必要がある。

第4番目は、「すべての人々は、社会の経済活動に参加する権利がある」。すなわち、「基本的な正義に鑑みて、すべての人が、不当に経済活動から排除されたり、差別されたり、参加できないとことなどは根本的に誤りである」という、はっきりとした抗議を示している。まさにそれは、正義が約束する社会参加によって、ある人は雇用を通して物的必要を満たす、さらにある人は才能をいっそう発揮し、社会に寄与する機会が持てるそのような社会が要求されている。現実のグローバリゼーションはその道を狭めており、多くの途上国が影響を被っていることは前述のとおりである。

私たちの周囲を見回してみても、オランダなどで行われているワークシェアリングというような概念と実際の、まだ日本社会の中には、公的政策として提言され根付いてはいない。国会の議論も低調で現実にも動こうとしていない。せいぜい不況対策の人減らし、労働時間減らしとして誤って考えられている面がある。「雇用を通して物的必要を満たし、才能をいっそう発揮し、社会に寄与する」という理念は人間尊重の発露であろう。カトリック教会の社会的教えである社会回章『働くことについて』は「労働は資本に優先する」ことを明示している。長引く不況、倒産による中高年失業者の激増、自殺者4万人、内経済的理由による中高年の自殺者は毎年数千人を数える社会状況の中で、雇用福祉に関わる公的政策は活かされていない。これは、少なくともグローバリゼーションの推進役でもある日本の国内における「人間の安全保障」政策の欠如というネガティブな側面として捉え、一日も早く解決されるべく、政権能力のある政治変化が期待されるところである。

第5番目は「社会のすべての構成員は、貧しい人々や弱い人々に対する特別の義務がある」。私たちは自分に課された命題として、直ちにこれに同意することができるはずだ。しかし、地理的にも文化的にも、政治的にも、それぞれ異なった地域、遠隔地に住んでいるということを隠れ蓑として、貧しい人とか難民に対して、自分

グローバリゼーションの光と影「真のグローバリズム」を構築するための必要な理解を

は何の義務ももっていないと思いいている人々が、実に多いことであろうか。

こういう現実を見るにつけ、失業問題ひとつ取ってみても、経済学者の論議——例えば、マネタリズム、合理主義経済、サプライサイドの経済学などといったものには、「完全雇用など不可能」とみなすような反社会的側面が感じられてならない。¹² 結局ある意味においては強いものが勝っていく、弱肉強食を仕方がないこと、と肯定している面があり、甚だ社会的公正の原理に反するであろう。

そういった（新自由主義者による）優勝劣敗の指導理念がグローバリゼーションの本質的側面であるということは論をまたない。

その点で私たちの足元である日本の、社会的経済の実践は、残念ながら非常に遅れている。国本位の姿勢がまだまだ強く産業経済社会が構造的には垂直統合されていて、個人の資質とか個々の多元性、共生という理念が大切にされていない、その面でまだまだ遅れているといわざるを得ない。

そういった現状は、「構造的暴力」¹³ に他ならない。このように構造的暴力の存在する「非平和な状況」から、人間社会が積極的に「平和経済の状況」を取り戻すために、企業、農民団体、組合、生産者、消費者運動、教会、大学などがこぞって、明確な倫理的責任と普遍的な人権、他者のために奉仕するといった兄弟愛、慈悲の価値観に基づいた社会改革を必要とする、そういった連帯意識と行動計画が今こそ必要だということを筆者はここで強調しておこう。

なお本稿は、2003年2月28日にカトリック社会問題研究所（東京）で報告し、補筆したものである。

¹² 宇沢弘文『社会的共通資本』（東京大学出版会）参照。

¹³ ヨハン・ガルトウング=Johan Galtung, *Peace: Research·Education·Action* Christian Ejler Copenhagen, 1975, pp361-366.

Globalization—Light and Darkness: Toward Promoting True Globalism

YASUOKA Takaaki

(Institute for the Study of Social Justice, Sophia University)

SUMMARY

In this paper, the author attempt to search for the way how the negative impact of economic globalization could be minimized and found remedies for the purpose of promoting true globalism.

The Institute for the Study of Social Justice has recently come to focus its researches on the frictions and tensions of the outcome of globalization by organizing international symposium, undertakings of field studies on the plights of both refugees and internally displaced persons in Africa, the Balkan Area and East Timor by collecting relevant data in the cities and the remote village – communities.

Globalization inevitably transfers wealth from the poor to the rich and increases inequalities both within and between nations.

Concerning for remedies, *UNDP Report on Human Development* (1999) points out Ethics (decreasing human violation), Fairness (not increasing inequalities within and between nations), Inclusiveness (alleviating further marginalization of the populations and nations), Human Security (minimizing social instability and vulnerability of the people), Sustainability (not maximizing environmental destruction), and Development (mitigating and not increasing poverty and deprivations of basic human needs-social rights)

It is worth confirming basic moral principles by *Economic Justice For All* (US Bishops Pastoral Letter, 1984) Poverty, unemployment, the erosion of stable community structures, massive expenditures on weapons, and degradation of environment that threaten the dignity and well-being of people throughout the world.

“Basic justice...calls for the establishment of a floor of material well-being on which all can stand. This is a duty of the whole society and it creates particular obligations for those with greater resources.”

The solidarity of the human community, social cohesion and cooperation could only be built with the sound and balanced remedies of economic globalization of today. “We must make maximum efforts to seek to empower communities and states while working to institute democratic rules at international level by mobilizing world NGOs networks and civil society.” (Susan George, 1999).

<資料>

War is a Defeat for Humanity

My dear Companions in the Lord

In His address to the Diplomatic Corps, John Paul II emphatically proclaimed: "War is not always inevitable, it is always a defeat for humanity." These anguished words of the Pope reflect the Holy See's growing concern regarding the effects of violence and war on the fragile fabric of human coexistence. In his address to the United Nations General Assembly in October 1965, Paul VI spoke of the solemn pledge to be taken by all: "No more war, war never again!" Expressing similar sentiments, John Paul II, on the occasion of the war in the Persian Gulf repeated the cry: "Never again war!" Praising the efforts of those struggling for peace. He described as a new sign of hope "the spread, at many levels of public opinion, of a new sensitivity ever more opposed to war as an instrument for the resolution of conflicts between peoples."

In response to the tragic violence of September 11, the United States Conference of Catholic Bishops, in a Statement on Iraq issued on November 13, 2002 made clear that, "based on the facts that are known to us, we continue to find it difficult to justify the resort to war against Iraq, lacking clear and adequate evidence of an imminent attack of a grave nature." In the same spirit, in a letter addressed to President Bush on October 19, 2002, the Jesuit Provincials of the United States categorically expressed their "strong moral reservations about the use of military force in Iraq."

To these voices we must add the testimonies of many Jesuits around the world who, in trying circumstances, are spreading the message of dialogue and peace in the midst of violence, and the concerns of many others who have urged the Social Justice Secretariat to support these efforts for peace.

In fidelity to our commitment to be "Servants of Christ's mission, and at this critical juncture, our determination to work for a peace anchored firmly in justice, must be guided by a considered and prayerful reflection on the main reasons that militate against war on Iraq. We believe, with many others, that the reasons for a pre-emptive attack against Iraq are not convincing, and the effects of a possible war will turn out to be so devastating that it becomes very difficult, if not impossible, to justify a military intervention. Our belief is based on the following considerations.

(1) The 'doctrine' of a pre-emptive war is neither in accordance with UN doctrine and law, nor morally defensible. The application of this doctrine would open the door to an infinite war, a 'war without end'.

(2) Rather than bringing a stable peace in the region (Middle East), a war

against Iraq would heighten the tensions between Muslims and Christians. The seeds of dialogue between them so patiently sown would be trampled in a spiral of violence and intolerance.

(3) The willingness to incur massive military expenditure that destroys life seems to stand in sharp contrast with the unwillingness to promote, with the same determination, the sustainable development of all. In a world of growing inequalities, where the majority lack basic necessities ; in a world where trade and financial structures benefit the rich rather than the poor countries, many continue to question with increasing discomfort whether the true motives of war against Iraq have to do more with economic than security reasons.

(4) In the new emerging world political order, vital decisions on global security affecting the lives of people across continents are proposed to be taken unilaterally by the leaders of a few industrialised countries outside the control of the UN, and disregarding their obligation to build a broader consensus through legitimate democratic processes.

(5) Experience has shown us that the poor are always the main victims of violence and war.

As Jesuits we are "friends in the Lord," and this "means being 'friends with the poor', and we cannot turn aside when our friends are in need."

In a situation of generalized violence, and when war is projected as inevitable, we cannot turn our gaze away from our professed friends, the poor, especially women and children. From their perspective, there can be no justification for war.

It is for these reasons that our efforts in favour of peace assume an added urgency. As far as it is feasible, and keeping in mind local conditions, our struggle against continuous violence and in favour of peace needs to be strengthened, become more articulate, and integrate itself into a number of national and international initiatives. To attain these objectives, Jesuits in the social justice sector must contribute, at the Province level, to create proper fora where other Jesuits and our collaborators can creatively reflect on these issues, prepare some plans of public action, and discern concrete ways of collaborating with other groups.

In the end, our long-term efforts, as John Paul II has repeatedly stated, must take cognisance of the obvious fact "that there is serious disorder in world affairs", and that we must "work together for a new constitutional organization of the human family capable of being perceived as an objective and impartial guarantor of rights."

Rooted in the faith of Jesus Christ who called us to work for His Kingdom, we join many sisters and brothers in the struggle for a world of justice, truth and peace. A world where true peace can become a victory for humanity.
Fernando Franco SJ (Social Justice Secretariat)

Rome, February 7, 2003

上智大学社会正義研究所活動報告 (2002年～2003年)

Ⅰ 概要

上智大学社会正義研究所（Institute for the Study of Social Justice=ISSJ, Sophia University）は、本大学の建学理念であるキリスト教精神に基づいて変動する世界における諸問題を社会正義の観点から学際的に研究し、その成果を教育と実践活動の用に供することを目的とし、1981年4月に設立された。

教育活動では、学部共通科目「難民」の輪講による授業をはじめコミュニティ・カレッジなど社会人講座「現代社会における正義」を近年開設している。また、当研究所設立以来、内外の専門家や研究者を招聘し、月例講演会や国際シンポジウムを開催している。とくに、2002年12月開催の第22回国際シンポジウムは、「日本における正義：国内外における諸問題」をテーマとして取り上げ、国際基督教大学社会科学研究所と共同開催した。なお、この成果は近く出版される予定である。

海外調査研究では、とくにアフリカの難民・国内避難民の教育状況、保健栄養状況、雇用の機会などを中心に研究を行っている。「世界の貧しい人々に愛の手を」の会（Sophia Relief Service =SRS＝難民、貧しい人々への援助団体で当研究所下部組織、1981年5月設立）の援助対象地域である東アフリカ8ヵ国及び南アフリカに1981年より現在までに10回の調査研究班を派遣し、実地調査を行っている。

以上、当研究所は、「正義の促進」「他者のための奉仕」の課題に向けて微力ながら研究、教育、実践活動に携わっている。

II 所員・事務局

所 長	青 木 清	(兼任) 理工学部教授 (生命科学)
所 員	金 山 勉	(兼任) 文学部助教授 (テレコミュニケーション)
	ホアン・マシア	(兼任) 神学部教授 (倫理神学)
	町 野 朔	法学部教授 (法律学)
	村 井 吉 敬	(兼任) 外国語学部教授 (東南アジア社会経済論)
	ジョン・ジョセフ	文学部助教授 (人間学)
	ブテンカラム	
	理辺良 保 行	文学部教授 (人間学)
事 務 局	保 岡 孝 顕	主事
	白 鳥 環	特別嘱託 (2002.4.1~2003.3.31)

研究所所在地

〒102-8554 東京都千代田区紀尾井町 7-1
上智大学中央図書館 7 階 713 号室
TEL 03 (3238) 3023
FAX 03 (3238) 4237

III 研究活動

1. 海外調査研究

- ①第3回定例イエズス会コア・カリキュラム会議 (ジョン・ジョセフ・ブテンカラム 2003 年 3 月 10 日~25 日、アメリカ)

2. 国内調査研究

- ①日本カトリック正義と平和全国集会 (保岡孝顕、2002 年 9 月 21 日、長崎)
②グローバリゼーションに関する平和学会
子どもサミット (保岡孝顕、2002 年 11 月 9 日、広島)
③地雷をなくそう全国会議 (保岡孝顕、2003 年 2 月 8 日~9 日、滋賀)

3. 2002 年度学内共同研究

「正義と平和促進に関する研究と教育の新たな取り組み (1)」

研究代表者: ジョン・ジョセフ・ブテンカラム (文学部人間学研究室助教授)

研究分担者: 青木 清 (理工学部生命科学研究所教授)

石川 旺 (文学部新聞学科教授)

金山 勉 (文学部新聞学科助教授)

ホアン・マシア (神学部神学科教授)

理辺良保行（文学部人間学研究室教授）

保岡孝顕（社会正義研究所）

特別参加者：小山英之（文学部人間学研究室・非常勤講師）

元 百合子（反差別国際運動日本委員会研究員）

高山 親（イエズス会司祭）

2002 年度研究活動：

2002 年 5 月 23 日

「今後の研究の進め方」

2002 年 6 月 20 日

「遺伝子組換え操作と品種改良」

青木 清

2002 年 7 月 11 日

「北アイルランド紛争におけるコンフリクト・マネジメントと教会」 小山英之

2002 年 10 月 24 日

「正義と平和の促進の三つの柱：人間の尊厳・人権と貧しい人々」

ジョン・ジョセフ・プテンカラム

2002 年 11 月 21 日

「住民投票の位相―港町の事例から学ぶ」

石川 旺

2002 年 12 月 19 日

「マイノリティ女性に対する複合差別」

元 百合子

2003 年 1 月 23 日

「日本におけるベトナム人難民・労働者の今」

高山 親

4. 研究会

2002 年 5 月 10 日

「イラクに対する正戦はありうるか？」

場 所：上智大学中央図書館 5 階 L-524

講演者：ジョン・P・ランガン

（アメリカ・ジョージタウン大学ケネディ倫理研究所教授）

共催：学内共同研究「グローバリゼーションと人間の安全保障」

IV 教育活動

1. 講演会

2002 年 5 月 24 日

「カンボジアの現状を知る」

場 所：上智大学中央図書館 9 階 L-921

講演者：トゥン・チャンナレット

(対人地雷除去キャンペーン・ノーベル賞受賞者)

エンリケ・フィガレド (カンボジア・バットンバン司教)

主 催：上智大学人間学研究室・食糧デーグループ

共 催：社会正義研究所、他

2002 年 10 月 25 日

「日本の難民認定制度をどう見直すべきか」(1)

場 所：上智大学 7 号館 14 階特別会議室

講演者：本間 浩 (駿河台大学教授)

2002 年 11 月 22 日

「日本の難民認定制度をどう見直すべきか」(2)

場 所：カトリックセンター地下ホール

講演者：大貫憲介 (弁護士・さつき法律事務所)

2. 第 22 回国際シンポジウム

2002 年 12 月 7 日

「日本における正義：国内外における諸問題」

主 催：上智大学社会研究所・国際基督教大学社会科学研究所

9:30a.m～9:40p.m

開会の辞 石渡 茂 (国際基督教大学社会科学研究所長)

9:40a.m～10:50p.m

基調講演

日本における正義と憲法

ガヴァン・マコーマック

(オーストラリア国立大学教授)

異なる文化における政治と正義

カレル・ヴァン・ウォルフレン

(アムステルダム大学教授)

司会 御巫由美子 (国際基督教大学社会科学研究所)

11:00a.m～12:30p.m

ワークショップ(1) 国内における正義：歴史的経緯と今日の問題

定住外国人の市民権を求めて：在日のアイデンティティの視点から

金山梨花 (国際基督教大学大学院生)

人道に対する罪：ヒロシマ精神活性化への展望

田中利幸（広島市立大学平和研究所教授）

日本のトランスジェンダー言説をめぐる今日の問題について

蔦森 樹（作家）

司会／討論者 石生義人（国際基督教大学社会科学研究所）

1：30p.m～3：00p.m

ワークショップ（2）対外政策における正義：瀋陽事件を中心として
瀋陽総領事館事件における法と外交

江藤淳一（上智大学法学部教授）

北朝鮮とどう向き合うか？難民、拉致、・・・そして東アジアの平和にむけて

石丸次郎（ジャーナリスト）

マスメディアによって作られた北東アジアの政治的ドラマ：
異文化コミュニケーション

鄭 偉（国際基督教大学大学院生）

司会／討論者 最上敏樹（国際基督教大学社会科学研究所）

3：20p.m～

ワークショップ（3）世界における正義と日本の役割

いまわしく、また犯罪的な負債の取り扱いかた

モータル・マスード（ガジャマダ大学教授）

ゾマホン Zomahoun の視点

ゾマホン・ルフィン（上智大学大学院生）

グローバリゼーションと最貧国問題：日本の果たすべき役割

谷口 誠（早稲田大学現代中国総合研究所長）

司会／討論者 保岡孝顕（上智大学社会正義研究所）

5：00p.m～5：45p.m

プレナリーセッション

基調講演およびワークショップの講演者

テマリオ・リベラ（国際基督教大学社会科学研究所）

保岡孝顕

5：45p.m～6：00p.m

共同の祈り

ホアン・マシア（上智大学神学部教授）

永田竹司（国際基督教大学教授・宗務部長）

6：00p.m～6：10p.m

閉会の辞

青木 清（上智大学社会正義研究所長）

3. 全学共通科目「難民と人権」（後期 2002 年 9 月～2003 年 1 月）

2002 年

9 月 27 日「概論」

理辺良保行（文学部人間学研究室）

10月4日「難民と人権」	理辺良保行
10月11日「難民とイエズス会」	理辺良保行
10月18日「難民と上智大学」	保岡孝顕（社会正義研究所）
10月25日「アフリカⅠ」	鬼頭 宏（経済学部経済学科教授）
11月8日「アフリカⅡ」	保岡孝顕
11月15日「ヨーロッパ」	保岡孝顕
11月22日「カンボジア」	鈴木伸国（イエズス会・神学生）
11月29日「難民と日本」	安藤 勇 （イエズス会難民司牧センター長）
12月13日「女性難民」	理辺良保行
12月20日「まとめ」	理辺良保行
2003年	
1月10日「試験」	

4. 2002年度秋期・上智大学コミュニティーカレッジ教養・実務講座 （後期2002年10月～2003年1月）

本講座は「現代世界と正義—国家・市場・市民社会をめぐる」と題して輪講形式で進められた。13回の各講義では学内外での専門家の協力を得て、学際的な観点（神学・哲学・法学・新聞学・開発経済学・生命倫理・環境科学など）にたって今日、直面している地球規模ならびに地域的な問題群の分析を行い、受講者と広く討論を積み重ねた。これによって「社会正義・平和の促進」に一人ひとりが重要な役割を担っていくかを展望した。

講座名：「現代世界と正義—国家・市場・市民社会をめぐる」

コーディネーター・講師 青木 清（上智大学社会正義研究所長）

講師陣 保岡孝顕（上智大学社会正義研究所）、ホアン・マシア（上智大学教授）、樋口陽一（早稲田大学教授）、武市英雄（大妻女子大学教授）、今井圭子（上智大学教授）、貴邑富久子（横浜市立大学教授）、辻垣正彦（辻垣建築設計事務所所長）

2002年

10月2日 オリエンテーション

10月9日 暴力と平和—人間の二面性の考察—（マシア）

10月16日 法（レヒト）は正しい（レヒト）か、
裁判（ジャスティス）は正義（ジャスティス）か？（樋口）

10月23日 マスメディアと社会正義（武市）

10月30日 これからのマスメディアに求められるもの（武市）

11月6日 「悪の枢軸」言説と正戦論の周辺（保岡）

11月13日 多民族・文化社会へ移行する日本のあり方（保岡）

- 11月20日 人間の安全保障論の周辺（保岡）
11月27日 グローバル化とアルゼンチン・モデルと失業問題（今井）
12月4日 地球環境と生命科学（青木）
12月11日 バイオテクノロジーの有効利用（青木）
12月18日 環境ホルモンと脳（貴邑）
2003年
1月8日 グローバリゼーションと熱帯雨林伐採（ババアニューギニア）
ー私たちの暮らしが奪った森（辻垣）

V 実践活動

1. 「世界の貧しい人々に愛の手を」の会

当会は1979年から1981年にかけて本学外事部が主管したインドシナ難民救援活動を1981年5月より当研究所の実践活動の一つとして引き継いだ。当会は主に東アフリカ（ケニア・エチオピア・モザンビーク・ウガンダ・ソマリア〔停止中〕・スーダン〔停止中〕）および南アフリカの難民、抑圧や飢餓、貧困に苦しむ人々への援助活動を行っている。その援助及び活動の資金は全国の募金協力者（現在約400名）による自発的募金を主とし、そのほかにチャリティバザー、コンサートなどによるもので特に会員制はとっていない。寄せられる募金は、現地の実情調査や情報分析に基づき信頼できる現地のキリスト教系救援・開発団体に全額配分され、年に1度定期送金される。また、1981年以来2年毎に東アフリカ地域の援助先へ現地踏査を継続して行って適確なニーズの把握とプロジェクト評価を得るように努めている。また従来の難民救援活動の全学的取り組みの精神を生かしながら、当会は本学の教職員・学生ボランティアや学外の支援者によって構成、運営されている。

所在地 〒102-8554 東京都千代田区紀尾井町7-1

上智大学社会正義研究所気付

TEL 03-3238-3023 / FAX 03-3238-4237

代表者 アンセルモ・マタイス

援助対象事業 食糧・衣料援助、保健医療、住宅・病院・学校建設、教育活動、職業訓練、井戸堀り、物資輸送、通信、緊急救援等

援助形態 資金助成、情報提供

援助対象国 エチオピア、ケニア、ソマリア（停止中）、スーダン（停止中）、モザンビーク、ウガンダ、南アフリカ（2003年3月現在）

2. 2002年度援助先及び送金額

①エチオピア

＜イエズス会救済事業＞ 717,450 円 (2002 年度)

援助総額 (1983 年～2002 年) 31,891,558 円

JRS エチオピアでは国内避難民の実情の調査を行うとともに、中高等学校における教育活動などにより、現地語での授業、さらに各地域の難民の自立支援を目的とした教員養成コースなどがある。送付金は主に、カリティ地区の難民コミュニティ・センターのプロジェクト「難民リハビリテーション・プロジェクト」のために活用されている。

②ケニア

＜ニュンバニ小児施設＞ 360,450 円 (2002 年度)

援助総額 (1994 年～2002 年) 4,589,300 円

ニュンバニ小児施設は主にケニア初の HIV 感染児童のための施設として 1992 年に設立された。ホスピスも併設されており、子供たちは父母代わりのスタッフと共に、身体的精神的ケアや社会復帰プログラムを受けている。昨年は、ニュンバニ小児施設 10 周年記念式典を開催。多くのテレビやラジオのニュース番組などから取材を受け、エイズ予防の意識を社会に訴えることができた。現在は「希望の村」の敷地を探しており、工事が始められるように準備している。

＜ナイロビ・カトリック教区難民支援プログラム＞

717,450 円 (2002 年度)

援助総額 (2001 年より新規) 1,474,050 円

2000 年 4 月より、ケニアでは弱い立場である女性難民及び児童難民のための施設が創られた。また、2001 年から始めた、「収入を目的としたプロジェクト」(パン屋、レストラン、インターネットカフェ)は 2002 年年末までに 50,000 ドルの収入が見込まれている。

③モザンビーク

＜モザンビーク・コミュニティスクール＞

360,450 円(2002 年度)

援助総額 (1997 年～2002 年) 2,509,750 円

モザンビーク・コミュニティスクールでは、本国に帰還したモザンビーク難民の教育支援プロジェクトを推進している。地域に

は学校と識字支援センターがある。ンコノとチャンバ地域の学校建設は資金と時間の都合上、建設が始まっていない。その他、6校はすでに完成している。

④ウガンダ

＜イエズス会難民事業＞ 360,450 円（2002 年度）
援助総額（1997 年～2002 年）2,196,600 円

JRS ウガンダは 2000 年に、住居、治療、非常食の援助を行う、難民のための組織をカンバラに設立した。ジュマニ県の人口の半数は難民、マラリア、下痢、呼吸器系疾患などの病気や栄養不良といった問題を抱えている。その解決のためには、難民の自立を視野に入れて考えている。

⑤南アフリカ

＜JRS ビエンヴェヌ難民シェルター＞ 360,450 円（2002 年度）
援助総額（2001 年～2002 年）737,250 円

ビエンヴェヌ難民シェルターは、女性難民や子供の難民が安全に食事をし、睡眠をとり、学習ができるようにすることを目的としている。教育面では南アフリカ社会の一員として生活することができるよう、言語を習得に努められている。また、母国に送還されることも考えて、母国語で話し続けられるよう奨励し、彼らの独自の信仰や文化に配慮がなされている。

3. 主な募金活動

2002 年 10 月 16 日～17 日 チャリティーバザー

（上智大学内）

主 催：「世界の貧しい人々に愛の手を」の会

2002 年 12 月 1 日 チャリティーコンサート

（上智大学 10 号館講堂）

ソプラノ：三木 コロン えりか

ピアニスト：堤 雅那子

コーラス：東京アルス・ノーバ

主 催：「世界の貧しい人々に愛の手を」の会

協 賛：上智大学カトリックセンター

上智大学カトリック学生の会

4. ニュースレターの発行

『世界の貧しい人々に愛の手を』を年 2 回発行し、寄付協力者への報告、難民救援へのアピールを行っている。

5. 募金の受付

口座名義	「世界の貧しい人々に愛の手を」の会
郵便振替口座	00180-9-86078
銀行口座（普通預金）	三井住友銀行麹町支店 3090766

VI 出版活動

紀要『社会正義』紀要 22 号（本書）

「巻頭言」青木清／「日本の難民認定制度をどう見直すべきか（1）」本間浩／「日本の難民認定制度をどう見直すべきか（2）」大貫憲介／「瀋陽総領事館事件における法と外交」江藤淳一／「難民に関する調査：全学共通科目『難民』（2000 年度）・『難民と人権』（2002 年度）受講生の場合」保岡孝顕／“The Social Dimension of Jesuit Core Curriculum in a Global World” PUTHENKALAM John Joseph／“The Expectation for Life Science in the 21st Century” AOKI Kiyoshi／「心神喪失者等医療観察法案と触法精神障害者の治療を受ける権利」町野朔／「宗教界における女性の位置」ホアン・マシア／「グローバリゼーションの光と影 『真のグローバリズム』を構築するための必要な理解を」保岡孝顕／“War is a Defeat for Humanity”／上智大学社会正義研究所活動報告（2002 年－2003 年）

『難民と NGO』（サンパウロ、2002 年 8 月）

『地球市民社会をめざす大学教育』（現代人文社、2002 年 12 月）

ニューズレター『世界の貧しい人々に愛の手を』の会 No.43、2002 年 7 月発行、No.44、2002 年 12 月発行

INSTITUTE FOR THE STUDY OF SOCIAL JUSTICE (ISSJ)

I . ORIGIN AND AIMS

The ISSJ was established at Sophia University on April 1, 1981.

The purpose of the ISSJ is to investigate the conditions of social justice in the domestic and international areas, especially the Third World and to contribute to the promotion of social justice, peace, and humanity based on interdisciplinary efforts.

The ISSJ emphasizes the need for wider support and cooperation from various research institutions both local and abroad, in pursuit of these objectives. In accordance with these, the ISSJ undertakes research projects and symposia lectures on justice issues.

Results of research projects and other activities are published annually in *Shakai Seigi* (*Social Justice*).

II . ADMINISTRATION AND STAFF

Director

AOKI Kiyoshi (Professor, Life Science)

Staff Members

KANAYAMA Tsutomu (Assistant Professor, Tele-communication)

MASIÁ Juan (Professor, Theology)

MACHINO Saku (Professor, Jurisprudence)

MURAI Yoshinori (Professor, Socio-economics of Southeast Asia)

PUTHENKALAM John Joseph

(Assistant Professor, Philosophical Anthropology)

RIBERA Hoan (Professor, Philosophical Anthropology)

Administration

YASUOKA Takaaki (Executive Secretary)

SHIRATORI Tamaki (Part-time staff, April 1, 2002 – March 31, 2003)

Location

The ISSJ is located at Sophia University (Room #713, 7th Floor of the Central Library Building) 7-1, Kioi-cho, Chiyoda-ku, Tokyo Postal Code 102-8554, Japan. Tel. 03-3238-3023. Fax. 03-3238-4237.

III. ACTIVITIES (2002–2003)

Activities of the ISSJ are organized in the following four categories:

A· Research, B· Lectures and Symposium, C· Outreach Projects of Sophia Relief Service Attached to ISSJ, and D·Publications.

A. Research

- Research Program (Overseas)

The third ordinary Society of Jesus meeting on Core Curriculum (John Joseph Puthenkalam, March 10-25, 2003, in the U.S.)

- Research Program (Domestic)

National Catholic Assembly on Justice and Peace (Takaaki Yasuoka, September 21, 2002, in Nagasaki)

Institution of Peace on Globalization (Takaaki Yasuoka, November 9, 2002, in Hiroshima)

National Conference of Elimination of Landmines (Takaaki Yasuoka, February 8-9, in Shiga)

- The New Challenge for Research Study and Education on Promotion of Justice and Peace

The members were chosen from different disciplines to investigate the various conditions of frictions in Promotion of Justice and Peace, and factors, which bring co-existence between the developed and developing nations.

The study team held monthly regular study sessions.

Research Members

PUTHENKALAM John Joseph

(Assistant Professor, Philosophical Anthropology)

AOKI Kiyoshi (Professor, Life Science)

ISHIKAWA Sakae (Professor, Journalism)

KANAYAMA Tsutomu (Assistant Professor, Journalism)

MASIÁ Juan (Professor, Theology)

RIBERA Hoan (Professor, Philosophical Anthropology)

YASUOKA Takaaki (Institute for the Study of Social Justice)

Guest Members

TAKEICHI Hideo (Professor Otsuma University)

KOYAMA Hideyuki (Part-time Lecturer, Philosophical Anthropology)

INSTITUTE FOR THE STUDY OF SOCIAL JUSTICE (ISSJ)

MOTO Yuriko (International Movement Against All Forms of
Discrimination and Racism, Japan Office)

TAKAYAMA Chikashi (Society of Jesus)

Research Reports

1) May 23, 2002

“How to Promote the Study”

2) June 20,

“Genetic Modification and Breeding,”

AOKI Kiyoshi

3) July 11,

“ Conflict Management and Churches in Northern Ireland,”

KOYAMA Hideyuki

4) October 24,

“Human Dignity, Rights and the Poor: Keys to Promote Justice and Peace,”

PUTHENKALAM John Joseph

5) November 21,

“Phase of Referendum---Learning from Case in the Hama Town,”

ISHIKAWA Sakae

6) December 19,

“Complex Discrimination against Women of Minorities,”

MOTO Yuriko

7) January 23,

“The Present Condition of Vietnamese Refugees and Workers in Japan,”

TAKAYAMA Chikashi

May 10, 2002

“Can There be a Just War against Iraq?”

Place: Room # 524 5th floor of Central Library Building, Sophia University

LANGAN P. John (Professor of Kennedy Institute of Ethics,
Georgetown University)

B. Lectures and Symposium

• Lectures

(1) May 24, 2002

“The Present Situation of Cambodia”

Place: Room # 921 9th floor of Central Library Building, Sophia University

CHANNARETH Tun

(The International Campaign to Ban Landmines, Nobel Peace Prize winner)

FIGAREDO Enlique (Cambodia, Bishop)

Held by Wold Food Day Group, Philosophical Anthropology, Sophia University
Co-sponsored by the Institute for the Study of Social Justice

(2) October 25, 2002

“Critical Review on the Japan’s Asylum Policy for Refugees (1)”

Place: Conference Room, 14th floor of Building # 7, Sophia University

HONMA Hiroshi (Professor of Surugadai University)

(3) November 22, 2002

“Critical Review on the Japan’s Asylum Policy for Refugees (2)”

Place: Basement Hall, Catholic Center, Sophia University

OHNUKI Kensuke (Lawyer, Satsuki Lawyer’s Office)

• Symposium

December 7, 2002

“The 22nd International Symposium,

Japan’s Justice: Domestic and International Dimensions”

Place: International Christian University

9:30a.m-9:40p.m Opening Address

ISHIWATA Shigeru (Director, Social Science Research Institute,
International Christian University)

9:40a.m-10:50p.m Keynote Speeches

“Japan: Justice and Constitution”

McCORMACK Gavan

(Professor, Australian National University)

“Justice and Politics in Different Cultures”

VAN WOLFEREN Karel (Professor, Amsterdam University)

Chair: MIKANAGI Yumiko (Social Science Research Institute,
International Christian University)

11:00a.m-12:30p.m Workshop (1)

Domestic Justice: Historical Perspectives and Today’s Issues

“In Search of Citizenship for Resident Aliens in Japan from the
Perspective of Korean-Japanese Identity”

KANAYAMA Rika

(Graduate student, International Christian University)

“Crimes against Humanity: Perspectives towards Revitalizing the

Spirit of Hiroshima”

TANAKA Toshiyuki

(Professor, Hiroshima Peace Institute of Hiroshima City University)

“Trans·gender Issues in Japan Today”

TSUTAMORI Tatsuru (Writer)

Chair and Discussant: ISHIO Yoshito (Social Science Research Institute, International Christian University)

1:30p.m-3:00p.m Workshop (2)

Attaining Justice in Foreign Policy: On the Shenyang Five

“Law and Diplomacy in the Shenyang Asylum Seekers Case”

ETOH Junichi (Professor of Law, Sophia University)

“How to Approach North Korea? Refugees, Abductees, and the Search for Peace in East Asia”

ISHIMARU Jiro (Journalist)

“A Northeastern Political Drama Directed by the Mass Media: Comments from an Intercultural Communication Perspective”

ZHENG Wei

(Graduate student, International Christian University)

Chair and Discussant: MOGAMI Toshiki (Professor of Social Science Research Institute, International Christian University)

3:20p.m-5:00p.m Workshop (3)

Justice and Japan's Role in the World

“Dealing with Odious and Criminal Debt”

MAS'OED Mohtar (Professor, Gadjah Mada University)

“How to Achieve the Worldwide Social Justice?”

RUFIN Zomahoun (Graduate student, Sophia University)

“Globalization and Problems of Extremely Poor Countries: The Role Japan Should play”

TANIGUCHI Makoto (Director, Research Institute of Current Chinese Affairs of Waseda University)

Chair and Discussant: YASUOKA Takaaki

(Institute for the Study of Social Justice)

5:00p.m-5:45 p.m Plenary Session

Lecturers of Keynote Speech and Workshops

RIVERA Temario (Social Science Research Institute, International Christian University)

YASUOKA Takaaki (Institute for the Study of Social Justice)

Chair: MIKANAGI Yumiko (Social Science Research Institute, International Christian University)

5:45p.m-6:00p.m Prayers

MASÍÁ Juan (Professor, Sophia University; S.J.)

NAGATA Takeshi (Professor, International Christian University;
Director, Religious Center)

6:00p.m-6:10p.m Closing Session

AOKI Kiyoshi (Director, Institute for the Study of Social Justice)

• The Undergraduate Course, Open to All Students: “Refugees”

September 27, 2002 “Introduction”

RIBERA Hoan (Professor, Philosophical Anthropology)

October 4 “Refugees and Human Rights”

RIBERA Hoan

October 11 “Refugees and the Society of Jesus”

RIBERA Hoan

October 18 “Refugees and The Response Sophia University”

YASUOKA Takaaki (Institute for the Study of Social Justice)

October 25 “East Africa”

KITOH Hiroshi (Professor of Economics)

November 8 “South Africa”

YASUOKA Takaaki

November 15 “Europe and the Balan region”

YASUOKA Takaaki

November 22 “Cambodia”

SUZUKI Nobukuni (Society of Jesus, Theologian)

November 29 “Refugees and Japan”

ANDOH Isamu (Jesuit Support Center)

December 13 “Refugees Women”

RIBERA Hoan

December 20 “Conclusion”

RIBERA Hoan

January 10, 2003 “Examination”

• Sophia Community College Autumn 2002

Entitled as “The World Today and Justice—State, Market and Civil Society,” this course was led by professors in and outside of the university. From interdisciplinary viewpoints, such as theology, philosophy, jurisprudence, journalism, development economics, life ethics and environmental science, we analyzed and discussed the global and regional problems with the members. Finally we reviewed how we can play the

INSTITUTE FOR THE STUDY OF SOCIAL JUSTICE (ISSJ)

important role for promotion of social justice and peace.
Coordinator and lecturer: AOKI Kiyoshi

October 2, 2002	"Orientation"
October 9	"Violence and Peace---Two-Sides of a Human" MASIÁ Juan (Professor, Sophia University; S.J.)
October 16	"Recht (Law) is Recht (Right)? Justice is Justice?" HIGUCHI Yoichi (Professor, Waseda University)
October 23	"Mass Media and Social Justice" TAKEICHI Hideo (Professor, Otsuma Women's University)
October 30	"What Will Be Required to Mass Media in the Futur" TAKEICHI Hideo
November 6	"Axis of Evil" Theory and Just War" YASUOKA Takaaki (Executive Secretary ISSJ)
November 13	"Existence of Japan, Switching to Multi-Ethnical and Multi Cultural Society" YASUOKA Takaaki
November 20	"Major Focus on Human Security" YASUOKA Takaaki
November 27	"Globalization and Argentinean Model and Unemployment" IMAI Keiko (Professor, Sophia University)
December 4	"Environment of the Earth and Life Ethics" AOKI Kiyoshi
December 11	"Making the Most of Biotechnology" AOKI Kiyoshi
December 18	"Environmental Hormone and Our Brains" KIMURA Fukuko (Professor, Yokohama City University)
January 8, 2003	"Globalization and Deforestation in Papua New Guinea Rain Forests, What Our Life Has Deprived" TSUJIGAKI Masahiko (Tsujiigaki Masahiko Architect Office)

C. Outreach Projects of Sophia Relief Service Attached to ISSJ

Since 1981, ISSJ has been supporting refugees in East Africa, and people in poverty or hunger. This activity is made possible by about 400 contributors across the world, charity concerts and bazaars. With a reliable field survey,

donation is distributed to the Christian-related supporting or development organizations on the spots. Every two years, SRS conducts on-site inspection to acquire accurate needs and the evaluation of this project. SRS is organized by professors at Sophia University and other volunteer supporters (Director: MATAIX Anselmo S.J, Founded in 1981).

Statement of Disbursement (April 2002-March 2003)

1. Ethiopia: Jesuit Refugee offers educational programs in junior and senior high schools. People can attend classes of the local language and teachers college in the aim of self-sustenance. Donation of 2001 was used for Refugee Rehabilitation Project held by Refugee Community Center in Qaliti. (¥717,450)
2. Kenya: Nyumbani, Children of God's Relief Institute Community, the first shelter for children infected with AIDS, founded in 1992. It also functions as a hospice, offering rehabilitation opportunity. Children are accompanied with the staff there, and receive mental and physical care.(¥360,450)
3. Kenya: Nairobi Catholic Church Refugee was built to protect female and infant refugees in Kenya in April 2000. From 2001, their projects such as bakeries, restaurants, net cafés are expected to have the profit of \$50,000 by the end of 2002. (¥717,450)
4. Mozambique: Mozambique Community School promotes educational programs, and settles schools and an anti-illiteracy center for Mozambican refugees who returned to the country. (¥360,450)
5. Uganda: JRS Urban Refugee in Kampala was established in 2000 to support people in need of habitation, medical treatment and emergency provision. (¥360,450)
6. South Africa: JRS Bienvenu Refugees' Shelter especially encourages the people as the members of South African society, to acquire languages, including their native tongues, since they someday might be repatriated. The shelter also pays great attention to people's own culture and religion to preserve them. (¥ 360,450)

Charity Events :

October 16-17, 2002 Charity Bazaar, at Sophia University

December 1, 2002 Charity Concert at Assembly Hall, Sophia University
Sponsored by *Sekai no Mazushii Hitobito Ni Ai no Te o* - (Extending Hands to
Needy People of the World)

D. Publications

1. Academic Journal *Shakai Seigi (Social Justice)*, Vol.22 (Tokyo: ISSJ, Sophia University, 2003)

Contents: "Foreword" AOKI Kiyoshi; "Critical Review on the Japan's Asylum Policy for Refugees" HONMA Hiroshi; "Critical Review on the Japan's Asylum Policy for Refugees" OHNUKI Kensuke; "Law and Diplomacy in the Shenyang Asylum Seekers Case" ETO Junichi; The Questionnaire Survey on Refugees: With the Case of Students Taking "Refugee" Classes" YASUOKA Takaaki; "The Social Dimension of Jesuit Core Curriculum in a Global World" PUTHENKALAM John Joseph; "The Expectation for Life Science in the 21st Century" AOKI Kiyoshi; "The Right to Treatment of the Mentally Disordered Offenders and the Bill "Insane Offender Treatment Act" MACHINO Saku; "Equal Rights of Women and Their Leadership in Religion" MASIÁ Juan; "Globalization—Light and Darkness: Toward Promoting True Globalism" YASUOKA Takaaki; "War is a Defeat for Humanity" Institute for the Study of Social Justice, Sophia University (2002–2003)

2. *Refugees and NGO* (San Paolo, Tokyo, August, 2002)

3. *The Role of University Education for Global Civil Society*
(Gendai Jimbunsha, Tokyo, December, 2002)

4. Newsletter (*Sekai no Mazushii Hitobito ni Ai no Te o* – Extending Hands to
Needy People of the World)

Vol.43 (Tokyo: Sophia Relief Service, ISSJ, July, 2002)

Vol.44 (December, 2002)

社会正義 紀要 22

2003年3月25日 印刷

2003年3月31日 発行

編集者

発行者

発行所

〒102-8554

印刷

保岡孝顕

青木清

上智大学社会正義研究所

東京都千代田区紀尾井町 7-1

電話 03-3238-3023

Fax. 03-3238-4237

南芸出版有限会社

SOCIAL JUSTICE

No.22 (2003)

Contents

Foreword	<i>AOKI Kiyoshi</i> 1
Critical Review on the Japan's Asylum Policy for Refugees (1)	<i>HONMA Hiroshi</i> 3
Critical Review on the Japan's Asylum Policy for Refugees (2)	<i>OHNUKI Kensuke</i>21
Law and Diplomacy in the Shenyang Asylum Seekers Case	<i>ETO Junichi</i>47
The Questionnaire Survey on Refugees: With the Case of Students Taking "Refugee" Classes	<i>YASUOKA Takaaki</i>59
The Social Dimension of Jesuit Core Curriculum in a Global World	<i>PUTHENKALAM John Joseph</i>77
The Expectation for Life Science in the 21 st Century	<i>AOKI Kiyoshi</i>83
The Right to Treatment of the Mentally Disordered Offenders and the Bill "Insane Offender Treatment Act"	<i>MACHINO Saku</i>85
Equal Rights of Women and Their Leadership in Religion	<i>MASIA Juan</i>97
Globalization — Light and Darkness Toward Promoting True Globalism	<i>YASUOKA Takaaki</i>107
War is a Defeat for Humanity	115
Report: Activities of 2002—2003	117
Institute for the Study of Social Justice, Sophia University	127

Institute for the Study of Social Justice
Sophia University